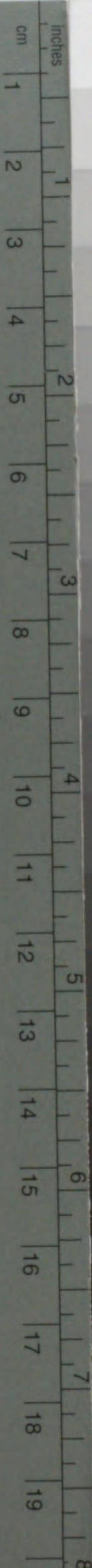


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
Light Blue	Light Cyan	Light Green	Light Yellow	Light Red	Light Magenta	White	Light Gray	Black
Dark Blue	Dark Cyan	Dark Green	Dark Yellow	Dark Red	Dark Magenta	White	Dark Gray	Black


515  
2

515-52-(133)



1200501486113








529

外務省通商局編纂


各國通商の動向と日本

日本國際協會發行

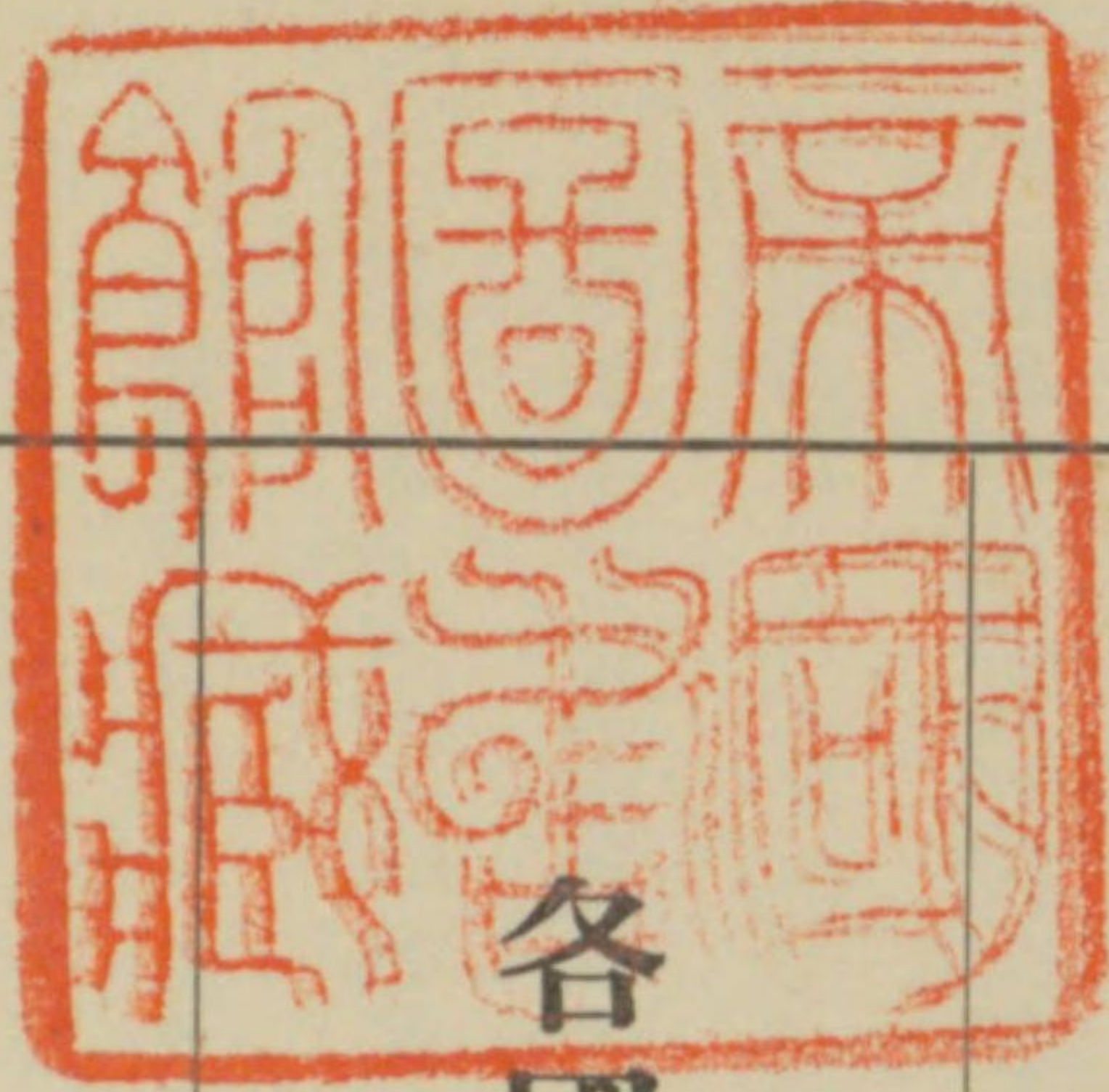








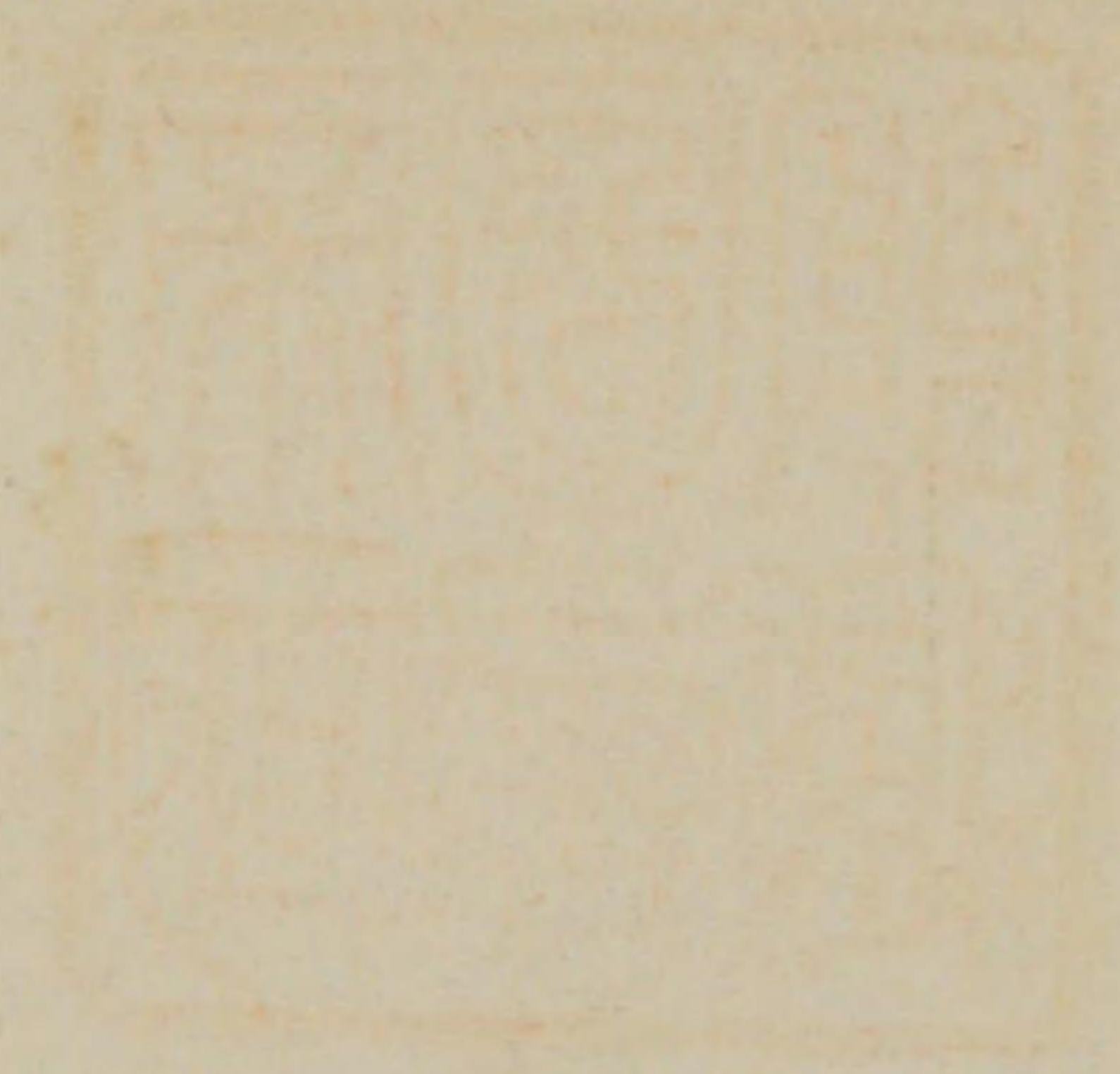




各國通商の動向と日本

外務省通商局編纂

日本國際協會發行





5-15-5

本調査書の趣向と日本

日本調査會發行

外務省通商局編纂

序

本調査は最近諸國の通商政策の動向を觀察し、併せて我國の貿易狀況を察知するの便に供せんが爲編纂したるものにして、本書を二部に分ち、第一編に於ては諸外國の通商政策の動向、之に對する我國の對策及最近の通商交渉の大要竝に昭和九年度の我貿易狀況に付總括的の記述を爲し、第二編に於ては各國別に諸外國の通商政策に關する主要事項殊に貿易制限措置の概要竝に我國との貿易關係に付記述せり。

昭和十年三月

外務省通商局



# 各國通商の動向と日本

## 目次

第一編 總 說	(一)
第一章 最近諸外國の通商政策の動向	(一)
第二章 昭和九年度に於ける我國の通商交渉	(三)
第三章 昭和九年度本邦對外貿易概観	(七)
参考統計表	
(一) 三ヶ年對照日本内地貿易額	(七)
(二) 類別 輸 入 表	(八)
(三) 品種別輸出額三ヶ年對照表	(一〇)
(四) 品種別輸入額三ヶ年對照表	(三)
(五) 本邦洲別貿易(價格及比率)	(五)
(六) 相手國群別輸出額表(價格及比率)	(六)
(七) 世界貿易に於ける日本の地位(世界及主要國貿易)	(三)

目

次



第二編 諸外國の貿易制限措置及本邦との貿易關係 (三九)

第一章 歐羅巴 (三九)

一、英 國	.....	三九
二、佛 蘭 西	.....	四〇
三、獨 逸	.....	四一
四、伊 太 利	.....	四二
五、瑞 士	.....	四三
六、白 耳 義	.....	四四
七、和 蘭	.....	四五
八、西 班 牙	.....	四六
九、葡 萄 牙	.....	四七
一〇、諾 威	.....	四八
一一、瑞 典	.....	四九
一二、丹 抹	.....	五〇
一三、埃 太 利	.....	五一
一四、チエコスロヴァキア	.....	五二
一五、波 蘭	.....	五三
一六、蘇 聯 邦	.....	五四
一七、希 臘	.....	五五
一八、土 耳 古	.....	五六
一九、羅 馬 尼 亞	.....	五七
附、前記以外の歐洲諸國との貿易統計	.....	五八
二〇、ラトヴィア	.....	五九
二一、リトアニア	.....	六〇
二二、エストニア	.....	六一
二三、芬 蘭	.....	六二

第二章 北亞米利加 (六八)

二四、北米合衆國	.....	六八
二五、加 奈 陀	.....	六九

第三章 中央亞米利加 (七〇)

二六、墨 西 哥	.....	七〇
二七、玖 馬	.....	七一
二八、サルバドル	.....	七二
二九、ハ イ チ	.....	七三
三〇、コスタリカ	.....	七四
三一、グアテマラ	.....	七五

第四章 南亞米利加 (七六)

三二、秘 露	.....	七六
三三、智 利	.....	七七
三四、亞爾然丁	.....	七八
三五、伯刺西爾	.....	七九
三六、ウルグアイ	.....	八〇
三七、コロンビア	.....	八一
三八、エクアドル	.....	八二

第五章 亞 細 亞 (八三)

三九、滿 洲 國	.....	八三
四〇、支 那	.....	八四
四一、香 港	.....	八五
四二、英領印度	.....	八六
四三、錫 蘭	.....	八七
四四、英領馬來(海峽殖民地、馬來聯邦及非聯邦州)	.....	八八
四五、英領ボルネオ	.....	八九
四六、蘭領印度	.....	九〇
四七、佛領印度支那	.....	九一
四八、比 律 賓	.....	九二
四九、暹 羅	.....	九三
五〇、波 斯	.....	九四
五一、シ リ ヤ(佛國委任統治地)	.....	九五
五二、パレスティン(英國委任統治地)	.....	九六
五三、イ ラ ク	.....	九七



第六章 阿弗利加……………(一七)

五四、埃及……………一七

五五、英領東阿弗利加(ケニヤ、ウガンダ、タ

ンガニイカ)……………一七

五六、葡領東阿弗利加(モザンビク)……………一七

五七、南阿聯邦……………一七

五八、モロッコ……………一八

五九、其の他の阿弗利加諸地域……………一八

(英領西阿弗利加、マダガスカル(佛領)、佛領

西阿弗利加、アルゼリア(佛領)、英領ガムビア)

第七章 大洋洲……………(一四)

六〇、濠洲……………一四

六一、新西蘭……………一七

附 録……………(一九)

(一)通貨に關する重要日附一覽表(國際聯盟調査)……………(一九)

(二)諸國通貨の金平價に對する下落率一覽表……………(一九)

(三)東京對外爲替相場……………(一九)

# 各國通商の動向と日本

外務省通商局編纂

## 第一編 總說

### 第一章 最近諸外國の通商政策の動向

大戰後歐洲諸國の農業不況の繼續と諸國の食料品自給政策採用の結果農業保護は一般の趨勢となり、農産品に對する關稅は漸次引上げらるる傾向を示し、又次第に濃厚となる國家主義的經濟政策の影響の爲保護關稅政策は漸く隆盛ならんとする形勢を示せり。依て國際聯盟を中心として屢次に亘り右傾向を阻止する爲の努力行はれ、一九二七年の國際經濟會議以來稍保護政策の緩和を見んとする機運を生じ、輸出入

禁止制限撤廢の爲の國際條約の調印をも見るに至りたるが、幾何もなくして一九二九年秋米國に勃發し直ちに世界諸國に波及せる經濟不況は忽ち右機運を消失せしめ、保護政策を激成し、農産物のみならず工業品に對する關稅は相次いで引上らるるに至れり。

一九三〇年米國のスムート・ホーレー關稅法は極端なる保護關稅強化の先蹤となりたるものにして、之に對抗し關稅引上を爲す國續出したるが、次で一九三二年英國の保護關稅設定に依り保護主義は世界を風靡



するに至れり。此の間一九三〇年及一九三一年の關稅休戰會議並に一九三三年六月—七月の倫敦國際經濟會議等國際協力に依り右趨勢を緩和せんとする努力試みられたるも何れも其の効果を擧げずして終り、却て世界不況の激化に基因する多數國の通貨下落は關稅引上の機運を増大すると共に更に進んで直接に輸入量を制限する各種の措置を盛ならしむるに至れり。

爲替下落國商品に對し關稅重課を爲すことは嘗て大戰直後通貨膨脹時代の獨逸品に對し行はれたる所なるが、今次の不況に因り多數國の通貨が金本位を離れて下落を見るや、佛國、加奈陀、比律賓、南阿聯邦、西班牙等は相次いで爲替補償税を設定して爲替下落國よりの商品に之を賦課するに至れり。而て本邦品は直ちに右課税の目的とせられ其の蒙りたる打撃は尠からず。

尙最近諸國の關稅政策の顯著なる一傾向は、貿易事情の變動に應じ迅速に關稅引上の目的を達せん爲關稅率の變更に關する廣大なる權限が行政に賦與せらるる傾向にして、前記爲替ダンピング税の適用が何れも行政の權限とせらるるのみならず、一般關稅率の増減に付ても英、米、佛、蘭、獨、白、伊、印度、瑞西、西班牙等何れも或は關稅法の規定に依り或は特別の立法に依り廣大なる權限を政府に賦與せり。英國の一九三二年關稅法、米國の一九三〇年關稅法中の伸縮條項、産業復興法、農業救濟法及互惠通商法、佛國の一九三四年三月關稅獨裁權法、和蘭の一九三四年非常時關稅法、獨逸の一九三四年關稅獨裁法、印度の一九三三年産業保護法等は其の著例にして、右の結果關稅引上は極めて頻繁に行はるるに至れり。

然れども近時最も其の傾向の顯著なるは、直接に輸入量を制限せんとする各種の措置にして、英國を始め英帝國諸邦、米國、比律賓等依然關稅政策を以て國內市場の保護の主たる手段として居るものあるも、多數

の國は關稅政策と並行し各種輸入制限措置を採用し漸次右措置を重視するに至れり。右措置は或は多數國の通貨下落の爲保護關稅の効果が減殺せられたること、或は關稅率が條約上固定せられ引上を爲す餘地乏しかりしこと、或は通貨擁護の爲貿易バランス改善の急迫せる必要に基き輸入減少を計ることを餘儀なくせられたること等幾多の事情より實施せられたるが、何れの場合も輸入制限に關する廣汎なる權限が政府に賦與せられ(例へば獨逸の一九三三年獨逸輸出保護法、一九三四年經濟對策に關する緊急法等、和蘭の一九三一年及一九三三年非常時輸入法、蘭領印度の一九三三年非常時輸入法、白耳義の一九三一及一九三四年輸出入に關する特別權限委任法、瑞西の一九三三年對外經濟防禦手段に關する聯邦令、西班牙の一九三四年輸入割當令、其の他各國の爲替及貿易管理法)たるのみならず、最も適確に外國品の輸入を阻止し得るを以て、各國盛に之を行ひ、國際貿易にとり最も重大なる障礙となれり。而て特異の制度に基き外國貿易を國營とし特殊の國家機關を通じて之を行ふ聯邦並に外國貿易を政府に於て獨占し、一般貿易商への委任に依り之を行はしむる波斯は之を別とし、多數の諸國の採れる輸入制限の手段は輸入許可制度、輸入割當制度及爲替管理制度にして此等の手段は國に依り其の適用振を異にし又種々組合はせられて極めて複雑なる態様を爲せり。右制度の概要を述べれば左の如し。

(イ)輸入許可制度—許可制度は從來公安、衛生、武器取締等に關聯して一部に付行はれ居たる所にして必ずしも新たなる制度には非ざるも、輸入制限の方法として廣汎に利用せらるるに至れるは最近の現象なり。本制度は輸入に際し豫め政府の關係機關の特別許可を取得すべきことを要求する制度にして、許可の限度は之を公表することなきを以て當該機關の裁量に依り諸般の事情を考慮して、許可を與ふるや否やを



決定し得るものなるに付、場合に依りては事實上輸入禁止に等しき事態を生ぜしむることあり、尤も本制度を実施する多數の國に於ては前年度又は一定年を基準にして許可を與ふる方法を採り居れり。

許可制度は之を採用せる目的の如何に依り、又當該國の經濟的事情並に他の貿易統制措置との關係に依り夫々其の實施の態様を異にすること勿論にして、埃、勃、丁、洪、チエコ、エストニア等多數の中東歐諸國及南米諸國は輸入許可制度は爲替管理と併行し採用せられ、又ロシアニア、波蘭等の如きは極めて多數の商品に許可制度を實施し、他の方法に依る管理は採用することなく専ら本制度のみに依り輸入制限を行ひ居れり。他方埃太利の如く爲替管理を徐々に緩和し許可制度を擴大して之に代へたるものある次第なり。

又或國(例へば瑞西)に於ては本制度は特定の商品の過剩輸入を阻止する目的を以て實行せられ、輸入許可量は各輸入業者の一定年度(瑞西に於ては多く一九三一年度)の輸入量に限定せられたり。

又或國に於ては輸入許可制度は國家管理下に在る中央機關の輸入獨占を伴ひ、例へばエストニアに於ては「獨占化商品」即ち許可制の下に在る商品は政府の管理下に在る「組合」に屬する商人にのみ輸入を許可せらるることとなり居り、又近時蘭領印度に於て行へる如く輸入許可に際し商人の資格限定を伴ひ營業の制限に迄及ぶものあり。

右の外少數の商品に付專賣、其の他國內産業の特殊事情に基き許可制度を採る國は極めて多數に上り、又特定國を差別待遇する目的を以て許可制度が利用せられたることあり。(ソ聯邦商品を目的として白耳義の行ひたる許可制度の如き其の著例なり)。

右の如く許可制度は各種目的を以て實施せられ、其の實施の態様も國に依り異なるも、國際貿易に對し及ぼす影響は關稅政策と異り一層直接的なり。

(ロ)輸入割當制度——一九三一年佛國の採用して以來歐洲諸國の間に急速に普及を見たる制度にして、現に佛國を始め、西班牙、伊太利、希臘、羅馬尼、土耳其、獨逸、白耳義、和蘭、ラトヴィア等之を實施せり。

本制度は許可制度と同様輸入を制限する目的の下に行はる、所なるが許可制度との差異は割當制の下にありては一定期間の輸入量が固定せられ且公表せらる、點にあり。而て割當量の決定及其の他適用方法は國に依り之を異にし頗る多様にして、同一國に於ても商品の種類に依り或は基礎年度の一〇〇%を採り或は其の五〇%以下なる場合あり。本制度適用方法の主なるものを略記せば左の如し。

(甲)輸入商品の原産地に關係なく行はる、自主的且綜合的割當の場合右方法は主として土耳其に採用せらる、ものなり。

(乙)前年度又は一定年度を基準とし同年度の比率に依り供給諸國間に割當の分配せらる、場合、此の場合に於ては

(イ)個々の輸入許可を伴はざるものあり(佛國に於て一部の輸入品に適用せられたり)。

(ロ)又個々の輸入許可を伴ふことあり。此方法は最も廣く採用せられ、佛國、西班牙、希臘、ラトヴィア、羅馬尼等多數商品に付適用せり。

(丙)豫め輸入量を決定することなく政府間の協定若は輸出入業者團體間の協定を基礎とする割當



佛、獨、白、蘭等の割當の一部分に右の如き例あり、直接政府間の協定に依り割當を協定する場合（例へば印度に於ける日本綿布の割當）、當業者團體間の協定を政府に於て承認する場合（例へば蘭印に於けるセメントの割當）等幾多の場合あり。

而て茲に注目すべきは最近佛國、和蘭、西班牙等の實施せる如く割當を政府間交渉の對象とし、非協定國の割當量を減じ協定國に對する割當増加の代償として自國品に對する恩恵を求め、以て自國輸出の振興手段として利用せんとする傾向なり。斯の如き傾向は割當制のみならず許可制の場合に於ても將又爲替割當の場合に於ても看取せらるる所なり。

尙割當制度と類似するも稍特異なる制度は瑞西の廣汎に採用せる所謂關稅割當制度と稱せらるるものなり。右制度に於ては割當制度と同様輸入量割當を爲すも割當量は協定稅率又は普通稅率を享受し得る數量を限定するものにして、割當量を超過する輸入は之を禁止することなく單に禁止的高率關稅を定め之を賦課するものなり。瑞西に於ける割當は大部分本制度に依り、獨逸に於ても最近少數の商品に對し本制度を適用するに至れり。

（ハ）爲替管理に依る輸入制限——獨逸、中部及東部歐羅巴諸國、南米諸國等は爲替管理を行ひ居る處其の目的達成の爲には輸入の統制を行ふ必要あり、之が爲輸入許可又は割當制度を並行實施し居るものあることは前述したる通なるが、又獨逸の如く更に進んで各種輸入の管理を行ひ居るものあり、又波斯の貿易獨占も主として其の通貨擁護の目的に出で爲替管理をも綜合したる制度となり居れり。

右の外爲替取組の制限又は爲替割當制度に依りて輸入の統制を爲し居るものあり。南米諸國、殊に亞爾然

丁、智利、ウルグアイ等は外國爲替委員會に輸出入爲替取引の統制を管掌せしめ之に依りて輸入を統制し、原料品、食料品、完成品、奢侈品等の區別に依りて統制を緩嚴ならしめ又自國と當該國との貿易關係の有利不利を考慮して、爲替許可に手心を加ふる等の措置を執れり。又東歐諸國殊に希臘、羅馬尼等は爲替許可を自國の當該國向輸出額又は其の一定割合以下に限定し國別貿易の均衡を計り居れり。

茲に國別輸出入額を均衡せしむべしとする思想は、近時多數の國の採る所となり前記の如く爲替管理の目的上嚴重なる輸出入均衡を企圖するもの外、多くの國の通商政策は漸次右思想に傾き、或は輸入許可、輸入割當等の適用に付貿易關係を顧慮して手心を加へ、或は自國が輸入超過にある國に對しては自國品購入を要求し、條約廢棄、當該國品に對する輸入防遏措置の採用等の舉に出づるもの益々増加の形勢にあり、殊に我國の如く最近中南米、近東、阿弗利加等へ輸出の伸張著しき國は此等地方に於て求償主義に基く各種の要求に直面しつゝある現狀なり。

更に國際協力に依り各種通商障礙撤廢を計らんとする努力の屢次の失敗は經濟的國家主義を促進し、更に進で經濟ブロック形成の趨勢を生ぜしめたり。先づ英國は一九三二年保護關稅設定と共に英帝國間經濟的協力の強化に向ひ、同年夏オタワ英帝國經濟會議に依り英帝國諸邦の結束を固め、更に英帝國外の亞爾然丁、スカンデナビア諸國等密接の關係を有する諸國を率ひてスターリング・ブロックを形成し、又米國は夫れ自身一大經濟單位を形成するも更に進で中米諸國、南米諸國を包含するアメリカ・ブロックの形成に努力し、佛國、和蘭、葡萄牙等亦各自其の屬領、殖民地との結束を強めて之に對抗し居れり。

更に又右經濟ブロック運動と並び利害關係緊密なる隣接諸國を綜合して經濟的接近を實現せんとする地



域的協定は各方面に企圖せられ、客年五月羅馬に於て成立せる伊澳洪三國提携を始め、小協商國經濟審議會の設置、バルチック諸國の提携運動等あり、又昨年秋以來佛、白、蘭、瑞西、伊、波蘭等の間には自國主唱の下に金本位諸國代表者會合行はれ、金本位ブロック形成の努力行はれ居れり。

以上略述せる通商政策の諸傾向は諸外國の通商取極に甚大の影響を及ぼし幾多の新傾向を生せしめたり。先づ近年從來の通商條約に代り又は之を補足する目的を以て多數の通商協定締結せられたるが、其の有効期間は極めて短期間とせられ有効期間一ケ年、廢棄豫告期間三ヶ月の協定は敢て稀ならざるに至り、又短期間の暫定取極に依りて兩國間の通商關係を規律するに止むる場合漸次増加せり。右は諸國に於て非常的事態を規律する取極の固定化を避け、能ふ限り不測の事態に對處するの自由を保持せんとし、長期間に亘り條約の束縛を受くることを好まざるに因るものと思考せらる。

次に注意すべきは最惠國條款の適用が益々制限せられんとする傾向なり。近時多數國の間に成立せる既存通商條約を補足する追加取極は從來の條約中の最惠國待遇の適用を制限せるもの尠からず。又近時締結せられたる通商條約中には最惠國待遇を附屬表中に列記する兩國間貿易の重要品のみに限定し、又は之等商品に對する稅率の協定に止め一般的最惠國待遇の許與は之を避けんとするもの多き次第なり。

而已ならず多數の國は輸入許可、輸入割當等は從來の通商條約中の最惠國條款の適用範圍の外なりとする解釋を採り、右の如き解釋に基き許可又は割當に依りて最惠國待遇主義に反するが如き待遇を盛に行ふに至れり。

又最惠國條款適用の例外も益々擴張せられんとする状態にして、從來一般に認められ居たる關稅同盟、

國境貿易等に關する例外の外、各種の地域的協定又は特別關係ある二國間協定に對しても例外を主張するものあるに至れり。

斯の如く最惠國條款は、漸次其の適用範圍を限定せられんとするに至りたるのみならず、元來最惠國條款は差別待遇を禁止するのみにて關稅引上、輸出入禁止制限等を爲す可能性を排除するものに非ざるを以て、現下の如き異常なる事態の下に於ては諸國の通商にとり充分なる保障たり難き憾あり。之が爲近時諸國の間に互惠主義に基く協定に依り通商障礙の打開を計らんとするの傾向を増大せり。

屢次の國際會議殊に倫敦國際經濟會議に於て一般國際條約に依り通商障礙撤廢を計らんとする企圖は、種々の困難に逢着し、實現を見ることなく終りたるに鑑み、諸國は二國間協定に依り之が打開を計らんとし、互惠主義に基く多數の協定締結せられたり。英國は一九三三年以來スカンデナビア諸國、亞爾然丁、バルチック諸國等との間に多數の互惠通商協定を締結し、右協定に依り英國は此等諸國よりの穀物、肉類等農産品に對し割當を與へ、之が代償として英國品に對する關稅引下、制限緩和を得て英國品の市場を確保し、スターリング・ブロックの結束を強固にせり。

又佛國が昨年來其の新割當政策の結果多數の國と締結したる割當量増額に關する協定も亦顯著なるものにして、佛國は此等協定に依り割當量を増額すると共に相手國よりも佛國品に對し關稅引下割當量増額等の對償を得たり。

最近最も注意すべきものは客年六月の互惠通商法に基く米國の互惠通商政策なり。米國は同法に依り多數の中南米諸國、歐洲諸國と交渉を進むることとしたるが既に政馬、伯刺西爾及白耳義との間には協定成



立し、相互に重要貿易品に付關稅引下又は關稅率據置を約したり。而して伯刺西爾及白耳義との協定に於ては無條件最惠國待遇主義を採用し居り、爾後の國とも同様の形式に依る協定を締結する方針なる趣にて、米國政府は國際貿易振興の見地より右協定の利益は最惠國條款に依り第三國にも均霑を許す方針なる旨言明し居る處、右は敍上の最惠國條款に對する傾向に鑑み注意すべき動向を示すものなり。

更に近時國別輸出入均衡主義を嚴重に實行し居る國との間に於ては新たな内容及形式の協定行はる、に至れり。即ち求償協定と稱せらるゝものにして、其の典型的なるは兩締約國の相互の輸出額を一對一の比率とし、其の最高限度を定め、右限度迄相互に相手國産品を輸入すべきことを約するものなり、土耳其及希臘を中心に多數の國との間に締結せられたる協定は其の最も顯著なる實例なり。求償協定は又後記の清算協定と結合したる形式の協定として締結せらるること多く、又場合に依り其の相互の輸出額の比率も必ずしも一對一のみならず多少異なる比率の採用せらるゝ場合もあり、又求償制度が關稅輸入許可、割當等と關聯せしめられ、此等通商障礙低減乃至撤廢を實現する一の手段として採用せらるる場合あり。(例へば日印通商協定に於ける綿布關稅引下)。

諸國の爲替管理は此等の國への輸出代金回收上の困難、延ては此等の國との貿易の滯滞を生じたるが、右困難を回避する手段として支拂清算制度考案せられ、右制度を規定する清算協定が爲替管理國相互の間又は爲替管理國と非管理國との間に締結せられたり。清算協定は多く締約國相互の間の支拂を兩國中央銀行に集中し、双方の輸入者は相互に輸入代金を自國中央銀行に設けられたる相手國中央銀行の特別勘定に自國貨を以て拂込み、右中央銀行間の特別勘定に依りて兩國間の支拂を清算する制度を採用し居れり。尤も

清算制度適用の態様は場合に依り之を異にし、貿易債務全體に之を適用するもの、或は其の一部分に之を限定するもの(例へば獨逸の舊清算協定に於ては獨逸輸入業者に對する爲替割當の盡きたる後の獨逸向輸出に關して清算制度を規定せり)、又既往の凍結債權、財政的債權等に付ては之を除外するもの或は此等債務の漸進的拂戻を含むもの、又相互の支拂額に付ても相互の支拂の嚴格なる平等を規定し輸出業者に對する支拂は相手國中央銀行に於ける當該國のクレデットに該當する金額の存在を條件とするもの、或は右條件を規定せず單に輸出業者の申請に基き支拂を爲すべき旨を規定するもの、又勘定殘高に關しても一部分のトランスファーを許すもの、或は之を許容せず當該國に對する債務支拂又は産品購買の爲に使用すべき旨を規定するもの等極めて複雑多岐に亘れり。英國、佛國、瑞西、白耳義、伊太利等は獨逸、中東歐諸國、智利、亞爾然丁等多數の國と清算協定を締結し貿易の支障なき進展を計り居れり。

以上最近諸國の通商政策に現はれたる顯著なる傾向を略述したるが、之を要するに現下の通商政策は未曾有の世界不況の影響を受けて自由貿易主義及無條件最惠國待遇主義に動搖を來したる結果、往時右主義が世界諸國の通商政策の指導的原理として認められ居たる時代と異り、確固たる中心を失ひ假令右主義を以て理論上採るべしとするものも世界の大勢上種々之に變更を加ふることを餘儀なくせらるるに至れる次第なり。



## 第二章 昭和九年度に於ける我國の通商交渉

我國は從來有無相通するの經濟原則に則り各國との經濟協力を促進せんことを本義とし、自由貿易主義に基き無條件最惠國待遇主義を國際貿易の根本原則として堅持し來り、今日に於ても尙右方針は之を保持して渝らざる次第なるが、前章記述の如く近時諸外國は滔々として保護主義に奔り、又國別輸出入均衡主義に基き貿易の經路に人爲的變更を加へんとするが如き極端なる企圖も漸次多數の國の採る所となり、殊に最近本邦品の海外進出顯著なるものある爲關係諸國は自國産業の保護或は貿易の均衡の見地より本邦品を目標とし諸種の措置を執り、之が阻止に努むるに至りたり。然るに諸外國の此等の措置は往々にして公正妥當を缺き黙過し難きものあるを以て我方に於ても我貿易の健全なる發展を期する爲適當の對策を講ずるの餘儀なきに至れり。而て客年四月議會の協賛を得て公布せられたる貿易調節及通商擁護に關する法律は右目的に出でたるものにして、右法律に依り政府は外國の執り又は執らんとする措置に對應して貿易を調節し又は通商を擁護する爲輸入税の増減又は輸出入の禁止若は制限を行ひ得る權限を賦與せられたる次第なり。

然れ共右法律の期する所は固より我方より好んで外國と事を構へんとするに非ずして、我方としては飽く迄共存共榮を主眼とし諸外國と協調し我通商の圓滿なる發展を計らんことを冀念するも、他方諸外國の不當なる措置に對しては斷乎たる處置を講じ、其の反省を促さんとする我が決意の存する所を中外に宣明したるものに外ならず、從て我國としては寧ろ本法を發動せしむる如き事態の發生せざることを希望する次第にして、右趣意に基き能ふ限り本法發動の機會を避くる爲關係諸國と商議し双方の立場を充分考慮した上互讓の精神に依り問題の圓滿なる解決を計るの方針を以て各種の問題に對し善處するに努め來れり。今茲に客年中に於ける諸外國との通商交渉上の主要事項を略記せん左の如し。

先づ多數國間の國際條約の關係に於ては一九三三年五月倫敦國際經濟會議組織委員會に於て成立せる關稅休戰決議は其の後多數諸國參加ありたるも、各國は之に廣汎なる留保を附し其の實効殆ど無きに至りたるのみならず脱退を通告するもの續出したる爲、我國は客年三月十六日附を以て脱退を通告せり。又一九二七年調印せられたる後種々の曲折を経て一九三〇年一月一日より日、英、米、蘭、丁、葡の七國間に實施せられたる輸出入禁止制限撤廢條約は我國を除く前記六ヶ國は何れも脱退通告を爲したるに付、帝國政府に於ても客年三月十六日附を以て本條約に拘束せられざる旨正式に聲明せり。

次に客年度に於て本邦と諸外國間に締結を見たる通商取極を擧ぐれば左の如し。

## (一) 日墨通商條約延長に關する公文交換

客年三月九日在墨堀公使と先方外務大臣との間に公文交換行はれ昭和七年來墨西哥政府の實施せる外國人登録規則に關聯する紛議を解決すると同時に既に有効期間満了せる大正十三年調印の日墨通商航海條約を延長し向ふ一ヶ年間は廢棄通告を爲さざる旨取極めたり。

## (二) 日土通商航海條約批准交換並に日土貿易暫定協定

昭和五年十月調印の日土通商航海條約は批准交換行惱み居たるが、右は土國側に於て同條約中の輸出入



禁止制限に關する最惠國待遇の規定が同國の執れる輸入制限措置と兩立せざる爲右條約を其の儘實施し難き事情ありたるに依るものなるが、先方の事情にも諒とすべき點あるを以て交渉の結果前記條約中の右規定を拋棄し且有効期間を一ケ年と限定することを相互に承認する旨の公文を三月二十日附を以て在土武者小路大使と先方外務大臣との間に交換し、同時に前記條約の批准交換を行ひ、同條約は三十日後より實施せられたり。又前記條約の批准交換に先ち土國側は日土貿易は土國に極めて不利なる片貿易なるを以て本邦よりの輸出額に相當する土國品買付方を提議し來れり。右の如き提議は主義上我方の採らざる所なるも、土國と貿易關係を有する諸外國は既に之を承認し居る所にして、我方としても土國の爲替管理法との關係上右提議に應ずるの外、日土貿易の維持發展を企圖する途なき次第なりしを以て、爾來交渉の結果終に十二月二十二日、日土貿易暫定協定及同實施取極に調印し、本年一月一日より實施の運に至れり。右協定に依り總額年四百萬土貨磅（邦價約一千萬圓）迄相互に相手國に對して輸出を爲し得ることゝなれり。

(三) 日本ウルグアイ間通商航海條約

日ウ兩國間は從來無條約なりしが、通商航海條約締結の爲多年商議を進めたる結果客年五月十日新條約の調印を見たり。尤も本條約は未だ批准交換を了せざるを以て實施の運に至らず。

(四) 日本エストニア間通商暫定取極

昭和二年來エストニアとの間に通商條約締結の交渉進められたるも妥結に至らざりし爲、本邦品は同國に於て不利なる取扱を受け居たるが、我方より正式條約締結に至る迄の暫行的措置として相互に最惠國

待遇を許與することゝする様交渉を進めたる結果、客年六月二十一日右趣旨の公文を双方全權委員の間に交換し、七月二十一日より實施せられたり。

(五) 日印通商條約

日印間の通商商議は客年初頭實質的問題に關し妥結を見、四月十九日、日印双方代表者間に新條約案の假調印を了し、七月十二日倫敦に於て新條約に對する正式調印を行ひ、九月十四日より實施せられたり。

(六) 日本羅馬尼亞間通商航海條約

日羅兩國間の通商關係は從來昭和五年調印の通商暫定取極に依り規律せられ居たるが、其の後之に代るべき正式條約締結の爲交渉を進め來れる處客年十二月十二日通商航海條約の調印を見たり。

尤も本條約は未だ批准交換を了せず從て未だ實施の運に至らず。

右の外葡萄牙、秘露、コロムビア及玖馬は夫々我國に對し既存の對本邦通商協定の廢棄方を通告し來りたるを以て、日葡通商航海暫定取極（客年八月三十日廢棄）は客年十一月三十日より、日コ修好通商航海條約（客年十月三十日廢棄）は本年四月三十日より、日秘修好通商條約（客年十月五日廢棄）本年十月五日より、又日玖通商暫定取極（本年一月五日廢棄）は本年四月五日より夫々失効することゝなれり（尤も日葡取極は其の後交渉の結果本年三月二日迄効力延長せられたり）。然るに此等諸國は何れも現下の事態に適する新條約の締結を希望し、自國產品の買増方を我方に要求し居るを以て新條約交渉には少からざる困難を伴ひ居る次第なり。

又濠洲、イラク、サルヴァドル、コスタリカ等從來本邦との間に通商條約なかりし諸國との間にも通



商條約締結の目的を以て夫々交渉を進め居れり。

又近時本邦品が世界各地に顯著なる進出を爲したる結果、我國は我方より輸出超過となり居る相手國及本邦品の進出に依り自國の重要産業が窮境に陥れる諸國より貿易調整に關する各種の要求を受くるに至れる處、我方は本章冒頭所述の通り此等諸國と能ふ限り圓滿なる通商關係を維持せんが爲、先方の立場をも充分考慮して適當に對處する様努力し來れり。

客年中日英當業者會商を開催せしめ、又日蘭會商に應じたるも右趣意に出でたるものにして、日英當業者會商は日英兩國の綿布及人絹布の輸出に付協定せんことを目的として客年二月倫敦に開催せられたるが彼我の意見の懸隔大なりし爲結局決裂の已むなきに至り、英國殖民地及屬領の綿布及人絹布に對する割當設定を見るに至れり。又日蘭會商は和蘭政府の提議に基き客年六月よりバタヴィアに於て對蘭領印度貿易調節の目的を以て開催せられたるが、問題が極めて複雑多岐に亘れる爲未だ妥結に至らざるも、客年中に於ける兩國代表懇談の結果は彼我の立場に付相互の認識を進め、今後の交渉繼續上重要なる基礎を作れるのみならず蘭印側の輸入制限令の内容を緩和せしむるに貢獻する所ありたり。

又其の他多數の諸國よりの貿易調整の要求に付ても前記趣旨に基き客年中埃及、英領東阿弗利加、ハイチ等よりは棉花を、又南阿聯邦及亞爾然丁よりは羊毛を夫々幾多の困難を排して買付促進に努めたる外、爾餘の諸國に付ても其の要求に對しては夫々慎重考慮を加へ居る次第なり。

### 第三章 昭和九年度本邦對外貿易概觀

昭和九年度本邦對外貿易總額は外地貿易を含め輸出入合計四十六億五千八百五十萬四千圓、内輸入額二十四億四十二萬三千圓、輸出額は二十二億五千八百八萬圓にして、前年に比すれば輸入は三億八千二百九十二萬圓（一割九分）を、輸出は三億二千六百一萬二千圓（一割六分九厘）を夫々増加し、差引入超額は一億四千二百三十四萬三千圓にして前年に比し五千六百九十萬八千圓（六割六分六厘）の増加を示せり。

右の如く昭和九年度の入超額は著増を示したる外、貿易外收支に於て爲替關係に依る外債其の他對外支拂の増加並に對滿投資の増加あるを以て輸出入増進に伴ふ荷動増加に基く海運保険料増収を見込むも、尙昭和九年度の國際貸借は前年度に比し支拂超過を増加したるものと思考せらる。

次に内地のみに付て見るに昭和九年度輸出入合計四十四億五千四百萬圓、内輸出額二十一億七千百萬圓、輸入額二十二億八千二百萬圓、差引入超一億一千百萬圓にして、前年度に比し輸出に於ては一割六分六厘、輸入に於ては一割九分、入超額は九割八分二厘の増加を示し、又昭和七年度に比較すれば輸出は五割四分、輸入は五割九分、入超額は四十一割六分の増加に當れり（第一表參照）。

第一表 三ヶ年對照日本内地貿易額（單位千圓）

輸 出	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	價 額	指 數	價 額	指 數	價 額	指 數
	一、四九、九二	100	一、八六、〇五	一二三	二、一七、九四	一四一



輸 入	一、四三、四六一	100	一、九七、三九	一三三	二、二六、五〇〇	一五九
輸出入合計	二、八四、四三三	100	三、七六、二五五	一三三	四、四四、四五五	一五六
差引入超	三、四九	100	五、二五	二六三	一、〇六、六	五六

右の如く昭和九年度本邦輸出入額が著増を示したる原因は先づ輸入に於ては軍需品及輸出品關係産業の活況、爲替關係、其の他の事情より新興工業の勃興顯著なりし爲棉花、羊毛等纖維工業原料品を始め、ゴム、パルプ、鐵、機械類、金屬類、採油用種子等の原料品の輸入増加したるのみならず、爲替關係より此等商品の價格も昂騰したるに依る。

又輸出に於ては爲替相場が全年を通じ比較的安定を保ち、且國內物價が依然國際的水準に比し低位に在りたる爲本邦品の輸出力も前年に引續き依然旺盛を持續し、特殊事情の爲價格暴落し輸出額を減じたる生絲を除き、綿織物、絹織物、人絹織物等重要品は勿論各品共輸出伸張したるに依るものなり。

今部類別に我輸出入品の内容を見るに輸出に於ては昭和八年に比し増加したるもの全製品（三割増）、原料品（二割九分増）、再輸出品にして減少したるものは雜品、原料用製品（生絲の減少を反映す）、又輸入に於ては各品共増加し居るも原料品殊に顯著なり。

又昭和四年と對比して各品の相對的比率を見るに、輸出に於て原料用製品の割合が減少し全製品の割合の著増せることは輸入に於て原料品及原料用製品が増加傾向を示し全製品が減少したること、共に、我工業の發展を指示するものなり（左掲第二表参照）。

第二表 類別輸出入表

	(一) 類別輸出入價額		(二) 相對的比率	
	輸 出 (單位百萬圓)	輸 入 (單位百萬圓)	輸 出 (%)	輸 入 (%)
食 料 品	昭和九年 一七二・九	昭和八年 一七〇・一	昭和九年 七・九	昭和八年 八・五
原 料 品	昭和九年 九五・七	昭和八年 七三・七	昭和九年 四・四	昭和八年 四・〇
原料用製品	昭和九年 四九・五	昭和八年 五八・七	昭和九年 一・七	昭和八年 一・六
全 製 品	昭和九年 一、三四・五	昭和八年 一、〇三・五	昭和九年 一・三	昭和八年 一・六
其他雜品	昭和九年 二七・四	昭和八年 三〇・一	昭和九年 一・〇	昭和八年 一・一
再輸出入品	昭和九年 三三・七	昭和八年 二八・七	昭和九年 一・二	昭和八年 一・一
輸出入全計	昭和九年 二、二七・九	昭和八年 一、八六・〇	昭和九年 二、二七・九	昭和八年 一、八六・〇

	(一) 類別輸出入價額		(二) 相對的比率	
	輸 出 (單位百萬圓)	輸 入 (單位百萬圓)	輸 出 (%)	輸 入 (%)
食 料 品	昭和九年 七・九	昭和八年 八・五	昭和九年 七・九	昭和八年 八・五
原 料 品	昭和九年 四・四	昭和八年 四・〇	昭和九年 四・四	昭和八年 四・〇
原料用製品	昭和九年 一・七	昭和八年 一・六	昭和九年 一・七	昭和八年 一・六
全 製 品	昭和九年 一・三	昭和八年 一・六	昭和九年 一・三	昭和八年 一・六
其他雜品	昭和九年 一・〇	昭和八年 一・一	昭和九年 一・〇	昭和八年 一・一



第一編 總 說

再輸出入品	1.5	1.5	2.1	0.2	0.3	0.1
輸出入全計	100	100	100	100	100	100

商品別に之を見るに輸出に於ては昭和八年度に對比し生絲（二割六分減）、罐詰詰食料品、履物、ラムプ及同部分品等少數のものが減少したる外各品共増加し、就中機械器具、金屬及同製品、織物類、生絲以外の絲類、油脂類等は顯著なる増加を示し居り、又昭和七年度に對比すれば毛織絲（六十五割七分）、毛織物（五十七割六分）、機械及部分品（四十二割六分）、鐵（三十三割五分）、車輛部分品（三十割）、人造絹絲（二十七割九分）以下各品共著増し居れり（左掲第三表參照）。右の内機械及部分品、鐵製品、車輛及部分品等の著増は我重工業の發展を示すものとして特に注目し、其の他雜品の増加せるは從來生絲、綿織物、絹織物等を中心とせる我輸出品の範圍の擴大したることを指示するものなり。

第三表 品別輸出額（附、重要品輸出額）三ヶ年對照表

品名	輸出額（單位百萬圓）			指數（昭和七年を100とす）	
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和八年	昭和九年
穀類、種子及飲食品	104.6	155.5	178.8	151	165
罐詰詰食料品	22.7	46.9	56.3	206	233
油脂、蠟及同製品	19.7	26.3	33.8	133	169
植物性脂肪油	4.1	7.1	11.0	171	268
藥材及化學製品	35.8	59.9	67.9	167	189
絲索繩及同材料	43.4	45.9	36.7	103	87

生絲	382.3	390.9	266.7	101	75
綿織絲	22.5	15.7	13.4	71	60
毛織絲	1.6	5.2	11.1	335	707
人造絹絲	5.9	9.4	13.3	159	229
布帛及同製品	45.1	59.3	77.2	176	181
綿織物	288.7	383.2	492.3	133	170
絹織物	50.2	63.5	77.4	126	154
人絹織物	60.5	77.3	113.4	170	187
毛織物	4.4	13.3	29.8	280	673
以上計	404.0	566.5	733.1	183	176
衣類及附屬品	90.0	143.4	159.2	159	171
メリヤス製品	26.9	42.0	47.6	156	177
帽子	7.7	13.9	17.8	188	232
履物	20.6	29.6	22.5	145	104
鈕	5.8	7.7	9.6	133	165
身邊裝飾品	5.4	8.3	10.0	148	185
キモノ	4.9	9.1	11.1	166	227
紙パルプ及製品	19.2	26.5	33.3	136	173



礦物及礦產品	二四〇	二四六	二四二	一〇三	一一一
陶磁器及硝子	三三三	五〇九	六〇三	一六	一八九
陶磁器	三三九	三五六	四一八	一六	一八二
硝子及同製品	九二	一五三	一九四	一六	三二
鍍及金屬	二六六	五〇四	七四九	一六	二五
鐵	二二二	三四六	五〇〇	二六	四五
金屬製品	三二一	四三六	五九〇	二〇	二七九
鐵製品	一四一	二六八	三五二	一〇	二五〇
時計、學術器、船車及機械	三四六	六七六	二四九	一九	三六一
機械及部分品	一一〇	二五八	五七	一五	五六
車輛及部分品	一一五	二六三	四六五	二四	四〇四
雜品	八九七	一四二	一六五	一七	一七四
木材	一一三	一八六	二三九	一四	二二
ランプ及部分品	三三七	一五八	一五六	二四	二二
玩具	一五一	二六三	三〇三	一〇	二〇
再輸出品	四〇一	二六七	三三七	五	一〇
輸出全計	一、四〇九	一、八六〇	二、一七九	一三	一五

他方輸入に於ては昭和八年度に對比し増加の目立ちたるものは紙、バルブ及紙製品（四割七分）、時計船

車機械類（三割四分）、金屬及同製品（三割二分）、藥材及化學製品（二割九分）、棉花（二割一分）、羊毛（一割三分）等にして更に之を昭和七年度に對比したる結果は下掲第四表の如し。

第四表 品別輸入額（附、重要品輸入額）三ヶ年對照表

品名	輸入額（單位百萬圓）			指數（昭和七年を100とす）		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和八年	昭和九年	
穀類種子及飲食品	一七四	一九五	一九七	一一三	一一四	
採油用種子	一三九	二二〇	二三八	一五七	二〇一	
油脂、蠟及同製品	一一七	二三五	二六六	二〇九	二二九	
礦油	六九五	一〇八八	二四〇	一〇	二六	
藥材及化學製品	九六〇	二五六	一六八	二六	一六	
ゴム及樹脂	二〇四	二五七	六五九	一七四	三二	
絲索繩及同材料	五二	八三〇	九六一	一四	一六九	
棉花	四七四	六四八	七三五	一五	一五	
羊毛	八七五	一六四	一八六	二一	二一	
布帛及同製品	一八一	一四七	一〇六	八一	五九	
衣類及附屬品	一〇六	一〇〇	一〇	九三	六二	
紙、バルブ紙製品	三三六	四二九	六二八	一九	一九五	
製紙用バルブ	一五三	二七〇	四二二	一七	二八九	



礦物及同製品	四六三	六四九	七九七	一四〇	一七二
磷 礦 石	一一〇	一五三	一六六	一三九	一五
石 炭	二七三	三六六	四七一	一四	一七二
硝子及粘土製品	七〇	七九	七八	二二	一一
鑛 及 金 屬	二二四	三三六	三〇七	二七	二四七
鐵	一六四	二二一	二七八	三五	一六九
鉛	六五〇	一三六	一七一	二〇	二六四
錫	一〇〇	一一〇	一七九	一〇	一七九
アルミニウム	七七	一〇二	一二五	一三	一六二
亞 鉛	五九	一〇六	一五三	一八	二六〇
ニツケル	六〇	九三	九四	一五	一五六
金 屬 製 品	五七	一一三	八八	一六	一五四
時計、船車、機械類	七五	六五	八七	七	一六
機械及部分品	九	一〇六	一四三	二四	一五
雜 品	六〇	七二	九〇	三〇	一三
木 材	一〇二	一三六	一五二	二四	二七
肥 料	三五〇	四〇五	四〇一	二五	二五
再 輸 入 全 計	四〇	五四	五四	一五	一三五
輸 入 全 計	一、四二四	一、九七二	二、二八二	一三四	一五九

次に貿易の方向に付て見るに、先づ輸出に於ては全輸出額の五割を占むる對亞細亞輸出は益々増加し、其の重要性を増し、之に反し北米は漸次減退し（對米生絲輸出不振及對加輸出の減退を反映）、歐洲は金額に於て増加せるも相對的比率は差したる増加なく、中南米、阿弗利加は金額に於ても相對的比率に於ても顯著なる増加を示し新市場への進出の跡を示し居れり。又輸入に於ても亞細亞は全體の三割五分を占め依然増加を續け居るに對し北米及歐洲は金額は増加し居るに拘らず漸次其の地位低下し居れり（左掲第五表參照）。

第五表 本邦洲別貿易  
(一) 本邦洲別貿易價額

	輸 出 (單位百萬圓)			輸 入 (單位百萬圓)		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
亞 細 亞	六七・六	九三・六	一、一六九・五	四五〇・九	六五五・五	八二二・〇
歐 羅 巴	二七・一	一八二・〇	二二七・七	二二五・二	二八二・八	二九五・六
北 米	四三・九	四九・一	四〇七・六	五四九・四	六六七・七	八三四
中 米	五・一	一六・一	四三・二	〇・六	〇・四	〇・八
南 米	一三・一	三〇・三	六一・四	四・六	一一・八	二二・九
阿弗利加	八五・六	一三二・二	一八二・三	二七・四	四八・四	七九・五
第三章 昭和九年度本邦對外貿易概観						二二五



大洋洲	四七・二	六五・三	七九・八	一三九・九	二二一・三	二四四・二
總 額	一、四〇九・九	一、八六一・〇	二、一七二・九	一、四二二・四	一、九七三・二	二、二八二・五

(二) 本邦洲別貿易指數 (昭和七年度基準)

	輸 出 (%)			輸 入 (%)		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
亞細亞	100	137	132	100	144	180
歐羅巴	100	134	174	100	125	133
北 米	100	104	189	100	133	149
中 米	100	35	84	100	6	145
南 米	100	13	47	100	25	52
阿弗利加	100	106	133	100	134	289
大洋洲	100	136	268	100	15	153
總 額	100	133	154	100	133	154

(三) 本邦洲別貿易 (各洲の相對的比率)

	輸 出 (%)			輸 入 (%)		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
亞細亞	48.0	50.0	51.8	34.5	34.3	35.5

歐羅巴	9.0	9.7	10.4	15.7	14.7	13.9
北 米	33.1	26.8	18.7	36.3	34.8	36.0
中 米	0.4	0.8	1.9	0.4	0.11	0.4
南 米	0.9	1.6	2.8	0.3	0.6	1.0
阿弗利加	6.0	7.3	8.3	1.9	2.5	3.4
大洋洲	3.3	3.5	3.6	9.7	11.0	9.3
總 額	100%	100%	100%	100%	100%	100%

更に輸出に付昭和七年度に我輸出額が(甲)五千萬圓を超えたる國(米國、英印、支那、關東州、蘭印及英國)、(乙)五千萬圓未滿千萬圓以上の國(埃及、濠洲、滿洲國、海峽殖民地、比律賓、佛國、香港、南阿、露領亞細亞及和蘭)及(丙)其他該國に付て昭和七年以後の趨勢を比較するに(第六表參照)(甲)は金額の増加に拘らず輸出全體に對する相對的比率を低下し、(乙)及(丙)は金額に於ても相對的比率に於ても増加し、就中(丙)の相對的比率増加顯著なる處右は前掲第五表と共に從來米、支、關東州、英印、蘭印等に偏在せる我輸出貿易が廣く世界的に分布せらるゝ傾向を示すと同時に、又(甲)が依然壓倒的勢力を有し居る次第に鑑み此等舊市場の重要性の看過すべからざる所以を示すものと認めらる。

而て新市場に對する異常なる進出は他面片貿易の傾向を激成し、其の結果此等新市場との貿易調節の必要を生じたり(別項參照)。



第六表 相手國群別輸出額表

相手國群別輸出額 (單位百萬圓)	(一) 相手國群別輸出額 (單位百萬圓)		(丙) 其 他	(丁) 總 計
	(甲) 五千萬圓以上 の六ヶ國	(乙) 一千萬圓以上 の十ヶ國		
昭和七年	一、〇四八・四	二三四・一	二七・四	一、四〇九・九
昭和八年	一、二七二・四	三七二・五	三六・五	一、八六一・〇
昭和九年	一、三三七・五	四六四・九	三六九・五	二、一七二・九
昭和七年	(二) 昭和七年度基準指數			
昭和七年	100	100	100	100
昭和八年	133	159	139	133
昭和九年	137	150	150	137
昭和七年	(三) 相對的比率(%)			
昭和七年	七四・四	一六・六	九・〇	100
昭和八年	六・四	100・〇	11・六	100
昭和九年	六・五	二二・四	17・1	100
昭和七年	(四) 貿易差額 (單位百萬圓)			
昭和七年	(十) 一四八・六	(一) 六・二	(一) 103・9	(一) 三・四
昭和八年	(十) 一七五・一	(一) 133・三	(一) 108・六	(一) 五・一
昭和九年	(一) 四・一	(一) 20・0	(一) 16・5	(一) 110・6

昭和九年

(註) (甲) (昭和七年度我輸出額五千萬圓以上)は米國、英領印度、支那、關東州、蘭領印度、英國の六ヶ國。

(乙) (同五千萬圓未滿一千萬圓以上)は埃及、濠洲、滿洲國、海峽殖民地、比律賓、佛國、香港、南阿、露領亞細亞、和蘭の十ヶ國を含む。

更に重要市場に付貿易狀況を概観するに

(イ) 對支貿易は同國經濟界依然不況を脱せざるも排日貨運動の沈靜及昭和九年七月關稅引下の影響もあり、特に對中支輸出貿易に於て多少恢復し貿易總額は昭和八年に比し輸出八分、輸入五分の増加となり。而て輸出に於ては海産物、砂糖、機械及部分品、毛織物、鐵、鐵製品、ゴムタイヤ等に於て増加し、輸入に於ては油糟、石炭、鑛、採油用原料、皮革、苧麻類、麩、牛肉等増加を見たり。尤も輸出貿易は尙昭和七年度に及ばざるも、最近の日支經濟提携の機運に鑑み今後尙増加を見るべく期待せらるゝ次第なり。

(ロ) 對滿貿易及對關東州貿易 (關東州に對する輸出は大部分が北支及び滿洲國に再輸出せらるゝものなり)に於ては昭和九年對滿洲國及關東州輸出額合計四億三百萬圓にして前年に比し三割三分を、又昭和七年度に比すれば十七割六分を増加し、昭和九年輸入額合計は一億九千四百四十萬圓にして、前年度對比一割三分強又昭和七年度對比四割九分強を増加し、差引出超額は二億一千百五十萬圓となり、前年度に比し五割六分増、又昭和七年度の十一倍半となれり。

(ハ) 對南洋貿易に於ては輸入は生ゴム、錫、鑛、鑛油、麻類等輸入増加に對し輸出に於ては英屬領の綿



布、人絹布輸入割當、蘭領印度のセメント、麥酒、サロン、晒綿布等の輸入制限に依る支障續出したるも、之に先ち見越輸出増加したるを以て結局對南洋貿易は何れも實績良好に終れり。

(ニ)對印貿易に於ては綿布輸出は日印協定に依り増加を阻止せられたるも毛織物、絹織物、人絹織物、綿織絲、眞鍮、其の他雜貨の主なるものは何れも輸出の増加を見たり。他方相場の關係上棉花買付著増し、銑鐵、皮革類の輸入亦増加したる爲差引入超額は五千萬圓に及べり。

(ホ)對米貿易に於ては同國財界も漸次恢復に向ひ、除蟲菊、陶磁器、植物性油、綠茶、帽子、眞田、具、電球、薄荷腦等輸出好調を示したるも我輸出の大宗たる生絲(前年對比一億一千六百萬圓減)及罐詰詰食料品(六百七十萬圓減)の減少の爲結局輸出に於ては約一割九分を減じ、他方輸入に於ては棉花の値高の爲數量に於ては前年に比し減少したるも、價額に於て一千九百萬圓を増加したる外、鐵、鉛、自動車及部分品、機械及部分品、バルブ、皮類等何れも激増し、差引入超額は三億七千萬圓の巨額に上れり。

(ハ)對歐貿易に於ては各種輸入防遏措置の激化に不拘同方面の購買力増進を見たと爲替の安定を得たる爲輸出は好調を示し、生絲、豆類、絹織物、メリヤス製品、雜貨等の輸出増加し、輸入に於ては硫安、染料、バルブ等増加したるも内地工業發展の結果全製品の輸入減退傾向を示し、結局歐洲全體よりの輸入超加前年に比し三割二分を減少せり。

(ト)其他近東諸國、中米諸國、南米諸國、アフリカ諸國等所謂新市場に對する輸出は旺盛を極め、此等市場に對する昭和九年度輸出合計額は三億三千五百十萬圓に上り、前年に比し六割三分増(昭和八年

度二億五百五十萬圓)、昭和七年に比し十九割二分増(昭和七年一億一千四百萬圓)となりたるが、他方此等諸地方よりの輸入は一億一千四百五十萬圓にして出超額は二億二千萬圓に上り前年度に比し五割六分増(昭和八年度出超一億四千二百二十萬圓)、昭和七年度に比し十七割二分増(昭和七年度出超八千百三十萬圓)となれり。右の結果此等諸國は片貿易調整を我方に要求するもの續出したる次第なり。

以上本邦統計に基き昭和九年度の我對外貿易を概觀したるが、次に之を世界主要國の貿易狀況と對比し、世界貿易に於ける本邦の地位に如何なる變化を生じたるやを見れば左の如し。

先づ主要國の各自國通貨に依る貿易額を見るに(第七表の(一)參照)本邦を始め英、米、加等金本位離脫國は昨年度貿易額増加し居るに對し、獨、佛、白、伊、蘭等金本位維持國は貿易額減少を續け居れり。而して各國の貿易額を金價額(舊米弗)に換算したる結果は本邦を除き主要國何れも減少を續け(第七表の(二)參照)又世界貿易總額(國際聯盟の推算に依る暫定數字)は一層著しき減少を示せり。

又一九二九年度を一〇〇としたる指數を見るに(第七表の(三)參照)自國通貨に依る貿易額も英米及加共一九三二年度に對比せば増加し居るも、一九二五年の水準には未だ遙かに及ばざるに、獨り我國のみ一九二九年の水準を超えたるは注目に値する次第にして、又金價額に依る指數は何れの國も一九三二年度に比し低下し居るに對し、我國のみは未だ一九二九年の水準には遙かに及ばざるも増加を示し、我貿易發展の顯著なることを示せり。

最後に世界貿易總額に對する各國貿易額の比率を見るに(第七章の(四)參照)何れの國も其の比率増大したるが(註、本表に記載の一九三四年世界貿易總額は國際聯盟の推算に依るものなるが、多少過少評價に非ず



やと思考せらる。果して然らば第七表の(四)一九三四年の欄に記載の比率は多少異りたるものとなるべし)我國の比率は特に増大し、輸出に於ては三・五〇%(前年三・一三%)輸入に於ては三・四五%(前年三・〇四%)又輸出入合計に於ては三・四八%(前年三・〇九%)となり、輸出に於ては米、英、獨、佛、加、白に次で七位を占め(前年も同様)、輸入に於ては英、米、獨、佛、蘭に次で六位(前年八位)となり、輸出入合計に於ては白、蘭を抜きて英、米、獨、佛に次ぎ五位(前年七位)となれり。

第七表 世界貿易に於ける日本の地位

(一)主要國貿易額 (各自國貨に依る商品純貿易) (單位各百萬)

國	一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
英 (磅)	八元七	三九・六	三六・〇	三六・七	三九・一
獨 (馬克)	一、二二〇	七九・三	六六・六	六六・七	六四・五
米 (弗)	五、一五七・一	二、三七七・九	一、五七六・八	一、六四七・二	二、一〇三・二
佛 (法)	四、三六六・六	二、〇八八・四	一、三五〇・〇	一、四四三・三	一、六四〇・六
日 (圓)	二、一〇〇・九	一、一七六・六	一、三六八・八	一、八七三・二	二、一三三・七
白 (法耳)	三、二六八	二、三〇六・三	一、三六三・二	一、八八三・三	二、一四四・二
和 (盾)	二、七五二	一、一八二	一、二九九	一、二〇九	一、〇三六
加 (加弗)	一、一八二	六〇五	四九三	四〇二	六五二
伊 (リラ)	一、五、一三六	二、〇、二〇九	六、八二一	五、九七九	五、一三二
義 (法)	三、二、六八	二、三、〇六九	一、四、八三二	一、四、〇七二	一、三、七七八

(註)一九二九年及一九三四年の數字は國際聯盟統計月報一九三五年二月號に據り、一九三一年—一九三三年の數字は國際聯盟發行「世界貿易統計」(一九三三年)に據る。

(二)金價額換算主要國及世界貿易額 (單位百萬舊米弗)

國	一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
英 國	三、五九九	一、七七一	一、二七九	一、一三三	一、一九〇
獨 逸	五、四〇七	三、五五	二、七六	二、〇七三	二、〇八八
米 國	八、九五六	二、二七六	一、三五	三、二八六	三、二四八
佛 國	五、一五七	二、二七六	一、三五	一、一八〇	一、二五四
日 本	四、三三九	二、〇八	一、三五	二、三九二	九、九
和 國	九、四九六	二、二八八	一、三五	二、三九二	二、二二二
加 國	三、三三二	一、二六六	一、〇八	一、一五五	九七九
伊 國	三、二〇三	一、六〇二	一、〇八	九六六	一、〇四六
義 國	六、四二五	一、六〇二	一、〇八	二、一五一	二、〇〇五
佛 國	一、九六五	一、一六三	一、二七四	七四	六六
日 本	四、二四七	一、六五四	一、二七一	一、八四一	一、六〇一
合 計	一、九六五	五、九	三、九四	三、六六	三、七



世界總額	伊太利	加奈陀		和蘭	白耳義	日本		佛國	獨逸	米國	
		輸入	輸出			輸入	輸出			輸入	輸出
計入出	入出	入	出	入出	入出	入	出	入出	入出	入	出
五七・七	四九・〇	四六・六	四九・二	六六・八	七二・一	五九・六	五二・四	七〇・七	七二・〇	四八・三	四六・一
三九・一	三四・六	二九・八	四一・八	四三・五	四四・二	四一・八	三九・六	五二・三	四四・八	三〇・六	三〇・六
三五・二	三九・二	三〇・九	四三・〇	四三・九	四四・七	八六・八	三七・七	四八・八	三三・五	三五・〇	二四・八
三三・八	三三・三	三九・五	五三・三	三九・七	四二・六	一〇五・〇	一〇九・九	三九・五	三三・九	三七・九	四〇・八
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
一四・三	六・六	三・五	三・七	一・九	一・七	三・八	三・七	三・七	四・五	三・八	三・四

英國	輸出入	
	輸入	輸出
一九三一年	七二・七	四九・八
一九三二年	五八・六	三六・一
一九三三年	五九・五	三三・三
一九三四年	六二・五	三三・六
一九三四年(一九三二年に對する増減%)	( )	( )
	五・〇	七・〇

(註)本表の數字は一九三三年度迄は國際聯盟發行「一九三三年世界貿易概観」に據り、一九三四年度は國際聯盟統計月報(主として一九三五年二月號)に據り算出せり、尙一九三四年世界貿易總額は暫定數字なり。

(三) 世界及主要國貿易趨勢 (一九二九—一九三四年)

(一九二九年を一〇〇としたる指數)

世界總額	伊太利	加奈陀	和蘭	白耳義	第一編總說
計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	
三三・〇	一、四〇一	一、三三五	一、〇〇〇	一、八七二	
二八・八	六三六	六三三	七二七	六〇三	
三三・九	四三九	三八七	五四一	四四二	
二四・九	三三五	三九七	四八七	三九二	
一〇・七	三九七	三〇三	四二七	三六九	



(註)本表の數字は國際聯盟統計月報一九三五年二月號に據る。

本表中、英、米、日及加の輸出及輸入の指數の中(金)とあるは金價額の指數を示し、(自)とあるは各自國通貨に據る貿易額の指數を示す、其の他の國に付ては總て金價額の指數なり。

(四)世界貿易額に對する割合 (百分率)

英 國	米 國	獨 逸	佛 國	日 本	白 耳 義	年 度				
						一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
合輸出 計入出	合輸出 計入出	合輸出 計入出	合輸出 計入出	合輸出 計入出	合輸出 計入出	一〇・七四	九・三七	九・九一	一〇・三七	一一・〇五
一五・六一	一三・一九	九・七三	九・〇〇	二・八三	二・七六	一五・〇九	一七・三三	一六・二六	一三・六〇	一四・七六
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七
一三・八三	一三・〇三	七・六九	六・三二	二・八九	三・四〇	一三・二二	一〇・〇三	九・四七	一〇・九一	一〇・四七

(註)一九三三年迄は「一九三三年世界貿易概觀」に據り、一九三四年度は前掲表(二)に依りて算出せり。

和 蘭	加 奈 陀	伊 太 利	年 度						
			一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年		
合輸出 計入出	合輸出 計入出	合輸出 計入出	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二
二・四二	三・七九	三・七四	二・四二	三・七九	三・七四	三・九三	三・六二	三・六四	三・六二



## 第二編 諸外國の貿易制限措置及本邦との貿易關係

本編に於ては各國別に夫々關稅政策、輸入制限、禁止及其他の措置の概要を記し、更に參考の爲諸國の通貨狀態、其の他通商政策上の重要事項を記載し、最後に當該國と本邦との貿易關係を示す統計を掲げたり。右統計は主として大藏省發行の貿易年表及貿易月表より採録したるものなるが、之に依り知り難き場合に於ては外國の統計に依る數字を掲記し置きたるものあり。尙右統計中昭和九年度の欄が空欄となり居るものある處右は同年度の數字未詳なるに依る次第なり。

### 第一章 歐羅巴

#### 一、英國

##### 一、金本位停止（一九三一年九月二十一日）

##### 二、關稅引上

從來自由貿易主義に據り原則として輸入品に對し關稅を徵せざりしも、一九三一年下半年に至り保護關稅設定の機運濃厚となり之が見越輸入の激増を見るや、同年十一月過當輸入防止法を公布し暫行的に或る種品目に對し從價五割の輸入稅を徵し、更に翌一九三二年三月恒久的保護關稅を設定し、英領各地以外の諸外國品に對し一律從價一割の關稅を徵すると共に輸入稅諮問委員會に對し國內産業保護の要あ



るときは、隨時命令を以て適當と認むる附加税（基本税一割の外に）を徴し得る權限を賦與せり。續いて同年四月前記過當輸入防止法を廢止し、同法に依り課税せられたる品目及其の他完成輸入品の大部に對し従價一割乃至二割三分三分の一附加税を増徴せり。尙其の後輸入税諮問委員會の意見に基き關稅引上に至れるもの少からず。

右に依り一九三二年以來一九三三年末迄に關稅を増徴せられたるものにして、本邦品に關係あるものに電球、綿製品、護謨靴、玩具、絹織物、帽子及帽體等ありたるが、更に一九三四年中にも左記品目に付附加税の賦課を見たり。

カタログ、トレード・リスト、廣告用品、定期刊行物、ジツプ・フラスナー及部分品、ラケット及フレーム（以上五月十二日）、硝子製品、絹人絹及同製品（以上七月三日）、義齒（七月七日）、樹木及灌木（九月一日）、鉛筆（十二月十三日）

尙一九三四年中關稅諮問委員會に於て關稅引上申請を受理したるもの又は委員會が關稅引上方勸奨したるものにして近く引上の惧あるものに左の如きものあり。

各種鉛筆、殼を除きたる卵、七面鳥、胡椒、生玉葱、花卉用球根（百合根を含む）、帚及刷子及同部分品、カーペット、マツト類、靴紐、コルセット用紐及類似の紐、編みたる管狀眞田紐又は丸紐、各種電球、眼鏡の縁、玉及部分品、乳白色硝子燻、銅又は銅合金の管

尙右の内電球に付ては近年我國よりの輸入激増したる爲、英國製造業者は強硬に關稅引上を迫り事態頗る急迫したるが一九三四年三月一日以降我方に於て自發的に輸出統制を行ふこととなれり。

又最近メリヤス及靴下類に付ても我國よりの輸入激増したる爲同様の事態發生し居れり。

### 三、輸入制限

一九三二年夏のオタワ協定に基きハム、ベーコン等の食料品に付割當制度を實施せるが本邦にとりては利害關係少し。一九三四年三月十五日乃至九月十四日迄の六ヶ月間の鶏卵輸入量を一九三三年度の同期間の輸入量に制限せり。

### 四、オタワ會議（英帝國經濟ブロック）

一九三二年七月—八月オタワに英帝國經濟會議を開催し英帝國經濟ブロックを強化せり。右の結果英帝國各地に於て英帝國品に付ては關稅を引下げ他方外國品に對しては關稅を引上げたもの多し。爾來英國は英帝國經濟ブロック強化を其の政策の根幹とし努力を續け居り、一九三五年一月十日には英領印度との間にオタワ協定を補足すべき英印協定を締結し、印度政府をして一定英國品に對する特惠を確認せしめたり。

### 五、互惠通商政策

英國は前記保護關稅の設定及英帝國經濟ブロックの強化と共に、外に對しては互惠主義に基く協定を爲すの政策を採用し、先づ從來より關係深かりし諾威、瑞典、丁抹、芬蘭、ラトヴィア、エストニア、リニア、亞爾然丁等と互惠協定を締結し、此等の國を包含する所謂スターリング・ブロックを形成して通商の伸張を計り、次で獨逸、和蘭、佛蘭西等とも漸次協定を進めたり。

### 六、日英會商決裂及英領植民地に於ける輸入割當

客年二月十四日より倫敦に於て日英當業者會商開催せられ綿製品及人絹製品に付協議したるが、英國側



は全世界の市場に付協定せんことを主張し、我方に於ては第三國及自治領に於ける市場問題は本商議の範圍外と爲すべきことを主張し、終に妥結に至らずして止み其の後彼我政府間に協議行はれたるも意見の一致を見るに至らざりし處、五月七日英國商相は議會に於て英領各植民地に對し綿布及人絹織物に付一九二七—一九三一年輸入量を基準として割當制度を採用すべきことを提議せる旨を聲明せり。右提議に基き左記英領植民地は右割當を採用せり。

(一) 亞細亞

(イ) 英領馬來 (ロ) 錫蘭 (ハ) モーリシヤス島 (ニ) フィジー島 (ホ) セイシンス島 (ヘ) ソロモン島 (ト) ジルベルト並エリス島

(二) 地中海

(イ) マルタ (ロ) サイプラス

(三) 阿弗利加

(イ) ニゼリア (ロ) シエラレオネ (ハ) ガムビア (ニ) ゴールドコースト (ホ) ソマリランド

(四) 西印度及中南米

(イ) ジャマイカ (ロ) トリニダツド及トバゴ (ハ) バルバドス (ニ) ベルムダ (ホ) ギアナ (ヘ) グルナダ (ト) アヅージン諸島 (チ) 聖ルチア (リ) 聖ヴィンセント (ヌ) バハマ (ル) アンチグア (オ) ドミニカ (ワ) 聖クリストファル (カ) モンセラト

右割當制は昨年度に於ては下半期に實施せられたること、實施前の見越輸出激増したること等の事情よ

り我方の輸出に影響少く一九三三年度に於ける關係屬領向輸出は、却て前年度に比し増加を見たる次第なるが、今年以降嚴格に實施せらるゝに於ては一九三三年度の實績一億八千萬碼に比し一億碼内外の減少を見るべく、英國側に於ては割當制の効果は今後に現るゝものと期待し居る趣なり。

七、英國貿易及日英貿易概況

(一) 英國貿易の推移(單位百萬磅)

輸出	輸入	バランス	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一九二九年	八元・三	一一・〇	三六五・一	三六七・四	六四〇・〇
一九三〇年	五七〇・七	九七〇・一	三九六・一	三九六・一	六四〇・〇
一九三一年	三九〇・六	七七三・三	六五二・三	六六七・七	六四〇・〇

右の如く昨年度に於ては輸出入共増加したるも、就中輸入は増加し、貿易バランスは却て惡化したる爲、英國保護論者の間には一層保護關稅を強化すべしとの機運を生じ居れり。

(二) 日英貿易概況

昭和四年以降の日英貿易の推移左の如し(單位千圓)

日本より輸出	英國よりの輸入	バランス	昭和七年	昭和八年	昭和九年
昭和四年	六三、一八三	一五、〇四五	六〇、五六一	八七、八四九	一〇九、二六九
昭和五年	六二、七九三	九、五七七	七、七〇	八三、五五六	七、〇三六
昭和六年	五三、一六六	三三、三三四	一、三三四	一〇、五二九	一〇、九一三



日本及英國間重要輸出入品左の如し。

(イ)重要輸出品

	昭和七年	昭和八年	昭和九年
豆類	四,五三	五,四八一	六,二二三
罐頭詰食料品	六,一五七	一三,一三六	一四,七七一
生糸	九,二五七	一四,六四四	一四,二二七
絹織物	四,六四一	七,六八九	一〇,五七七
人絹織物	二一九	一,一〇六	九六一
絹製手巾	二九九	四三一	五四四
メリヤス製品	三,八三七	六,五五〇	七,六七一
帽子	四六八	六九八	九一九
鈕釦	一,三三五	一,五五五	一,七六六
陶磁器			八五五
硝子及同製品			一〇一
木材(ベニヤ板、經木、挽材等)			二,八六五
製帽用眞田			四八六
ブラツシユ			五〇五
玩具			二,二六八
電球			一,七三四
セルロイド及同製品			七七八
履物			四,〇六一

(ロ)重要輸入品

	昭和七年	昭和八年	昭和九年
苛性曹達、曹達灰及天然曹達	三,八七二	一,九〇三	二,二二九
粗製硫安	二,三六六	一,八六六	一,八三三
羊毛	三,七五五	一,〇五三	九〇四
毛織糸	三,三三三	二,一六六	一,六六九
綿織物			二,〇〇〇
毛織物			八,五九七
鐵			一三,三二九
アルミニウム			一,二三四
ニツケル			三,五五五
發電機及變壓器			一六五
他の機械及部分品			五,八八七

二、佛 蘭 西

一、金本位維持

金本位維持を以て其の經濟政策の根幹と爲し居れり、最近金本位ブロックを強化せんと努力しつゝあり。(白耳義の項参照)

二、關稅引上及關稅獨裁權法

(イ)關稅變更の全權を政府に賦與する法律

佛國政府は一九三四年三月最近に於ける各國の對佛通商障礙に備へん爲、關稅率變更の全權を政府に賦與するの必要を認め、右法律案を議會に提出し其の協贊を得て三月三日公布せり。右關稅獨裁法の要旨左の如し。

(イ)政府は一九三四年十一月十五日迄を限り大統領令を以て關稅率を變更することを得、但し右大統領令は議會の協贊を求むる爲議會開會中は公布後一ヶ月以内に、又閉會中ならば開會後八日以内に議會に提出せらるゝを要す。

(ロ)一九三五年三月十五日迄に議會の協贊を得ざる時は右大統領令は其の効力を失す。而て右法律に依る政府の權限は十一月十五日を以て失効せる爲、佛國政府は十一月末更に右權限復活法



案に對し議會の協贊を得、十一月二十九日附法律を以て本年十一月十五日迄同様の權限を政府に賦與すべき旨公布せり。

(ロ)海運關係救濟法

一九三四年七月十三日海運關係の失業者救濟及佛國海運を獎勵する爲、海運業者に一定の補助を與ふる旨の海運關係救濟法公布せられたるが、右法律中補助の財源を得る爲命令を以て關稅を最高四パーセント迄増率し得べき規定ある處、八月十二日之に基き關稅定率法掲記の一切の品目(少數の例外あり)に付關稅を一律四パーセント増徴し、八月十六日より實施する旨の大統領令公布せられたり。

(ハ)最近の關稅引上

昨一九三四年一月以降關稅引上行はれたるもの左の如し。

刷子、繪筆及其他刷毛製品(一月二十日)

スバルト製品(二月二十四日)、茶(三月四日)

各種玩具(三月十六日)、樟腦(七月十九日)

バイナツブル罐詰(八月二日)、硬化護膜又はエポナイト製品(十月十六日)、大麥(十一月三日)

三、爲替差額補償附加稅

一九三一年八月一日大統領令を以て爲替下落國より來る商品に對し稅率を指定して、爲替補償附加稅を賦課すべき旨を公布したるが現在左記諸國の產品は右附加稅の適用を受け居れり。

日本及支那 從價二割五分

埃及、英領印度及之に準ずる土侯國、パラグアイ、亞爾然丁、ウルグアイ、濠洲、墨西哥、新西蘭及南阿聯邦 從價一割五分

尙一九三三年十二月二十七日附大統領令を以て過去一年間貨幣安定し居たる國に對しては、本附加稅を廢止し得る旨の規定を設けたるが英國、加奈陀等は爲替補償稅の免除を得たり。

四、輸入割當制度及割當に關する協定

佛國政府は國內産業の保護及貿易調整の目的を以て一九三一年以來多數品目に付輸入割當制度を採用したるが、一九三三年度より割當制度を輸出貿易促進の爲利用するの政策を採用し、一月一日以降從來よりの割當制度適用品に對する割當量を四分の一に引下げ、残り四分の三は關係國と商議の上相當の對價と交換的に之を許與することとし、新に割當制度を適用すべきものに對しても右方針に依ることとなせり。之が爲佛國は諸外國との間に割當量復活に關し交渉を行ひ米國、白耳義、西班牙、瑞典、智惠古、芬蘭、葡萄牙、和蘭、ハイチ、希臘、瑞西、伊太利、ラトヴィア、智利等の諸國との間に協定成立し夫々對價を得たる上割當復活を許容せり。尙右政策に關聯し佛國は獨逸及英國との間に夫々關稅戰を惹起し、一月十九日對獨逸通商條約を又二月十二日對英通商條約を廢棄するに至りたるが、六月二十七日獨逸との間に、又七月二十八日英國との間に新通商條約妥結に至り、獨英兩國に對しても割當量を復活せり。從來割當制の下に置かれたる品目中特に本邦關係品としては玩具、紙類、瑠璃鐵器、電球、綿糸布、沃度、綿靴下、繰出鉛筆、萬年筆、絹及人絹以外の既製衣類、漆器、鮭鱒罐詰、磁器等なりしが一九三三年一月以降新に左記諸品目が割當制の下に置かれたり。



麻及毛織物、銅及アルミ製品、自動車及部分品、護謨引布、釣具、全部又は一部が絹又は絹屑製の既製衣類及同部分品、銅、絹又は眞綿屑糸製靴下、釜及鍋、二輪又は三輪の自轉車、衛生用護謨製品、フェルト類、食卓及臺所用品外の一般磁器、米、砂糖、人絹衣類及附屬品

右の中我が重要輸出品たる鮭鱈罐詰及陶磁器に關しては種々交渉の結果、比較的有利なる割當を受くること、なり居るも他の物品に關しては我方より對償なき爲割當量増加は困難なり。

尙一九三四年六月以來、佛伊絹業代表者の會議行はれ、其の際伊太利側は佛國に對し伊國生糸輸入増加を計る爲日本生糸の輸入制限を迫りたるが、旁々日本生糸の値下りに依る里昂當業者の困難もありて生糸に對する割當制度實施の機運昂まり、前記佛伊會議は一先づ延期となりたるも其の成行如何に依りては本邦に不利なる割當制度實施の虞大なり。

### 五、經濟ブロックの強化（植民地經濟會議）

最近本國と植民地との間に一層緊密なる經濟關係を樹立し、兩者の産業を調和的に發達せしめ不況を打開せんとする經濟ブロック運動起りたるが、ドウメルグ内閣は右運動を具體化する爲植民地經濟會議を開催するに決し之が爲元經濟省次官にして現在經濟新聞ジュールネ・アンデユストリエル紙主幹ジニユーを委員長とする準備委員會を設け準備を進むること、したるが、九月議事日程を作成するに至り豫め各植民地をして問題を審議せしめ置く爲、各植民地に廣汎なる質問書を送付せり。次で政府は十月二十四日の閣議に於て右植民地會議を十二月三日に開催することに決定し、十一月八日植民省より會議の構成に關し聲明書を發せり。右聲明書に依れば會議參加者は約二百名に上り、關係官廳代表各一名、植民地

選出の代表者（植民地及阿弗利加の代議士及上院議員）、植民地評議會選出代表、チュニス、モロッコ、シリヤ等の評議會代表、アルゼリヤ財政代表、その他植民地關係の公的團體代表、議會の委員會代表、本國及植民地の私的利益代表（植民地土人の協力も希望せらる）等を網羅し、且會議は

- (イ) 關稅及一般政策問題を取扱ふべき經濟委員會
- (ロ) 本國及植民地の物産、生産條件等を比較研究し其の調整問題を扱ふべき本國及植民地生産委員會
- (ハ) 豫算銀行問題を取扱ふ財政委員會
- (ニ) 植民地の交通觀光宣傳等を取扱ふ植民地開發委員會
- (ホ) 社會問題、衛生教育問題を取扱ふ社會委員會

の五委員會を設けて各問題の審議に當ることとなれり。

右會議は客年十二月三日より開催せられ目下尙討議中なり。

### 六、佛蘭西貿易額及日佛貿易概況

(一) 佛蘭西貿易額（單位百萬法）

	輸出	輸入	バランス		輸出	輸入	バランス
一九二九年	五、一三六	五、三三四	(一) 八、〇八八	一九三二年	一九、六九三	二九、八二五	(一) 一〇、一三二
一九三〇年	四、八三五	五、五二〇	(一) 九、六八五	一九三三年	一八、四三三	二六、四五	(一) 九、九九三
一九三一年	三、四四五	四、二二五	(一) 一、七七〇	一九三四年	一七、八三	三三、〇六〇	(一) 五、二二九

佛國の貿易バランスの改善を見たるは、輸入の減少が著しかりし結果にして、之同國の酷烈を極めたる輸入制限の影響に依るものなり。而て輸出入共依然減退の傾向に在るは金本位國一般の傾向にして注意



すべき點なり。

(二) 日佛貿易概況

過去六年間に於ける日佛貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	佛國よりの輸入	バランス
昭和四年	四、四四	二六、一八五	(十) 二一、七四五
昭和五年	二七、二六	一六、三六	(十) 一〇、九〇
昭和六年	一六、〇九	三、三九	(十) 三、七〇

日佛間主要輸出入品概要左の如し。

(イ) 日本より佛國への主要輸出品 (單位千圓)

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
寒天	三〇六	三三七	三五
罐詰食料品	三、一六	七、三〇五	二七
植物性脂肪油	二三四	二二	二七
薄荷油	二九	五二	五四
樟腦	二二〇	四四	四六
薄荷腦	五〇二	一、四六	七三
屑糸、眞綿及玉絲	四七	六六	八九
生絲	七、一七	一五、三七八	二〇、三三
絹織物	一、九五	三、二七	二、三三
人絹織物	九	二四八	三六七
模造パナマ帽子	四六	一、九八	二八
鈕釦	一三	一八九	二八
履物	一六	二九	
着物及衣類部分品	五三	五〇	
陶磁器	三一	六三	三五
製帽用眞田	八三	一、二七	四二

(ロ) 佛蘭西より日本への主要輸入品

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
酒類	六八	六三	
牛皮及水牛皮	二四	四五	
植物性芳香揮發油	五六	七五	
オリブ油	二八	二四	
粗製鹽化加里	二二	四	
粗製硫酸加里	四二	八〇	
アンチピリン	一四	二八	
ピラミドン	五七	四四	
齒磨其他薰香類	二四	一七	
藥材、化學藥及調藥	一、〇〇	一、三九	
ログット越幾斯	二四	二四	
合成染料	三	五九	
アルミニウム (塊、錠及粒)	二六	三五	
銃砲及部分品	三四	三九	
機械及部分品 (發電機及變壓器を除く)	四、四八	三、四三	

三、獨逸

一、金本位

最近獨逸の經濟狀態は惡化し、貿易は不振に陥り、金準備は極度に減少し消滅に瀕するに至りたるが、獨逸に於ては巨額の國際債務を負ふこと、國民の間にインフレーション反對氣分強きこと等の事情より金本位維持は絶対に必要にして之が爲中長期債務のトランスファーを停止すると共に、爲替管理を嚴重にし輸入管理を行ひて國際貸借の惡化を防ぎ金本位を擁護するの策を採り居れり。

二、關稅引上



一九三二年一月政府に爲替ダンピング税を賦課する權能を賦與する法律公布せられたるが、日本品に對しては爲替ダンピング税を實施し居らず。

一九三四年七月五日「暫行的關稅變更の權限に關する法律」を公布し經濟大臣に對し九月末日迄を限り經濟上必要の場合には當該經濟部門主管省と合意の上特定商品に附加税を課する權限を賦與せり。右法律は後記「經濟對策に關する法律」と共に獨逸經濟及貿易關係の組織化を計らんとする目的の下に制定せられたるものなり。而して最近關稅を引上げたるもの多く殊に前記暫行的關稅變更權限に關する法律公布後關稅引上を見たる品目は枚舉に違なき程なるが、本邦關係品としては貝釦、ペダリン、電球、絹織物、製帽用織物、ゴム線、計算尺、油紙及油紙製日傘等あり。尙關稅引上に關聯し諸國との協定稅率の適用を割當量範圍に限定する所謂關稅コンタンジヤンを行ひ居れり。

### 三、對外報復法

獨逸側に於てトランスファ―停止、爲替制限の強化等の措置を執りたるに對し、外國に於ては強制清算制度の採用、獨逸品防遏等の措置を以て對抗せんとする虞ありしを以て、獨逸政府は一九三四年七月三日「外國に對する經濟上の報復手段適用に關する法律」を公布し、獨逸との貨物又は爲替取引を他國より不利なる條件に置く國に對し當該國との貨物又は爲替取引に付一般的規定と異なりたる報復手段を講じ得ることとせり。

### 四、輸入割當

一九三三年十二月十四日人絹に付一九三一年を基準として、割當制を實施せり。右基礎年度に於ては本

邦よりの人絹輸出は殆んど無かりし爲、本邦に取りては右の結果人絹の輸出は不可能となれり。

### 五、爲替管理及商品管理

一九三一年八月一日爲替管理に關する緊急命令以來、獨逸國は嚴重なる爲替管理を實施し輸入業務を營むに付ては總て個別的許可又は一般的許可を受けしめ來りたる處、爲替の缺乏の爲許可限度を著しく制限し、終には輸入原料の不足を來すべき事態に迄到り、或は又將來の爲替制限を見越す必要以上の買付を防止する爲、茲に爲替制限と原料經濟統制の目的を兼ねて一九三四年三月二十二日附法律を以て工業原料品並半製品の取引、就中其の製造、配給、貯藏、販賣及消費を監督統制する規定を設け、右目的の爲、煙草管理處（八月二十七日）、工業用脂肪供給管理處（七月六日）、羊毛並其の他の獸毛管理處（三月二十六日）、棉花管理處（三月二十六日）、綿絲布管理處（八月十七日）、麻類纖維管理處（三月二十七日）、皮革管理處（四月九日）、護謨及アスベスト管理處（五月九日）、油煙管理處（八月十七日）、卑金屬管理處（三月二十六日）及鐵及鋼管理處（八月十三日）の商品管理處を設立して個別的制限を加えたる外、更に一般的爲替許可制度は之を益々制限し、爲替限度は二月迄は輸入基礎額の五割の處三月―四割五分（銀行引受信用利用限度七割）四月―三割五分（銀行引受信用利用限度七割）五月始―三割五分（銀行引受信用利用限度七割）同中旬より二割五分（銀行引受信用利用限度五割）六月―一割（銀行引受信用利用限度二割）七月―五分（銀行引受信用利用限度一割）八月―五分（銀行引受信用限度一割）九月始―五分（銀行引受信用利用限度一割）に迄制限し、更に七月一日よりは爲替日別割當を實施し、當日に於ける爲替受入高を超過する對外支拂爲替は之を取組むことを禁止せるを以て、獨逸に於ける爲替制限は事



實上の輸入禁止に等しき迄の事態に到れり。

然るに獨逸の對外貿易及一般經濟狀態は益々惡化したる爲、政府は經濟の組織的改革遂行並に對外貿易關係組織の整理改革を目的とし、一九三四年七月三日「經濟對策に關する法律」を公布して七月より九月末迄を限り經濟大臣に獨逸經濟の保護促進及經濟上の障除除去に必要と認むる一切の措置を執る權限を賦與したるが、九月四日右法律に基き商品取引令を發布せり。右商品取引令は經濟大臣に對し商品取引の管理統制の爲、就中其の製造、配給、貯藏、販賣、消費に關して規定を設くる權限を賦與し、必要に應じては取引の記帳に關する命令を發することを得せしめたるが、九月四日商品管理處設立に關する命令を以て從來の管理處の外新に木材管理處、園藝品、飲料及其の他の食料品管理處、石炭及鹽類管理處、鑛油管理處、化學製品管理處、絹、人絹並衣類及類似品管理處、毛皮類管理處、技術工藝品管理處及各種商品管理處を設け、之に從來よりありたる十一管理處を加え、更に穀類飼料及其の他の農産品管理處、動物及動物生産品管理處、牛乳生産品及油脂管理處、卵類管理處の四ヶ所を管理處に指定し、全商品は總て二十五部門の内に編入せられ、其の監督統制に従ふに到れり。各商品管理處は夫々所管商品の輸入に付政府の爲替管理局に代り規定せられたる範圍に於て輸入商に對し、外貨爲替支拂の許可を爲す權限を附與せられ、之に基きて爲替許可證を發給することとなり、從來の如き一般的及個別的爲替許可の區別は消滅せり。原則として爲替許可證は輸入商に附與せらるゝも加工業者消費者も其の下附を受くることを得、又一般商品と同様にクワリヤリング協定國の商品も之を必要とせり。右許可證は各商品管理處が其の都度に於ける爲替保有高を顧慮して附與するものなるも、獨逸輸出品用原料に於て優先し再輸出用

完成品の輸入に對しては必ず之を附與し、又支拂條件によりても獨逸に有利なるもの長期の取引に對しては優先權を認むることとせり。

#### 六、清算協定

一九三二年以來獨逸に勃牙利、羅馬尼、希臘、土耳其、ユーゴスラヴィア、洪牙利、奧太利等清算と協定を締結したるが、右は此等の國に於ける爲替管理の爲に獨逸の輸出代金取立に困難を生じたるに依るものにして、各相手國中央銀行の特別口座に依りて輸出入代金の支拂を行ふものなり。

然るに最近獨逸の爲替管理及商品管理に伴ひて、獨逸側より出超を常態とする西歐及北歐諸國に於て對獨逸輸出の困難となりたるに依り獨逸よりの輸入を阻止せんとする機運増大したる爲、獨逸は此等の國と清算協定を締結し貿易の圓滑を計り居れり。即ち瑞典、瑞西、和蘭、佛國、伊、丁、諾、芬、白、西、葡の諸國と支拂協定を締結し、獨逸の一般爲替許可限度以上に輸入を爲す場合ライヒスバンクに於ける相手國中央銀行の特別口座に馬克を以て拂込を爲す制度を採用せり。然るに右制度の結果輸入の増加、特別口座に依る第三國產品の買付等の弊害ありたる爲一九三四年七月以降從來の協定を改訂せんとし、英、佛、瑞典、白耳義、諾威、和蘭、伊太利等との間に新協定を締結せり。

而て諸外國との間の清算協定増加し其の事務輻輳せるに鑑み、一九三四年十月十六日新に獨逸清算事務所を新設して從來ライヒスバンクの管掌し居たる清算事務を之に移したり。

尙對本邦貿易は獨逸にとり極めて有利なる關係に在るを以て、我方は極力交渉の結果日本に對しては少くとも從來の貿易狀態を維持し得る程度に爲替許可を爲すべきことを認めしめたり。



七、獨逸貿易及日獨貿易概況

(一)獨逸外國貿易額は左の如く最近極端なる輸入制限策に拘らず著しく貿易バランス悪化し來れり。(單位百萬馬克)

輸出	輸入	バランス
一九二九年	三、六〇	三、四七 (一) 一、七
一九三〇年	二、三六	一〇、三三 (十) 九、五
一九三一年	九、二五	六、七七 (十) 二、四七
一九三二年		五、七九
一九三三年		四、八七
一九三四年		四、二七
		四、四三 (一) 二、六五

(二)日獨貿易概況

過去六年間に於ける日獨貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	獨逸よりの輸入	バランス
昭和四年	一三、四六	一七、二五	(一) 四、八七
昭和五年	二、三八	一六、一七	(一) 一三、三九
昭和六年	八、四三	七、二五	(一) 一、一八
昭和七年		九、三九	七、七二 (一) 一、六七
昭和八年		三、四一	九、七九 (一) 六、三八
昭和九年		一九、七七	一〇、五三 (一) 八、九六

日獨貿易主要輸出入品左の如し。

(イ)日本よりの主要輸出品(單位千圓)

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
寒天	五三	四八〇	五七
罐詰食料品	七	一八七	二七〇
植物性脂肪油		二七五	四四
薄荷油		二四八	三九二
魚油及鯨油		六六	八八六

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
絹織物	二五二	三六二	七〇六
鈕釦	八〇四	七九	三三〇
陶磁器	一〇〇	一四六	三三
製帽用眞田	四七七	六九	二八〇
玩具	三〇七	二六六	一〇
隠元豆	一四六	二六七	
硬化油	一、二八	七五〇	

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
ヨード加里		一八一	二八
人造絹絲		二三八	四二七
屑綿及屑綿絲		四四	一、〇〇一
絲瓜		一八九	二七七
セルロイド		二六	一六七
肥料		三三四	一、四一五

(ロ)獨逸よりの主要輸入品(單位千圓)

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
革類	六五	五五	八七
粗製硝酸アムモニウム	四、一八七	六、九四二	二、六八〇
合成染料	四、九九九	五、三三七	五、九七九
毛織物	一、四二	二九七	一〇五
製紙用パルプ	一、二九	六三	三六一
鐵類	一、七三	二四、六二	三三、六四
アルミニウム	三七八	九四	三六四
自動車及同部分品	三四	三	一〇五
發電機類及變壓機	七三	六四	五八
機械及同部分品(前記を除く)		九、六九	二、九六
礦油		八三	八三
ボロン		四一五	一、四〇
粗製硫酸加里		一、五九	三、一六九
木精		一、五三	一、六三
コールドタル分		二、二五	二、三三五
溜物生成品		一、〇三	一、二三六
模造羊皮紙類		六九	七二
寫眞用紙		七四	五三
書籍及雜誌類		七四	五三



亞

鉛

五七

七九

一

ニツケル

三七

一三五

#### 四、伊 太 利

##### 一、金本位維持

最近リラ貨に對する不安傳へられたるも、伊國政府に於ては平價維持の方針に變化なき旨聲明せり。

##### 二、關稅引上

昨年一月以降關稅を引上げたるもの左の如し。

ミシン機械、自動車及部分品、護謨靴（一月二十二日）

電球（四月二十五日）

油性種子及植物性油（七月十六日）

鉛及亞鉛鑛、銅合成品、金屬アンチモニー、鉛及同合成品、活字其他鉛製品、亞鉛及其の合成品並其の製品、蓄電器、

鉛及亞鉛の酸化物、炭化物、硫化物、等（十月十八日）

サイドカー、自動自轉車及部分品、クレゾール酸、石炭酸、壁紙、眞珠貝卸（十二月二十四日）

尙伊太利政府は一九三三年九月二十八日、緊急勅令に依り爲替ダンピング税を設定する權限を得たるも未だ之が施行勅令を公布せず。

##### 三、輸入禁止割當

伊太利は從來通商條約の利益を享有せざる國、又は伊太利の輸出に對して制限を加ふる國の商品に付割當制を適用すること、し（主として佛國）大麥、麥芽、魚類、生植物、酒精飲料、木製家具、紙及板紙、糊、鞆皮等に付割當を行ひ居たるが、一九三四年度に入り伊太利輸出貿易の不振、國際貸借惡化に悩みたる結果一般的に割當制度を採用するに至れり。

而て伊國政府は先づ各種産品を輸入禁止品目とする旨の省令を公布し、次で特定國に對し數量を割當て輸入を許可すべきことを通告する方法を採り居れり。右に依り輸入禁止となりたる主要商品は左の如し。（括弧内は實施の日附）

生糸（五月十四日）、乾酪、豚脂、亞鉛鑛、眼鏡、磁土、ボーキサイト、棒狀環狀及葉狀セルロイド、鑛又は骨を原料とする化學肥料、石灰窒素、動物性纖維を以て製したる刷子（以上八月二十日）

ニトロベンチン、アニリン及生トルイヂン、アニリンクロール、別掲なきアニリン鹽、アニリン誘導物、ナフトリン誘導物、ベンチン、トリチン、チアニシチン、オルト、パラトルイヂン、キシリチン、フェニレンチアミン、フェネチヂン、アニシチン、右誘導物、アンソラキノン、レゾルチン、ナフトル、ナフトル及ナフチルアミン誘導物、フェニル酸誘導物、ベンザアルデヒド及其の誘導物、寫眞用合成品、ベンゾール、トルオール、キシロールの誘導物、硫黃及其の他との合成品、アニリン其他染料性分の漆、膠（以上九月四日）

バター、絹織物（十月二日）

羊毛糸（十一月十七日）  
落花性油、菜種油、棉實油、麻種油、胡麻油、其他植物性油、銅及其の合金の條、板、薄板、線、管等、硫酸銅（以上十一月二十三日）

アルミニウム及其の合金の地金及碎片（十一月二十六日）



豚、豚肉、海棗、繭、生糸屑、パネ入クツション、鑪及大目鑪（十二月十日）  
寶石類、金銀ブラチナ細工物（十二月二十四日）

乾燥、鹽漬、燻製の魚類及魚類罐詰（一九三五年一月十日）

小麥、小麥粉、加工絹製品、モリブデン鐵、チタン鐵、タングステン鐵、バナチウム鐵、溫暖用及冷却用器、蒸溜器、  
眞空管、牽引車、滑石、ベンゾル、鑛油、合成香水、樟腦（以上一九三五年一月十八日）

而て本邦に對して割當を通告し來りたるもの左の如し。（括弧内は基準年度）

棒狀、環狀及葉狀のセルロイド（一九三二年）、明記せざるセルロイド製品（一九三三年）、石灰窒素（一九三三年）、刷子  
（一九三二年）、セルロイド枠眼鏡（一九三三年）、セルロイド製櫛及頭髮用ピン（一九三三年）、セルロイド製玩具（一九  
三一年）、

絹織物（不明）、魚膠（一九三三年の七五%）、茶種油（一九三三年の五〇%）、生糸（一九三二年）、絹の縫製品（一九三二  
年の五〇%）、チタン鐵合金（一九三二年）、明記せざる香油（同六〇%）、香水（同六〇%）、樟腦（一九三二年）、護謨製玩  
具（一九三一年の五〇%）

#### 四、輸入許可

伊國政府は一九三五年二月十九日以降同國稅番の殆ど全部に亘る輸入商品に付總て大藏省の特許を必要  
とする旨公布せり。

右は伊太利の貿易狀況益々悪化の傾向に在る爲、必要に應じ輸入を制限せんとする目的に出でたるも  
のと認めらる。

#### 五、外國爲替管理

伊太利に於ては伊太利信用及保險協會に依り、外國爲替取引の非公式管理を爲し居たるが最近國際貸借  
の悪化の爲めリラ貨の外國逃避の虞ありたる爲、一九三四年五月二十六日對外爲替取締令を公布したる  
が、更に十二月八日爲替管理強化の目的を以て緊急勅令を發し對外クレヂットを爲替管理局に強制的に  
讓渡せしむること、せり。

尙外國爲替管理に關して伊太利政府は一九三一年十二月十一日及一九三二年三月二十二日の緊急勅令  
に依り爲替管理國又は支拂制限採用國との貿易に對し、伊國輸出業者の利益擁護の爲必要なる措置を執  
る權限を得たるが獨逸其の他に對し斯る手段を執りたり。

#### 六、伊、澳、洪三國經濟提携

伊太利は澳國及洪國を率ひて經濟的協調を計らんとし、一九三四年三月羅馬に於て伊澳洪三國首相會談  
を行ひ、三月十七日相互の輸出入を容易ならしめ、アドリア海諸港の通過貿易を促進すべき旨の三個の  
プロトコールを調印し、右目的を實施する爲更に三國間に細目に亘り經濟協定を締結すること、したる  
が其の後夫々協定の成立を見たり。

#### 七、日伊貿易概況

過去六年間に於ける日伊貿易の推移左の如し。（單位千圓）

年 度	日本よりの輸出	伊太利よりの輸入	バランス	昭和五年	昭和六年
昭和四年	六、一〇八	七、五五〇	(一、四四二)	六、一五二	三、三三五
				四、二七二	四、一六一



昭和七年	五、六三二	三、九七一	(十)一、七〇一
昭和八年	六、二七	六、〇三五	(十)一、三三

昭和九年

九、五七九

三、四六一 (十)六、二八

日伊貿易主要輸出入品概要左の如し。

(イ)日本より伊太利への主要輸出品 (單位千圓)

昭和七年	昭和八年	昭和九年
隱元豆	三	一八九
罐頭詰食料品	一五九	二八〇
硬化油	七七	七五
除虫菊	五	一四
樟腦	一〇七	二一〇
屑絲、眞綿及玉絲	二〇	三三
生絲	一、〇三	一、〇一一
絹織物	三三	一五

(ロ)伊太利よりの主要輸入品

昭和七年	昭和八年	昭和九年
植物性芳香揮發油	一七一	二〇八
酒石酸	二二六	二二七
コールド分溜物(其の他)	二二	二四

人絹織物	二	二	三
履物(大部分ゴム靴)	七	一六	一六
陶磁器	三六	三二	三三
銅	一、六五	一	一
眞田	六	一三	一三
ブラッシュ(商用)	一	一五	一五
セルロイド及同製品	二	一四	一四
玩具	二五	四八	六〇
合成染料	二五	二七	二七
人造絹	六	二六	二六
屑絲及屑絲	三三	一、〇八	一、〇八
フェルト帽子	四八	二四	二四

葉鐵及葉鋼	一七	一、〇八九
水銀	八二	一、三三

肥料(ファイッシユ・グアノ以外)

一 三三

五、瑞 西

一、金本位維持

尙金本位ブロックの協力問題に付白耳義の項參照。

二、關稅引上

若干の商品に付關稅引上ありたるも、瑞西政府は外國品輸入防遏の爲には主として後記輸入許可及割當制度に依り居れり。

三、輸入許可及割當制度

瑞西は一九三一年十二月二十三日聯邦令を以て輸入制限許可制度を實施したるが、一九三三年十月十四日「外國に對する經濟上の防禦手段に關する聯邦令」を公布して之に代へたり。右法律に依り政府は輸入を制限し又之に許可條件を附すること、外國と協定を結び又は經濟的財政的の一方的措置を採ることを得る權限を得たり。而して右聯邦令に基き實施せられたる許可及割當制度は重要貿易品の殆ど全部を網羅し居れる處本邦關係品は絹織物、人絹織物、絹人絹交織物、陶磁器、フェルト製及護謨製短靴並スリツパ、綿布、毛織物、人絹及羊毛交織の布帛を以て製したる婦人及女兒用外套、婦人用絹衣類、綿又は麻製婦人用衣類、綿布製被覆、鉛筆、毛糸、自動車タイヤ、自轉車及車體、穀物及馬糧、綿及麻製



靴下、刷子等重輸出品の大部分を包含し居れり。

更に一九三三年末以降輸入許可を要する品目に追加せられたるもの左の如し。

麻布、被覆、苛性曹達、曹達灰、粉ミルク、靴底皮、牛皮、絹紙、人造羊毛、帽子、鐵線、鑄物製洗濯器、葉卷煙草製造器、速力計算器、活動寫真器、パイプ及櫛、肥料、ヴィスコース又は之に類する紙葉の製品、毛糸及綿との混糸、麻織敷物、護謄引布、護謄板、冷蔵庫、製圖用器、電球、双物類

四、日瑞西貿易の概要

過去六年間に於ける日瑞西貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	瑞西よりの輸入	バランス
昭和四年	六四七	一七,五七〇	(一)一六,九三三
昭和五年	六七七	一五,三三三	(一)一四,五五五
昭和六年	四七三	一〇,四一〇	(一)九,九三七
昭和七年			三三二
昭和八年			三三三
昭和九年			三〇七
昭和九年			一〇,九二五
昭和九年			(一)一〇,六八八

日瑞西貿易輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	陶磁器	一四	一五
生絲	二六	一四		眞田	三	一
(ロ)瑞西よりの主要輸入品(單位千圓)				綿織物	一,七六六	四〇三
品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	アルミニウム	五八九	一,〇二六
合成染料	二,〇五	一,三六	一,三六			五五五

懷中時計及同部分品 二,六四  
發電機類及變壓機 一六  
機械及同部分品 二,三九  
(前記品を除く)

藥材、化學藥及製藥及同調合品(別掲なきもの) 一,二〇  
貴石 三三  
一七五

六、白耳義

一、金本位

最近白貨に對する不安著しく高まれり。

二、關稅引上

白耳義政府は一九二七年以降砂糖、肉、バター、蔬菜、果實等の農産食料品並に自動車及部分品、蒸汽機關、或る種綿織物及毛織物、ゴム靴及カンバス靴、絹及人絹織物、毛糸及毛織物、鑛油、バラフィン、アスファルト、ワセリン等に付關稅率又は増加係數の引上を爲したるが最近に於ては保護手段としては關稅引上よりも後記輸入許可割當制度に重きを置き居れり。

三、輸入許可割當制度

白耳義政府は一九三一年六月三十日の「輸出入に關する特別權限委任法」に依り輸入、輸出及通過を制限する權限を得たるが一九三四年七月三十日右法律は改正せられ政府の權限は著しく擴張せられたり。依て右法律に依り輸入許可及割當制度を採用し左記諸商品を右制度の下に置けり。

牛羊豚及同生肉、調味肉、容器入食肉、牛乳及クリーム、バター、チーズ或る種蔬菜及果實、鶏卵、穀物及其の製品、



石炭、砂糖、窒素含有製品、人絹、絹及人絹織物、羊毛フェルト、絹靴下、皮靴、護謨靴、絹及人絹製メリヤス地、男女用衣類、ネクタイ、カラー、鑛山用木材、海産及淡水産魚類等  
而して特に本邦關係品として注意すべきものは左の如し。

(イ)護謨靴

白耳義政府は諸國に於て制限を受けたる日本製護謨靴の殺倒を防ぐを理由とし、護謨靴に對し一九三一年度の輸入量を基礎として輸入許可割當制を採用するに決したるに依り交渉の結果、一九三一年及一九三二年度の輸入平均量を許可せらるゝこととなり、一九三三年九月十二日より實施せられたり。尙昨年に入り交渉の結果割當量若干増加せられたり。

(ロ)絹織物及人造絹糸

白國政府は一九三三年九月二十七日附官報を以て人造絹糸、絹屑絹及人造絹織物(ツル織、縮緬、紗、飾用布、其の他輕目物、竝に別號に掲げざるもの)に對し輸入許可制を適用する旨の勅令を公布したるに依り交渉の結果、本邦品は一九三二年度輸入量の百パーセントを割當てらるゝこととなり。

(ハ)男女用被服其の他

白耳義政府は一九三三年十一月十七日官報を以て絹及人絹メリヤス地、男女用衣類、ネクタイ、カラー等に付輸入許可制を適用すべき旨の勅令を公布せり。本邦品に對する割當量に付ては交渉の結果大體一九三三年度數量を割當てらるゝこととなり。

四、金本位ブロック協調問題

白國は貨幣價值下落國の進出に對抗するには、從來の如き保護政策に依るのみにては不充分なりとし、通商上比較的條件を同する金本位諸國間に協調を試みんとし、一九三四年九月白國外相渡佛の際佛國側と交渉を重ねたるが白國外相の主唱に基き九月二十四、五日壽府に於て、佛、白、伊、蘭、瑞西、波蘭、リユクサンブルの七國代表者の會合行はれたり。右會合に於て相提携して金本位維持及通商關係促進策を講ずべき旨意見の一致を見、右目的の爲七國政府代表者より成る委員會を設置して具體的問題の審議に當ることとなりたる趣なるが、更に十月十九及二十日ブラッセルに前記七國代表の會議行はれ白國外相を議長とし(一)通商交易(二)輸入(三)ツーリズムに付協議を遂げたる結果、二十一日議定書の成立を見たり。

右議定書は

- 一、參加國代表者を以て一般委員會を組織し
  - 二、一九三三年七月一日—一九三四年六月三十日の相互間の貿易總額の一割の増加を計る爲速かに各二國間に商議を開催すること
  - 三、並に通商宣傳に關する協定案を小委員會に附託すること
  - 三、運輸及ツーリズムの問題に付ても二個の小委員會を設け一般委員會に報告を提出せしむること
  - 四、以上の小委員會は速かに開催すること
- 一般委員會は三ヶ月後ブラッセルに開催することを定めたり。



五、日白貿易概況

過去六年間に於ける日白貿易の推移左の如し。(單位千圓)

日本より輸出 白國よりの輸入 バランス		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
昭和四年	二,八九〇	一五,八六六	(一)三,九九五	四,一六〇	六,一三三	(一)一,九七三	
昭和五年	一,九四四	八,〇三四	(一)六,〇四〇	七,七九一	一四,六九三	(一)六,九五四	
昭和六年	二,四五一	四,七六六	(一)二,二七五	九,六七五	一七,三三六	(一)七,五五三	

日白貿易主要輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
罐頭詰食料品	八九一	一,一三三	
屑綿及屑綿絲	一四七	三三二	
綿織物(生地)	五	五五〇	
綿織物(晒)	三三	八六	
綿織物(其他)	六	三三八	
絹織物	一三三	三三五	
メリヤスシャツ	五	二六六	

(ロ)瑞西よりの主要輸出品(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
模造パナマ帽子	二元	二三元	
ゴム靴	一〇三	一六三	
貝鈕	一〇二	一七八	
陶磁器	一五〇	二五九	
木材	三九	七七	
麻製眞田	一〇五	二三四	
ゴム製玩具	四七	一五	

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
鐵類	三,〇一〇	一〇,四四三	二,九四〇
獸毛	一七	二六三	
ナフタリン	一五	三〇九	
染料及顔料	一六	一六九	

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
硝子板	一,五五六	一,〇六六	
金屬線又は網入硝子板	二六	三九	
亞鉛	二九七	五五三	
活動寫眞用フィルム	二七三	二五	

七、和蘭

一、金本位

一部には金本位離脱乃至平價切下論あるも一般に反對論有力なるが如し。

二、關稅—報復關稅法及非常時關稅法

一九三三年八月世界經濟狀態の變化に對應する爲、政府に對する報復權賦與に關する法律を制定せり。右法律は無條約國にして和蘭に對し他國より不利益なる取扱を爲し、又は和蘭の重大利益に反する取扱を爲したる場合斯る國より輸入せらるゝ商品に對し勅令を以て

(イ)輸入禁止又は制限

(ロ)特殊關稅賦課

を爲し得べき旨を定めたり。

一九三四年五月十六日和蘭政府は議會の承認を待たずして直ちに關稅率を變更し、之を實施し得る權



限を得る爲輸入税の短期間増減新設及廢止に關する法律(非常時關稅法)を議會に提出し其の協贊を得たり。

六月十九日關稅改正法案議會に提出せられたるが、右改正法案は前記非常時關稅法に依り議會の議決を待たず七月一日より實施せられたり。右關稅改正法に依り(一)輸入附加税三割、(二)麥酒輸入税一割五分、(三)砂糖消費税附加税二割、(四)麥酒消費税附加税一割五分は廢止せられ、左記の通關稅改正行はれたり。

(一)精製品一割二分(從來一割)

(二)原料品無税

(三)半製品三分乃至六分

(四)工業補助材料六分

### 三、輸入制限

一九三一年十二月二十四日「非常時輸入法」公布せられ、更に一九三三年十月十七日改正非常時輸入法公布せられ、政府に對して輸入割當を實施する權限を與へたり。右權限に基き和蘭政府は各種商品に付割當制を採用し居る處本邦關係品左の如し。

自動車タイヤ、燐寸及軸木、捺染、染色及模様綿布、晒綿布、未晒綿布、家畜飼料(豆粕を含む)、手巾及ワイシャツ、電球、卓子布、家庭用硝子製品、下衣類、メリヤス製品、毛織物及半毛織、男子用及小兒用上衣、婦人及少女用上衣、磁器、陶器、タイル、亞麻、麻、半リンネル製織物、硝子燻、靴下、人絹織物及人絹交織物

而て最近和蘭は佛國等に倣ひ割當を交渉の對象とし和蘭品輸出促進の手段として利用せんとするに至り昨年度以來割當量を從來に比し半減せり。

### 四、日蘭貿易概況

過去六年間に於ける日蘭貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出 和蘭よりの輸入 バランス	昭和七年	昭和八年	昭和九年
昭和四年	六、九七	五、四三	(十) 一、四五	三、八七 (十) 八、五五
昭和五年	八、七二	二、三六	(十) 五、三四	三、七二 (十) 八、六〇
昭和六年	一〇、二六	二、八四	(十) 七、二二	三、六三 (十) 四、三〇

### 日蘭貿易主要輸出入品

(イ)本邦主要輸出品(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
魚油及鯨油	五七	二〇	一八
陶 磁 器	八四	九一	七二
木 材	七四	一九	二五
玩 具	五九	一三	一、一四
米及粳(玄米)	三、四六	六五	
罐頭詰食料品	一七	三〇	
硬 化 油	四六	二七	
樟 腦			二五
晒 綿 布			一八
絹 織 物			三〇
人絹織物			四〇
テーブルクロス			二四
絹製肩掛			二八
ゴ ム 靴			三五
貝 鈕 釦			三九



自轉車及同部分品

二三

四七

一 肥

料

七六

五〇〇

七二

(ロ)本邦主要輸入品(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	模造羊皮紙類	兎	一六
龜 甲	元	二三		葉鐵及葉鋼	克	二七
油脂蠟及同製品	四七	三〇三		屑及故鐵	九八	三九五
護謨及樹脂	一三	一七		機械及同部分品	一八九	五九
人造絹	一七	一七				

八、西 班 牙

一、金本位

大戰後金本位を復活せず一九二〇年以來西國通貨は金に對して下落し居れり。

二、ダンピング對抗命令—關稅引上

一九三四年三月十日内國勞働保護の目的を以てダンピング對抗令を公布し、各種ダンピングの場合(一)新輸入税の設定又は輸入税引上、(二)輸入割當制の設定及(三)輸入禁止を爲し得ることとし、次で五月二十三日大統領令を以て西國に於てダンピングを構成せざる國の商品に付例外を設け前記ダンピング對抗令に依り引上げられたる關稅の適用を免除し得ることを規定せり。

前記ダンピング對抗令に依り同年四月二十六日手工具、鑪及大目鑪、三鹽化物、四鹽化物、熔解用エ

ナレン派生物、各種刷子の關稅を引上げたり。

又十二月五日西國政府は絹業保護の爲の補助金に充當する目的を以て、輸入生糸及繭に對し關稅の外に一庇に付銀二十ペセタを徵收し、輸入原料を以てする製品を輸出する場合は右附加税を拂戻すこと、せり。

齒刷子に對する前記ダンピング税は佛、チェコ、英、伊、瑞西等は免除せられたるを以て我方に於ても免除方交渉の結果本年二月十三日官報を以て本邦に對し右税免除の旨を公布せり。

三、輸入割當

西國政府は一九三一年十二月二十三日附勅令を以て國別輸入割當制を採用したるが、最近に至り割當量を交渉の對象とし割當制を通商政策上の武器として利用するの方針を採り、一九三三年十二月廿六日附大統領令を以て工商務大臣に割當數量を定むる權能を賦與し、右割當制の運用を自由ならしむる爲外務及工商務大臣に對し西國にとり貿易關係不利なる國より順次通商條約廢棄又は改訂の爲交渉を爲し得る權限を賦與し、更に一九三四年十月廿三日附大統領令を以て割當制適用品目に付輸入許可を申請する者に對し國産品購買の義務を課し得ること、して國內産業保護を計ると共に、十一月一日附大統領令を以て超割當制を定め特定國に對し西國品買付の代償として通常割當量以上に超割當を許與し、又は貿易關係を考慮して必要に應じ特定國に超割當量を一方的に許與し得ること、し割當制に伸縮性を賦與せり。

次で十一月二十三日輸入割當制に關する統一法規を定むる大統領令を公布し、從來の關係法規を綜合統一すると共に割當制の目的を總括して國家經濟の必要及商業政策の擁護並にダンピング對抗の爲なる



旨を規定せり。

右法規に基き割當制度を適用せられたる主なる商品左の如し。

未加工動物性脂肪、同油類、椰子油、ココナツツ油、不純動物性油、肝油以外の動物性油、水素を添加せざる動物性脂肪、コブラ、ココナツツ及類似品、リンシード、カストール・オイル・シード、油性種子、木炭、鐵道枕木、木栓、普通材の板、未製鐵板、ディーゼル機關及セミディーゼル機關、發動機、電動機、變電器、自動自轉車及部分品、香料入り石鹼、アルコールを含まざる香料等(以上一九三四年末迄)。珈琲(一九三五年一月一日)

四、輸入禁止

柳(一九三三年十二月八日)、冷凍肉(一九三四年一月二十日)、不純沃度及複昇華沃度(三月十四日)、粉狀及凍卵(四月五日)、硫黃(四月十八日)、組立て又は組立てざる粗製木箱(十一月七日)

五、爲替管理

一九三一年五月十八日以降爲替管理を實施したるが屢次改正を行ひ漸次嚴重となれり。

六、日西貿易概況

過去六年間に於ける日西貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より 輸 出	西班牙よりの 輸 入	バラン ス
昭和四年	一、二五	五八(十)	五〇
昭和五年	八〇	八七(十)	五
昭和六年	六三	九四(一)	二四二
			昭和七年 九〇
			昭和八年 一、八四
			昭和九年 一、七九
			二、七三(一)一、三六
			三、六元(一)一、七五
			二、八三(一)一、〇一

日西貿易輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
薄 荷 腦	八	七	三〇
羽 二 重	三	三	五
絹製ワイシャツ	三	二八	三
鈕 釦	二四六	三五	四七三
絹製きもの			一三〇
陶 磁 器			五
齒用ブラツシュ			三
セルロイド玩具			三
水			五九
銀			一七
鹽			二七
			四三

(ロ)西班牙よりの主要輸入品(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
酒 類	二九	三六	
粗製鹽化加里	六四	二、三	

九、葡 萄 牙

一、金本位停止(一九三一年十二月三十一日)

二、關稅引上

一九三四年八月二日齒刷子、人造寶石、人造眞珠に付關稅引上實施せり。  
同十二月二十八日附大統領令を以て紐類の關稅を引上げたり。



三、輸入統制

葡國政府は一九三二年二月十六日附大統領令に依り、割當制を採用し得る權限を得たるも未だ之を實施するに至らざりし處、一九三三年以來葡萄酒類の輸出統制を爲すと共に或種外國品の輸入に付て統制を爲すこととし、一九三四年六月に至り左記大統領令を公布せり。

- (イ) 大統領令第三七八七二號 (小麥の輸入額を決定し、其の輸入に付ては許可を要すること、す)
- (ロ) 大統領令第二三六一六號 (米販賣管理委員會を設置し、外國米の輸入には許可を要すること、す)
- (ハ) 大統領令第二三九六八號 (鱈販賣管理委員會を設置し、外國産鱈の輸入には許可を要すること、す)

四、爲替管理

一九二二年十月二十一日附及一九二四年九月六日の大統領令に依り爲替管理を行ひ居れり。

五、日葡通商條約廢棄

一九三四年八月三十日附を以て日本及葡萄牙間暫行通商航海取極廢棄を通告し來れるが、目下新通商條約締結方交渉進捗中なり。

六、日葡貿易概況

過去六年間に於ける日葡貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	葡萄牙よりの輸入	バランス
昭和四年	七	七	七〇〇
昭和五年			六
昭和六年			五
昭和七年	三四四	一、三〇三	(一) 九五九
昭和八年	五元	一、五二五	(一) 九六六
昭和九年			五二
			一、四八八
			(一) 八七六

日葡貿易主要輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品 (單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿 織 物	九	三	
人絹織物	二四	二四	
齒 刷 子	二〇	二	

(ロ) 葡萄牙よりの主要輸入品 (單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
酒 類			五
魚 網			二六〇
電 球			八
絹製肩掛			一
酒 類			五
			二七

一〇、諾 威

一、金本位停止 (一九三一年九月二十九日)

二、關稅改正

數次に亘り關稅改正行はれたり。

三、輸入許可割當



一九三四年三月十二日以降護謨靴及陶器に付一九三一年—一九三三年の輸入量を基礎に輸入割當を實施したるが、右は特に本邦を目的としたるものにして進出最近に係る本邦は大打撃を蒙り、實施後半歳にして既に割當全額に達し本邦よりの輸入不可能となりたる爲、日諾間の貿易が我方に入超なる點を指摘し、先方と交渉したる處先方側は近く右割當制撤廢の爲の手續を執るべき旨洩らし居れる趣なり。

尙バター及羽毛（三月十六日）、家畜飼料（七月一日）、自動車（九月五日）を輸入許可制の下に置き、輸入許可に際して手数料を徴收すること、せり。

四、輸入禁止

一九三四年二月二十三日鮮魚及鹽魚の輸入を禁止せり。

五、日諾貿易概況

過去六年間に於ける日諾貿易の推移左の如し。

年度	日本より		諾威よりの		バランス	
	輸出	輸入	輸出	輸入		
昭和四年	三六六	四、六〇	(一) 四、三四			
昭和五年	九一	五、五〇	(一) 四、五九			
昭和六年	三〇九	三、二五	(一) 二、九三			
			昭和七年	四四	五、九六	(一) 五、四九
			昭和八年	一、〇八	二、六四	(一) 一、〇一六
			昭和九年	二、八六	一四、七九	(一) 一四、四五

日諾輸出入品

(イ)日本より主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年			昭和八年			昭和九年		
	輸出	輸入	バランス	輸出	輸入	バランス	輸出	輸入	バランス
茶子油	一九	一五							
魚油	一四	九							
綿織物	八	一三							
(ロ)諾威より主要輸出品左の如し(單位千圓)									
品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年		
粗製硝酸曹達	一九	一八		鐵類			九	五五	
製紙用パルプ	四、一五	七、五七	一〇、四三	アルミニウム			一五	二三四	
紙類	五〇	一六		ニッケル			七七	二、七九	

一一、瑞典

一、金本位停止(一九三一年九月二十九日)

二、關稅引上

一九三四年三月二十二日、五月一日、六月一日、七月一日等屢次に亘り多數の商品に付關稅を引上げた  
るが就中七月一日の改正の家庭用陶磁器を含み二割五分乃至五割の引上を見たり。

三、日瑞典貿易概況

過去六年間に於ける日瑞典貿易の推移左の如し。(單位千圓)



年 度	日本より輸出	瑞典よりの輸入	バランス
昭和四年	八四	一一、〇三五	(一)一〇、一六一
昭和五年	九三	八、三五四	(一)七、六五五
昭和六年	一、三三九	八、五八〇	(一)七、二四一

日瑞典輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
ヨ ー ド	三〇	三九	三九
屑綿及屑綿絲	七	三	三
綿 織 物	六	一九	一九
絹 織 物	三	六	六
シャツ(上下共)	一七	三五	三五
メリヤス靴下	四	二四	二四

(ロ)瑞典よりの主要輸入品左の如し(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
クロール酸加里	一五	三九	三九
製紙用、パルプ	一、七九二	三、五七二	七、四三六
藥材化學藥及製藥 (別掲なきもの)	五三	八六	八六

昭和七年	昭和八年	昭和九年
一、六〇〇	三、二五九	六、一三三
九、八六六	一六、〇九五	二一、七四〇
(一)八、三三六	(一)三、八三六	(一)五、〇一七

履 物	鈕 釦	メリヤスさるまた	陶 磁 器	電 球	玩 具
七	七	六	一七	三	六
一、二	二五	三三	二〇	六	一三

包裝及燐寸用紙	模造日本紙及 チツシユペーパー	模造羊皮紙類	鐵 類
一、一六七	一五	四六	二、〇二六
一、〇〇四	二七七	五四六	四、八八三

鐵 釘	ベアリングボール
三六	三〇
一六九	一〇〇

メーター類	製紙用フェルト
六	一〇
二四	二九

一一、丁 抹

一、金本位停止(一九三一年九月二十一日)

二、輸入許可制

一九三二年二月貿易均衡の目的を以て貿易統制局を設立し、輸入許可制を實施し、現在本邦よりの輸入品中蟹罐詰、鮭罐詰、陶磁器、自轉車及部分品、織物、ゴム靴等は右制度の下に置かれ居る處最近本邦との貿易關係が著しく我方に有利となりたる爲許可を得ること困難なり。

三、爲替管理

一九三一年十一月十八日以降爲替管理を實施す。

四、日丁貿易概況

過去六年間に於ける日丁貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	丁抹よりの輸入	バランス
昭和四年	一、〇三三	六、〇〇〇	(一)五、〇一七
昭和五年	一、五〇七	五、三六四	(一)三、八七七
昭和六年	一、二二四	五、六	(一)五、八
昭和七年	一、四一一	三、一一	(十)一、一〇〇
昭和八年	一、四三三	五、〇四	(十)九〇八
昭和九年	一、二六二	一、五七	(一)三九五



日丁貿易主要輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
蟹 罐 詰	二二	一六	
ヨード加里	元	三	
屑綿及屑綿絲	三	四	
メリヤス靴下	三	三	

(ロ)丁抹より主要輸入品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
クリオライト	一六	六	

一三、 埃 太 利

一、金本位停止(一九三三年四月五日)

二、關稅改正

多數品目に付頻繁に關稅改正行はれたり。

三、輸入制限

多數商品に付輸入許可制を實施し居り、其の内許可が單なる形式上のものと特別なる許可を要するもの

とあり、後者に付ては一定の基礎年度の當該國よりの輸入を基礎とし一定比率に付許可を與へ居れり。

現在は全體一九三一年を基準とし居るも許可の比率は國に依り又商品に依り之を異にす。

特に本邦品を目的としたるものとしては一九三三年中護謨靴を、又一九三四年八月三日電球を許可制の下に置きたり。

四、爲替管理

一九三一年十月九日以降爲替管理を實施したるが近時緩和せられたり。

五、日埃貿易概況

過去六年間に於ける日埃貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本よりの輸出	埃國よりの輸入	バランス
昭和四年	三	一七四	(一)一、六五
昭和五年	一〇三	一四三	(一)一、一四〇
昭和六年	四	九四	(一)八五

日埃貿易主要輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
茶 子 油	一	三	

(ロ)埃太利よりの主要輸入品左の如し(單位千圓)

絹 織 物	一	二四
履 物	一	四



品目 昭和七年 昭和八年 昭和九年  
藥材化學藥及製藥  
(別掲なきもの)

三六 三八

鐵  
製紙用フェルト

八三 一、六七  
六八

一四、チエコスロヴァキア

一、平價切下

一九三四年二月七日輸出増進を計る目的を以て平價約六分の一を切下たり。

二、關稅

屢次に亘り關稅改正行はれたる外一九三四年三月二十八日纖維品に對し又四月二十八日皮革及毛皮に對し取引稅を設定し輸入品にも之を適用せり。

三、輸入許可制度

命令を以て指定せる商品に付許可制度を實施し居たるが、一九三三年七月以來該制度を輸入品の大部分に擴張し、更に一九三四年二月經過的に原料品輸入制限を行ひたる後、屢次輸入制限令を發し許可品目を追加すると共に許可なき商品の輸入を禁止し、大藏省委員會に於て爲替割當を行ひたる額に付てのみ輸入を許可し居れり。

四、爲替管理

一九三一年九月以降爲替管理を實施し居れり。

五、日チエコ貿易概要

過去六年間に於ける日チエコ貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	チエコよりの輸入	バランス
昭和四年	一四	一、九〇	(一)一、九〇
昭和五年	三三	二、七三	(一)二、四〇
昭和六年	五	二、九七	(一)二、九二

日チエコ貿易輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
陶磁器	八	六	六

玩具

五 五

(ロ)チエコよりの主要輸入品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
牛、馬及羊革	六	五	五
ホツブ	三	六	六
フェルト帽子	一、一	一、〇五	一、〇五
鈕釦	三	五	五

製紙用パルプ  
模造羊皮紙類  
硝子板  
鐵類

一五 八 一〇九 六  
二八 三八 五七三

一五、波蘭

一、金本位維持



二、關稅引上

一九三三年十月十一日より複關稅制度に據る新關稅定率表實施せられ、多數の品目に付關稅引上を見たり。本邦關係品としては除虫菊あり、又同年十二月化學製品に付關稅引上を爲すと共に輸入許可制を採用せり。

三、輸入許可割當制度

從來農産品、皮革及同製品、陶磁器、硝子器、刃物類、或種道具及機械、蓄電機、無線器具、毛及麻の糸及布、綿布、衣類及雜貨に付許可制度を採り居たるが、更に一九三三年三月二十四日より新關稅定率表實施期たる十月十日迄を限りて關稅定率表の重要品目殆ど全部に付輸入禁止を爲し、許可制度に依り一定量の割當を許與し其の範圍内に於て輸入を許可したるが、一九三三年十月十一日禁止期間満了と共に更に新なる輸入禁止品目表を發表し、引續き輸入許可制度を實施することとせり。同表は第一部無期限に禁止するもの、第二部一九三四年四月三十日迄の期間禁止するもの、第三部獨逸品に對する禁止品(獨逸の外國爲替管理に依る輸入制限措置に對抗する報復手段なり)より成り多數の重要品目を包含する處、本邦關係品としては絹織物、磁器(第一部)、紙製織物、陶器(第二部)等あり。除虫菊、齒ブラシ、電球等に付ては交渉の結果特別輸入許可を得たり。

四、日波貿易概況

過去六年間に於ける日波貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	波蘭よりの輸入	バランス
昭和四年	三三	五、四八七	(一)五、四七四
昭和五年	二〇	五、三六八	(一)五、三六八
昭和六年	一五	四、九九九	(一)四、九九四

日波貿易主要輸出入品

(イ)本邦主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
殺蟲粉	—	—	二〇
硬化油	—	—	三
テグス	—	—	—
玩具(其他)	—	—	—

(ロ)本邦主要輸入品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
人造絹	—	—	—
鉛	—	—	—
亞鉛	—	—	—

一六、蘇聯邦

一、貿易國營

蘇聯邦は社會主義制度に依り對外貿易は一切國營にして國家の機關たる通商代表を通じて之を行ふものなり。

二、日蘇聯邦貿易の概況



過去六年間に於ける日蘇聯邦貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	蘇聯邦よりの輸入	バランス
昭和四年	二,三〇三	三,〇八〇	(一) 七七七
昭和五年	一,三五四	二,五二二	(一) 一,一三七
昭和六年	二,二三四	三,七六七	(一) 一,六三三

日蘇聯邦貿易主要輸出入品

(イ) 主要輸出品左の如し (單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綠 茶	一,三三二	一,四九二	
寒 天	三		

礦物及同製品	九	三
雁皮紙及薄葉紙	三	

(ロ) 主要輸入品左の如し (單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
礦 油	九二〇		
粗製苛性曹達	一七		
曹達灰及天然曹達	九	一六	

石絨及同製品	一七	四四
藥材化學藥及製藥	三九〇	九七
(別掲なきもの)		
白 金	四六	二,六七九

一七、希 臘

一、金本位停止 (一九三二年四月二十六日)

二、外國爲替管理に依る輸入制限

一九三三年六月二十三日以降本邦向輸出のなき限り本邦品輸入に對する爲替取組を禁止すること、爲したるを以て爾後は物々交換に依るの外本邦品の對希輸出は不可能となれり。

尙一九三四年七月希臘國政府は最近本邦電球の輸入急激に増加せるに鑑み護謨製玩具と共に右電球の輸入を制限することに決定せり。

三、日希貿易概況

過去六年間に於ける日希貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	希臘よりの輸入	バランス
昭和四年	一	一	一
昭和五年	二七六	合	(十) 一六
昭和六年	三九	六	(十) 二九

日希貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品左の如し (單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
罐及罐詰食料品	七	三	
綿 織 物	一三	八七	

貝 鈕 釦	一五	三
陶 磁 器	一六	元
電 球	三	三

昭和七年	三九	二八	(十) 三二
昭和八年	一,〇九五	三五	(十) 八八〇
昭和九年	一,〇五九	三五	(十) 七四

(ロ) 希臘よりの主要輸入品左の如し (單位千圓)



品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
果實及核子	三元	二元	—

研磨用礦物材料

全

一七二

一八、土 耳 古

一、爲替管理及輸入割當制度

一九三〇年二月土貨安定令を公布し、一般外國爲替の取組に對し爲替統裁官の許可を要することとしたが、一九三二年十一月以降輸入割當制度を採用し、三百五十餘品目に對し土國輸入許可量を定め、又或る種綿布及陶磁器、電球、護謨靴等に付國別輸入許可量を定め、右範圍内に於て輸入を許可し右許可量は夫々毎六ヶ月及三ヶ月毎に更新し居る處、國別割當をなし居らざるものに付ては安價なる本邦品は他國品に優先して輸入せられ差して影響なきが如きも、國別割當を受くる綿布其の他は本邦對土重要輸出品なるにも拘らず、本邦に對する割當僅少なる爲、從來は主として土國品買付に對する代償として輸出し居らるゝものなるが、右コンベンション制度は一九三三年八月二十日以降廢止せられたるを以て日土兩國間に求償協定の成立を見ざる限り本邦對土輸出は殆んど不可能となるに至れり。

右の結果本邦に於ても所謂求償制度に依る貿易維持方法を承引するの已むなきに至り、一九三四年七月二十六日以來土國側の一方的宣言に依る本協定實施を見るに至れるが、更に十二月二十二日、日土間貿易暫定協定正式に調印せられ、年額四百萬トルコ・ポンドを限度として輸出し得ることとなれり。

尙一九三〇年調印を了したる日土通商航海條約は、土耳其側に於て現下の非常的經濟事態を律するに

不適當なるものと認め、之が批准交換を肯んせざりしが、漸く一九三四年三月に至り右條約の規定を緩和する趣旨の公文を交換し同時に右批准交換を了せり。

二、日土貿易概況

過去六年間に於ける日土貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	土耳其よりの輸入	バランス
昭和四年	二、五二	二〇一	(十)三、三九
昭和五年	三、九六	西	(十)三、八五
昭和六年	三、七〇	三、七四	(十)三、四六
		昭和七年	五、九四
		昭和八年	二、四三
		昭和九年	二、二四
			一、九七
			(十)三、三三

日土貿易主要輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿 織 絲	二、五三	二、四九	—
綿織物(生地)	二、六三	二、七九	三、三三
綿織物(晒)	五、三	三、二	四、三
綿織物(其他)	—	—	二、三九
陶 磁 器	—	—	二、〇
齒 用 刷 子	—	—	七
電 球	—	—	四
			二、四

(ロ)土耳其より主要輸入品左の如し(單位千圓)

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
葉 煙 草	一、二八	—	—
線 綿	—	—	—
			九七



一九、羅 馬 尼

一、金本位を維持し居るも爲替管理に依りて其の作用を制限し居れり。

二、輸入制限

一九三二年五月十七日以降爲替管理を実施すると共に、十一月二十四日以降貨物の輸入に付ては許可割當制度を実施し來りたるが、一九三四年五月一日以降羅國にとり輸入超過の關係にある國よりの輸入は豫め當該國に對する輸出を以てカバーせられざれば之を爲すことを得ざることゝしたるを以て、羅國との貿易はバーター・システムに依るの外なきことゝなれり。

一九三二年末以來輸入許可割當制の下に置かれたる本邦關係品左の如し。

茶、人絹絲、人絹織物、綿絲、綿織物、手巾、ナプキン、毛織物、自動車タイヤ、機械器具、電氣機械、電球、各種自動車、自轉車、銅及銅製品、靴下、セルロイド原料、家事用陶磁器、陶磁器製電氣器具、大豆油、石鹼、玩具等

而て輸入許可は専ら商省内の輸入割當委員會の決する所にして、從來許可の方針は發表せられざりしが一九三四年十一月二十一日同委員會は割當決定の方針として大體(イ)原料品は前年輸入量の八〇%、(ロ)國內工業に必要な半製品は同七〇%、(ハ)一般既製品は同五〇%、(ニ)贅澤品は同四〇%を許可すべき旨を發表せり。

三、輸入制限及爲替管理制度改正問題

一九三四年春以來政府は輸入制限及爲替管理制度改正を期し、考究中なりし處一九三四年十月二十五日

輸出入制度改正に關する勅令及關係法令を公布せり。

新制度は從來の輸入許可割當制と爲替管理を結合したるものにして要點は

- (一) 一切の貨物の輸入は輸出に依りカバーさるべきこと
- (二) 輸出貨物の代金は一切外國貨に依り取得し之を公定相場に依り國立銀行に讓渡すべきこと
- (三) 輸入許可額は輸出額の六〇%とし
- (四) 國立銀行は讓渡せられたる外貨の中

- (イ) 石油、穀物、木材の輸出より生じたる外貨の中四〇%を留保し同銀行の負ふ對外債務の支拂に充て
- (ロ) 他の貨物の輸出より生じたる外貨の中四〇%を留保して、既に輸入せられたる貨物の未拂勘定の決済に充つることゝす。

と云ふに在り、尙新制度實施の爲關係官廳、商工會議所聯合會、國立銀行の代表者より成る委員會を設け輸入許可證の發給、貨物の價格の監督、其の他の任に當らしむることゝせり。

右新制度は十一月一日より實施の豫定なりしが、各方面に反對ありたる爲實施の運びに至らず、政府は更に改正を考究したる結果、(一)前記(四)の第一種の貨物は自由なる外貨支拂に對してのみ輸出を許可することゝし、(二)前記(四)の規定に代り商省はルーマニア全輸出額の四〇%を國立銀行に留保する様國立銀行と協議し、各國別に留保率を決定することゝす改正法を十一月二十日公布せり。

次で一九三四年十二月十日附官報を以て(イ)石油、穀物及木材の輸出に依り生ずる輸入許可證は外國貿易規整委員會附屬の國家機關より交付せらるべく、(ロ)前記輸入許可證を得んとする者は同輸入許可證



金額（即ち輸出額の六〇％）の一〇％の許可料を支拂ふべく、（ハ）右許可料は輸出獎勵基金中に繰入れ之を輸出者に償還し、（ニ）穀物の輸出に付ては右の外に從來より施行の輸出額の一〇％に當る輸出獎勵金を受くることを得との勅令を公布せり。

（附）

前記以外の歐洲諸國（羅馬尼、ラトヴィア、リシアニア、エストニア、芬蘭、其の他を含む）と本邦との貿易額左の如し。（單位千圓）

	日本より輸出	日本への輸入	昭和八年	昭和九年
昭和七年	三、六五	一、六八	三、六五	五、三九

### 二〇、ラトヴィア

一、金本位を維持し居るも爲替管理に依り其の作用を制限し居れり。

二、關稅引上

米、桃及梅の實、珈琲、鹽、膠、皮類、毛皮、含油種子、藥用植物、果樹、植木、建築材料、酸化物、曹達、理化學藥劑、カカラバター、鞣材料、電球、爆發物、機械類、天文及物理學用ガラス製品、自動車車體、棉花、羊毛、人絹絲、毛織物等（一九三四年六月二十九日）

三、爲替管理及輸入管理

一九三一年十月八日以降嚴重なる爲替管理を實施し居たるが、一九三四年一月一日より輸入統制法を實

施し輸入統制委員會を設けて一九三二年の輸入量を基準として割當を實施することとし、次で七月九日爲替管理及外國貿易に關する法律を公布して從來の外國爲替管理法及輸入統制法に代へたり。右法律に依り新に外國爲替委員會設定せられ、右委員會に於て外國爲替割當の決定と共に輸入管理をも爲すことなれり。

而て右委員は求償主義に則り一九三三年の輸入額を基礎とし、各商品の輸入量及爲替割當量を決定することとなり居れり。尙同年九月一日輸入業務に關する法律を發布し輸入業者の資格を制限し、又輸入業務の營業に付手数料を徴收することとなり。

### 二一、リシアニア

一、金本位維持

二、關稅引上

一九三四年八月四日多數品目に亘る關稅改正を行ひたるが引上を見たる品目左の如し。

乾葡萄、茶、工業用酒精、膠、牛脂、カゼイン、オーバーシユーズ、ゴム製履物、珙瑯鐵板、絹及人絹絲等

三、輸入許可

一九三二年十二月二十二日附閣令を以て輸入許可制を採用し、爾來漸次擴張せられ現在左記諸品目が右制度の下に置かれ居る處最近更に之を擴張せんとする傾向あり。

砂糖、鹽、磷酸肥料、石炭、セメント、綿織絲、紙及紙製品、毛織物、ゴム製品、珙瑯鐵製品、電球、セルロイド、絹



及人絹絲、毛絲、綿織物、メリヤス製品、糖菓、ホツプ、加里鹽及硫安、パラフィン・ワックス、皮革、板硝子、煉炭、コークス、重油、智利硝石、化學製品、藥劑、アニリン染料、銅及銅合金、鑄鐵製品、鐵建築材、珽瑯鐵器、電動機、內燃機關、電球、セルロイド、羊毛、絹及人絹等

二二、エストニア

- 一、金本位停止（一九三三年六月二十八日）
- 二、關稅改正

エストニア關稅は最高及最低の複稅制度を採り、最高稅率は最低稅率の約二倍なる處、一九三四年六月二十一日最惠國待遇を含む日本エストニア間通商暫定取極成立し、本邦品は最低稅率を適用せらるゝこととなりたり。

同年七月十一日英國エストニア間通商協定に基き、多數品目に亘り關稅引下行はれたるが、前記日エ暫定取極に依り本邦品も之が利益を享くることとなり。

尙同年十月十九日關稅一部改正を行ひたるが引下げられたるもの多し。

- 三、輸入許可割當

輸入許可制を採用し居る處一九三四年度右制度の下に置かれたるは綿撚糸及棉花なり。

- 四、爲替管理

一九三一年十一月十八日以降爲替管理を實施し居れるが、最近貿易バランス良好となりたるに鑑み緩和

の機運あり。

二三、芬 蘭

- 一、金本位停止（一九三一年十月十二日）
  - 二、關稅引上
- 多數品目に付實施せり。

- 三、輸入禁止

一九三四年二月二十八日豚肉、脂肪、バター、人造脂肪等輸入禁止し、四月十四日禁止を解くと共に輸入稅を引上げたる外、七月二十六日玉蜀黍、飼料、枯草、油糟等の輸入を禁止せり。



## 第二章 北亞米利加

### 二四、北米合衆國

#### 一、金本位停止（一九三三年三月六日）

一九三四年一月米國政府は大統領に弗貨の金純分を四割乃至五割切下ぐる權限を與ふる法案を議會に提出したる處一月二十日下院を又二十七日上院を通過し、三十日大統領之を裁可せり。一月三十一日大統領は同法に依り弗貨を從來の五九・〇六強%に引下ぐる旨のプロクラメーションを發せり。

#### 二、關稅引上

米國は一九三〇年其の關稅の一般的大改正を行ひ、多數品目に亘り其の關稅を著しく引上げたるが、同國關稅法第三百三十六條には輸入外國品の生産費が米國の生産費より小なるとき、米國市場に於ける兩者の均衡を保たしむる爲、關稅委員會の調査に基き現行關稅率の五割を限度として行政行爲に依り關稅率の増減を爲さしむる條項あり。從來同法に依る關稅引上が問題となりたること多し。本邦主要關係品目中右手續に依り關稅引上を見たるは一九三四年一月十三日より實施せられたる鮪罐詰の關稅にして從來の稅率從價三割より四割五分に引上げられたり。尙米國當業者に於ては右關稅引上に満足せず、後記産業復興法に依り又は現行關稅法改正の形式に依り本邦品輸入防遏手段を一層強化せんが爲、熱心に運動を繼續し居れり。又九月三十日マリアブル・カストアイヤン、バイブ、フイツティングの關稅引上行はれたり。

其の他の各種の商品に付ても輸入防遏手段採用方が問題となり居るもの少からざる處、其の主要なるものを摘記すれば凡そ左の如し。

ゴム靴、電球、玩具、マツチ、刷子、綿製敷物、陶磁器、テニス、ラケット、模造眞珠玉、冷凍鮪、蟹罐詰、蛤罐詰等  
右の中ゴム靴及電球に付ては一九三三年九月二十日大藏長官は不當廉賣の事實ありと發表し、普通關稅の外不當廉賣稅を賦課したることあり。

#### 三、産業復興法に依る輸入防遏

一九三三年六月米國議會を通過せる産業復興法中には、外國品にして米國同業組合の規約を無効ならしむるが如き状態の下に輸入せられ、且其の輸入漸次増加の傾向ある場合、大統領は右輸入外國品に對し特別關稅を賦課し又は輸入制限を爲し得る規定あり。其の後米國に於ては同法に基く多數の組合組織せられ、此等組合は本邦品の競争を以て米國産業を脅威するものとなし熱心に運動し居れり。

鉛筆及綿製敷物に付ては本邦側に於て輸出統制を爲すこととなり、圓滿解決を見たるが尙靴紐、鮪罐詰、冷凍鮪、燐寸、陶磁器、消し護謨、魚糧、眞田、絹布、綿メリヤス、手袋、シャツ等に付防遏運動行はれ居り樂觀を許さず。右の中鮪罐詰及冷凍鮪、陶磁器、眞田等に關しては我が當業者に於て自發的に輸出統制を行ひ居る次第なり。

#### 四、農業救濟法に依る輸入防遏

一九三三年五月米國議會を通過せる農業救濟法は米國農業を保護する爲必要あるときは、外國產競争品



に對し特別税（但し國內に於ける加工税との均衡を得しむる趣旨のものなり）を賦課すること、なし居るを以て生絲、人絹等に付ても棉花との競争品なりとの理由を以て右特別税を賦課するが如きことも絶無なりとは言ひ難し。

五、不正競争を口實とする輸入防遏手段

最近低廉なる價格を以て本邦品が米國市場に進出したる結果、各種の口實を以て其の輸入を阻止せんとするの風あり。本邦鮪罐詰中品質不良にして衛生上有害なりとの理由に依り輸入を拒否せられたるもの少からざるが如き、米國工業所有權侵害が屢次問題となるが如き其の實例なり。

六、互惠通商政策

米國大統領は各國と互惠通商協定を締結して、國際貿易の恢復を計る目的を以て昨年三月議會に右立法を逕通する教書を送りたる結果、三ヶ年を期限とする互惠協定を締結し、且右目的の爲50%の範圍内に於て現行關稅率の増減を爲し得る權限を大統領に與へんとする關稅法修正法（互惠通商法）制定せられ六月十二日大統領之を裁可せり。依て右法律に基き米國政府は互惠協定締結に着手し、既に玆馬（一九三四年八月二十四日）、伯刺西爾（本年二月二日）及白耳義（二月二十七日）との間には協定成立を見たる外ハイチ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンデユラス、ニカラグア、サルバドルの中南米諸國及瑞典、西班牙、瑞西、和蘭（蘭領印度、ギアナ、西印度を含む）、芬蘭、伊太利の歐洲八國並に加奈陀との間に協定締結の意向を發表し、夫々交渉し又は交渉の準備を進め居れり。

右米國の互惠通商政策の結果如何は、我が貿易にも至大の影響を免れざる次第なるが、前記米伯協定

締結と共に四日ハル國務長官は新聞記者に對し、無條件最惠國待遇主義の採用乃至衡平待遇を促進せんが爲今後米伯協定の如き無條件最惠國條款を含む協定の締結を急ぐと共に、米國品に對し差別待遇を爲す國に對しては互惠協定の締結を拒絶し、又差別待遇を爲さざるも諸種の制限を加ふる國に對しては互惠通商主義に多少の例外を設くべしとの方針を發表し、右方針に基き、我國の如く米國品に對し事實上不利なる取扱を爲し居らざる國に對しては、最惠國條款に依り互惠協定の利益を均霑せしむること、なしたり。

七、米國貿易並に日米貿易

(一)米國貿易額の推移左の如し。(單位百萬弗)

年	輸出	輸入	バランス
一九二九年	五,一五〇	四,三三八	(十) 八一九
一九三〇年	三,七六一	三,二四四	(十) 六六七
一九三二年	二,三七七	二,〇八八	(十) 二八九
一九三三年	一,五七六	一,三三〇	(十) 二四六
一九三四年	一,四四七	一,四四四	(十) 三
一九三五年	一,六五五	一,三三三	(十) 三二二

(二)日米貿易概況

過去六年間に於ける日米貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年 度	日本より輸出	米國よりの輸入	バランス
昭和四年	九四,〇八四	六四,〇六六	(十) 三〇,〇一八
昭和五年	五〇六,三三〇	四四二,八八二	(十) 六四,四四八
昭和六年	四三三,三三〇	三三三,二九二	(十) 一〇〇,〇三八
昭和七年	四四七,一四七	五〇九,八五三	(一) 六二,七〇六
昭和八年	四九二,二二七	六〇二,七六八	(一) 一〇〇,五四一



昭和九年 三六、九六 七九、三三九 (一)三〇、四三二  
昭和九年度に於て我對米輸出が激減せるは生絲の價格下落の著しかりし爲輸出額が八年度に比し一億一千六百萬圓を減じたるに基くものなり。今生糸を除きたる對米輸出を見るに左の如き増加を示し居れり。

日米貿易輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品左の如し(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
茶	四、七五二	五、〇八三	四、六元
水産物	九五五	一、一九二	一、七三三
罐頭詰食料品	八、〇五三	一七、八八六	二、一八二
植物性脂肪油	二、五〇二	五、九二二	八、八五九
除蟲菊	四、四九六	五、四九六	六、七九〇
樟腦	一、二二七	一、五八八	一、七六六
薄荷腦	二、〇一四	二、六九一	二、五七五
生絲	三、〇、一四八	三、五五、八〇五	三、三九、五八八
綿織物(晒)	二六	三七	一、七五
綿織物(晒及生地を除く)	二二〇	六〇	八三
絹織物	三、八〇九	五、五六一	五、二五八
絹製手巾	100	五九	六三
メリヤス製品	五〇	八九	一、五二四
帽子	三、〇三三	四、一四三	四、五二
紙類	七五	九三	六六
陶磁器	六、四四一	一〇、一八〇	一四、三三
硝子及同製品	四九一	八〇二	一、八二五
製帽用眞田	六三	三、三〇三	四、四四六
ブラツシュ	一、二五六	一、六七九	一、八〇七
ラムプ及同部分品	四、六七	三、二七二	三、一五九
玩具	四、九六	六、九七五	九、六〇三
玩具	四、九六	六、九七五	九、六〇三
百根	一、〇一四	一、〇八四	
毛皮	二、三六三	二、八〇〇	

(ロ)米國よりの主要輸入品左の如し(單位千圓)  
昭和七年 昭和八年 昭和九年

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
豚毛	八三	一、八三三	
燐寸	二六	一、四七	
燐禮	三、〇〇〇	三、五五	
地氈	二、二六二	五、三五	
きもの	一、〇三三	二、〇七	
小麦	七五二	二六	九、八六九
皮類	三、三六	四、三〇〇	六、二八〇
革類	九二	七六	七五〇
礦油	一八、七〇七	一四、五七二	一〇、一〇六
合成染料	一、一五	八八	一、一六
粗製苛性曹達	一、〇三	一、〇三六	四七二
曹達灰及天然曹達	三〇、七五	三六、六五	四〇、九八
實綿及繰綿	三、九五二	七、八〇一	一六、三二
製紙用パルプ	二、九六	二、七八	三、九九九
燐石	一、六七九	二、七、六九二	二、七、九二
鐵類	三、一七五	四、〇一一	六、八三
鉛			
銅	二二	三三	七、三六
亞鉛	三八	八四	一、三五二
自動車及同部分品	三、八六	一三、二八八	三、五三
機械及同部分品	一七、七六	二二、八六九	三、一三七
木材	二〇、二五	三三、七四	二〇、九六六
碎米	一、七元	五八〇	
果實及核子	九〇二	八六六	
葉煙草	一、六五	三、九六一	
棉子油	五五	一、〇六六	
油脂蠟及同製品	六〇一	六三三	
(松脂以外のもの)	二、二九	二、七四	
松脂			



粗製硝酸曹達	一、三三	一、三三	布帛製品	四九	一、三五
礬酸曹達	一、〇〇	一、〇四	寫眞用紙	一、一〇	一、〇八
粗製鹽化加里	六五	二、六一	石絨及同製品	六一	三、〇三
木精	六六	三〇	鑛	三七	一、四〇
コイルタール分	四〇	三、一三	アルミニウム	一、五九	二、一七
溜物及同成生品	九二	一、五五	電氣用カーボン	五六	一、八五
カーボンブラツク	九二	一、五五	活動寫眞用フィルム	二、五九	二、一五
屑及故纖維	一、〇九	一、〇七			

二五、加 奈 陀

一、金本位停止（一九三一年十月十九日）

二、關稅改正

現行加奈陀關稅は一九〇七年の關稅法に基き、英帝國特惠稅率、中間稅率及一般稅率より成り、其の後幾多の修正を加へられ、殊に一九三〇年九月大改正行はれ（一九三〇年九月緊急關稅）、著しく保護主義を強化せり。

而して一九三二年十月十三日オタワ協定を公表し、之を議會に附議したるが十一月二十四日其の可決する所となれり。尙加奈陀は英國との協定に依り二百餘項目に亘る關稅改正を約し居る處、右に關し同年十月十二日關稅改正案を議會に提出し、十三日より即時實施せり。右に依り稅率變更を受けたる稅番

項目總數二百二十五に及ぶ處、其中一般及中間稅率を引上げたるもの八十九種、特惠稅率を引下げ一般及中間稅率を引下げたるもの四十九種、特惠稅率を引下げたるもの八種、其他三種稅率を全部引上げ若は引下げたるもの十あり。

右の結果本邦輸出品中園藝用植物、食卓用陶磁器、刃物類、綿布、綿製品類、毛布、靴下、敷物等何れも不利益なる影響を受くること、なれり。

更に一九三四年四月十八日同年度豫算案に附帶する多數品目に亘る關稅率改正案議會に提出せられ九月日より實施せられたるが、右案は議會を通過し七月一日法律として公布せられたり。右改正に依り、全稅率引下を見たるもの二十四、引上を見たるもの一、特惠稅率のみ引下を見たるもの十五、中間及一般稅率を引下げたるもの十三、中間及一般稅率を引上げたるもの二品目ある處、關稅引上を見たるはジユート、撚糸、粗製落花生油及鐵合金なり。

三、爲替ダンピング稅

加奈陀に於ては一九三一年各國の金本位離脱に依り爲替の變動激烈となるや勅令を以て本邦の如き爲替下落國よりの輸入に對し左の如き措置を採れり。

(イ)爲替下落國よりの輸入品に對する課稅評價に付ては貨幣換算率は總て當該國貨幣に對する公定相場を以てすること

(ロ)右の場合の輸入品が加奈陀に於て生産せらるゝ物品と同種同級に屬するものなる時は、輸入者の加貨支拂額と前項の計算に依る評價額と比較し右兩者の差額と同額のダンピング稅を課すること



右に依り本邦よりの輸出品は殆ど禁止的高率關稅を課せらるゝこととなり、之が爲本邦の對加輸出は一大減退を示すに至れるを以て、我方に於ては近く加奈陀政府と貿易調整に關する交渉を開始すべく準備中なり。

四、日加貿易概況

過去六年間に於ける日加貿易の推移左の如し。(單位千圓)

日本より輸出 加奈陀よりの輸入 バランス		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
昭和四年	二七,〇六	六,七元	(一)四二,六三	八,五二	三九,五四	(一)三〇,九二	
昭和五年	一七,九三	四,二五	(一)二六,三五	六,五〇	四六,八九	(一)四〇,三一	
昭和六年	一三,〇七	三,五二	(一)二二,六五	八,六六	五四,〇三	(一)四五,四七	

日加貿易主要輸出入品概要左の如し。

(イ)日本よりの主要輸出品

	昭和七年	昭和八年	昭和九年		昭和七年	昭和八年	昭和九年
米 及 穀	三九七	六〇〇	一,一九五	絹 織 物	二六五	一一〇	一四二
果實及核子	三五四	四五六	一,一七五	人絹織物	二六二	一四三	一五七
茶	六七一	七三二	八七五	鈕 釦	一三三	八五	一三三
罐頭詰食料品	一〇二	一四一	一四七	陶 磁 器	一,三七	一,三九	一,五〇
生 絲	一,一六四	二〇八	四二一	玩 具	五〇七	四一〇	六七

(ロ)加奈陀よりの主要輸入品

	昭和七年	昭和八年	昭和九年		昭和七年	昭和八年	昭和九年
小 麥	八,七五二	一〇,二四三	八,二一九	石絨及同製品	五八	一,一七〇	
鹹 魚	一,三三六	八〇二		鐵 屑	五	一,五二	
製紙用パルプ	三,一四四	六,〇四三	七,一四四	アルミニウム	二,五五	二,四九	
印刷料紙	三,四七	二,九七六	四,五五	鉛	四,二九	五,五四	
包装用紙及燐寸用紙	六九	六六		亜 鉛	二,六八	三,九七	
				木 材	七,四六	七,六三	



### 第三章 中央亞米利加

#### 二六、墨 西 哥

一、金本位停止（一九三一年七月二十五日）

二、輸入防遏措置

最近關稅引上も本邦品に對する防遏措置も特記すべきものなし。

三、日墨貿易概況

最近三ヶ年間の日墨貿易の推移（單位千圓）

日本より輸出	墨國よりの輸入	バランス
昭和七年 六六	三八	(十) 三〇
昭和八年 一、四九二	四、〇〇九	一、八
昭和九年 一、八	(十) 三、八〇〇	

主要輸出入品概要

(イ) 日本よりの主要輸出品

樟 腦	昭和七年 一九	昭和八年 六	昭和九年 四
蚊 取 線 香	七五	三	八
賣藥及藥材	七	二六	二
鉛 筆			四
人 造 絹 糸			八
貝 釦			三
セルロイド櫛			二
			一〇

醫 療 器 元  
 セルロイド及同製品 一五  
 ブラツシュ 三

電 球 元  
 玩 具 七  
 電 球 元

(ロ) 墨西哥よりの主要輸入品

魚介其他	一	克	鉛	一九	一
松 脂	一	三	亞 鉛	八	三
植物纖維(其他)	二〇	三	木 材(其他)	三	三
石 膏	九	一			

#### 二七、玖 馬

一、平價切下

一九三四年五月二十二日附大統領令を以て金流出防止の爲ペン貨の純分切下を行へり。

尙一九三四年六月二日資本の流出を防ぎ貨幣流通の圓滑を計る爲貨幣流出禁止法を實施したるが、反對論ありたるを以て七月十三日之を廢止せり。

二、關稅改正

一九三四年九月一日電球、綿糸、人絹糸、齒刷子、毛糸編製品、カンバス、靴等に付關稅引上を爲せり。尙同年八月二十四日成立せる米玖互惠條約に依り米國品に對し多數品目に付特惠的互惠稅率許可せられ



たるが、其の内綿平織布、綾織布、綿毛布、縮、ベルベット、綿糸、齒刷子、各種ブラッシ、鉛筆、電球、リンネル、セロファン等本邦に關係深きものあり。

三、日玖條約廢棄

キューバ國に於ては最惠國待遇を規定せる日本との通商條約は同國に何等の利益を齎らざるの理由を以て從來日玖通商取極廢棄論唱導せられ居たるが、米玖互惠通商條約成立するや右機運具體化し、本年一月五日附を以て日玖通商暫定取極廢棄を通告し來れり（本年四月五日より失效）。

四、日玖貿易概況

過去六年間に於ける日玖貿易の推移左の如し。（單位千圓）

年度	日本より輸出	玖馬よりの輸入	バランス
昭和四年	一、二、五	七、五	(+)
昭和五年	一、二、四	二〇	(+)
昭和六年	一、二、四	六	(+)
昭和七年	一、二、五	六、九	(+)
昭和八年	一、三、六	九、六	(+)
昭和九年	一、三、六	九、九	(+)

日玖貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品左の如し（單位千圓）

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
豆類	五	二、三	一
綿織絲	一	〇	一
綿織物	一	一	一
人絹織物	一	一	一
靴紐	一	一	一

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
陶磁器	一	一	一
麥稈眞田	一	一	一
齒刷子	一	一	一
電球	一	一	一
玩具	一	一	一
草類	一	一	一
煙草	一	一	一
毛皮類	一	一	一

二八、サルバドル

一、金本位停止（一九三一年十月八日）

二、關稅引上

一九三四年六月二十三日附法令に依り從來の單稅制度を改正し伸縮性を與へ三種の異なる稅率を設くるに至れり。即最低、中間、最高稅率なり。

- (1) 最低稅率の適用を受くる國は自國よりサ國向輸出額と同額のサ國産品を購入する國とし、
- (2) 中間稅率は最低稅率に一五%を加算せるものにしてサ國向輸出額の二五%以上を輸入する國に對し適用するものとし、
- (3) 最高稅率は最低稅率に二〇%を加算せるものにしてサ國向輸出額の二五%以下を輸入する國の商品に對し適用せられるものとする。



尤も特別の協定或は條約に依り特定商品に對し右の規定に依らず特別協定稅率を適用し得ること、なり居り、中米諸國及北米、白耳義、佛蘭西、伊太利、瑞西及ホンジュラスは協定に依り關稅上特別の利益を享有すること、なり居れり。

而して八月二十七日附官報を以て新關稅適用國の分類を發表したるが、我國は最高稅率適用國中に分類せられ居り、爾後同國に對する輸出は見込無きに至れるを以て目下通商條約締結方交渉中なり。

三、日本サルバドル貿易概況

日本サルバドル間貿易額（單位千圓）

日本より輸出	サ國よりの輸入	バランス	昭和八年	昭和九年
三九四	一	(十)	三九四	二、二六九
昭和七年				一
				(十)
				二、二六八

日サ貿易主要輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品

昭和七年	昭和八年	昭和九年	メリヤス靴下	三六	三	一
綿織絲	一六	二三	セルロイド櫛	四	三	一
綿織物	三三	二五	陶磁器	二〇	三六	一

(ロ) サ國よりの輸入品

サ國の輸出品は九割が珈琲にして其の他砂糖、パルサムあるも其の額大ならず、我國へは多少珈琲の輸入あるに過ぎず。

二九、ハイチ

一、關稅引上法案

ハイチ國は近年同國主要產品たる珈琲、砂糖、棉花等の輸出不振の爲貿易バランスの悪化に惱み居たる處、同國產品を購入せざる本邦よりの輸入激増したる爲本邦品防遏の機運高まり、昨年八月同國關稅審議委員會はハ國總輸出額の一分以上を購入せざる國の產品に對しては現行關稅率の五割増の稅率を賦課せんとする法案を決定したる處、同法案は下院を通過し上院に回附せられたる趣なり。

右法案は主として本邦を目的とするものにして、本邦側に於てはハイチ國棉花の買付増加を計りて右法案阻止に努むることとし、昨年ハ國棉花三千俵を買付くることに決定したる爲、ハ國側に好印象を與へたるもの、如くなりしが、最近接到したる報道に依れば再び樂觀を許さざる事態となれる趣なり。

二、日ハイチ貿易

附、日中米諸國貿易

我統計に於ては昭和八年迄はハイチは其の他の中米諸國の部に含まれ居り貿易の具體的數字を知り難きに付、此等全部を一括掲記せば左の如し。

日中米諸國貿易（但し墨、政、サルバドル、パナマ運河地帯を除く）

日本より輸出

日本へ輸入



	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
ハイチ	八、四六二	—	—	二七	—	—
パナマ	四、四九六	—	—	一九	—	—
グアテマラ	二、二七五	—	—	四七	—	—
ホンチユラス	一、二六六	—	—	四	—	—
ジャマイカ	二、七六七	—	—	二	—	—
其の他	六、三三〇	—	—	四三	—	—
合計	二五、一七九	九、五〇〇	二、五五五	五八二	四	一〇六

三〇、コスタリカ

一、本邦品輸入制限計畫

一九三三年迄コスタリカの輸入する綿布、人絹は殆んど英米品なりし處一九三四年上半期以降本邦よりの綿布、人絹の輸入激増し從來の供給者たる英、米を壓倒するに至りたる爲、英、米、獨等の商人は政府に對し爲替管理若は高率關稅に依り本邦品輸入防遏方を慫慂し、政府に於ても對本邦輸出皆無なる點に鑑み輸出入均衡を計る目的を以て新制度攻究中なる趣なり。

二、日コ貿易概況

コ國統計に依れば日コ貿易左の如し。

	日本より輸出	日本へ輸入	一九三三年
一九三二年	四六、二七〇(コロン)	—	六六、〇六一
一九三三年	三四、三九九	—	(註、一コロンは約〇・二二弗)

我國よりの輸出品は綿布、綿製品、絹織物、釦、電球、陶磁器等なり。

コ國の輸出品は珈琲、バナナが大部分を占め其の他はココア、皮類等僅少あるに過ぎず。

三一、グアテマラ

一、日本品防遏

本年二月在墨帝國公使館の得たる新聞報に依れば、グアテマラ政府は大統領令を以て同國産品を購入せざる國にして、同國向輸入の倍加したる國の産品に對しては二倍の關稅を賦課すべき旨を公布したる趣なるが、右は主として日本品の輸入防遏を目的としたるものと云ふ。

二、貿易

日グアテマラ貿易は本邦側統計にては具體的數字を知り難きも、先方統計に依れば、一九三二年の本邦よりの輸出は十四萬二千米弗にしてグ國總輸入額の二・五%を占め居り、本邦への輸入は皆無なり。

グ國の主要輸出品は珈琲、バナナの外砂糖、皮類等僅少あるに過ぎず。



### 第四章 南亞米利加

#### 三二、秘 露

- 一、金本位停止（一九三二年五月十八日）
- 二、求償主義

ペルーは爲替管理輸入制限等を採用し居らざるも、極端なる求償主義を採用し、貿易關係不利なる我國に對し求償主義に基く協定を締結する爲、一九三四年十月五日附を以て日秘通商條約の廢棄を通告し來り。仍て日秘通商條約は本年十月五日限り失效すべき處、秘國側は同國産品殊に砂糖の買付を要求し居るに付、我方は同國産品中買付可能の商品に付研究中なり。

因に秘國の主要産物は砂糖の外石油、棉花、銅、金、鉛、亞鉛等なり。

#### 三、日秘貿易概況

過去六年間に於ける日秘貿易の推移左の如し。（單位千圓）

年度	日本より輸出	秘露よりの輸入	バランス
昭和四年	二、六〇一	天	(十)
昭和五年	三、三三四	二、五三	(十)
昭和六年			八〇〇
昭和七年			八四〇
昭和八年			三、八九九
昭和九年			一、五五三
昭和十年			(十)
昭和十一年			二、三〇九
昭和十二年			(十)
昭和十三年			二、三〇六

#### 日秘貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品（單位千圓）

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
爆 發 藥	一	天	一
綿織物(生地及晒を除く)	一四三	一、三〇三	一
絹 織 物	四	三元	一
敷 布	六	七	一
綿メリヤスシャツ	六	一八〇	一
メリヤス靴下	六	三六五	一

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
(ロ) 秘露よりの主要輸入品（單位千圓）			
身邊粧飾用品			六
セメント			六
鐵 製 品			一
電 話 器			一
機械及同部分品			一
電 球			六
山羊及駱駝毛			一
ファイツシュ・グアノ			一
珈 琲			一

#### 三三、智 利

- 一、金本位停止（一九三二年四月二十日）



二、關稅引上

一九三二年九月緊急大統領令を以て一部改正し、更に一九三三年三月十日關稅五割引上法公布せられたり。

一九三三年十月電球關稅引上法案議會に提出せられたるも成立するに至らざりし處、一九三四年七月再び電球關稅引上法案提出せられたり。尤も同法案は未だ確定に至らざるもの、如し。

一九三四年七月十一日生地綿布輸入稅改正せられ引上を見たり。

三、輸入制限

智利は一九三二年七月海外よりの輸入は一切大統領の許可を必要とする旨を規定する輸入管理法を公布せり。

右は主として智利硝石の輸入に對し制限をなす國に對する報復を目的とし、併せて爾餘諸國に付ても智利品輸入額相當の輸出額を割當て貿易均衡を計らんとするものなり。

本邦に付ては對智貿易は輸入超過の關係上交渉の結果、智利政府は本邦より智利への輸入には何等の制限を加へざる旨を約したりしが、一九三四年に至り智利硝石の本邦輸入減に依り俄然出超に轉じたる爲、同年十二月十一日同國爲替管理局は突然今後本邦商品の輸入は智利物産の日本向輸出手形に對してのみ許すべき旨告示せり。

四、爲替管理

金本位停止と同時に嚴重なる爲替管理を實施せり。右はペン貨暴落を防止せんが爲に輸入を犠牲とせる

ものにして、爲替委員會は輸入者の申告に基き絶對必需品及極めて制限せられたる場合にのみ外國品の輸入に必要な外國爲替を許與すること、なり居り、輸入代金支拂は極度に困難なり。

本邦に付ても輸出代金取立困難の爲貿易阻害せらるゝ次第なるが、交渉の結果智利政府は本邦側が從來輸入超過となり居れる關係上、本邦品輸入の爲には成るべく爲替を供給する様取扱ひ來れり。

五、日智貿易概況

過去六年間に於ける日智貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	智利よりの輸入	バランス
昭和七年			二六六
昭和八年			一、四七五
昭和九年			七、四三九
昭和四年	二、七一九	一〇、四二四	(一)七、六九五
昭和五年	二、四七一	三、一〇〇	(一)〇、六二九
昭和六年	八〇四	二、四三二	(一)一、六二八

日智貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(生地)	一七二	一、〇九九	四、〇三九
綿織物(晒)	八	五	七一九
智利よりの主要輸入品 (單位千圓)			
品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(其他)	三	九	一、三三四
電球	五	五	一
羊毛	三	四六	三九



粗製硝酸曹達

七〇六

二、四四

二、二五三

一 毛皮及水牛皮

三

元

### 三四、亞爾然丁

一、金本位停止（一九二九年十二月）

二、爲替管理及輸入制限

亞爾然丁に於ては嚴重なる爲替管理を施行す。右に依れば一口五千ペンを超ゆる輸入決済の爲の爲替取組の爲には爲替管理委員會の許可を要し、更に絹織物、玩具、其の他バサー品、自動車、其の他の贅澤品に付ては千ペソ以下の金額と雖も前記委員會の許可を要す。尙輸出不振に伴ふ輸入爲替未決済額の漸増を防ぎ且輸入統制の目的より、一九三三年十一月十日大統領令を以て亞國に於ける輸入業者が海外に注文を發する以前に前記委員會へ該輸入手形の決済許可を願出づる場合之に豫約許可を與へ得ること、し、又同年十一月二十八日以降一般輸出爲替は之を政府の定むる相場にて買上げたる後、一口千ペソ以上の輸入手形決済希望者に競賣の形式にて賣却すること、せり。而して亞國は諸外國に對し亞爾然丁よりの輸出額の六割を限度として該國産品の亞國輸入の爲の爲替取組を許可し、殘額四割は之を外債利拂其の他の送金の爲に保留するの方針を採りたるを以て、特に本邦の如く從來より對亞貿易が輸出超過の關係にありたる國は著しき打撃を蒙れり。

最近英國、白耳義、和蘭等は亞國と爲替協定を締結し、自國の亞國よりの輸入品代金たる爲替手形は其の他諸國に對する外債利拂に必要な額を除き自國に對する亞國債務の決済に充つべきことを約せし

めたり。本邦は爲替協定を締結し居らざるを以て右の如き保證は有せざる次第なるが、最近亞國より羊毛其の他買付を増加し居る爲、亞國側に於ても本邦に對しては多少爲替公定率を緩和せり。

三、輸入割當設定問題

亞國政府は最近自由爲替相場と公定相場との開き減少せるに付、爲替管理に依る輸入制限を割當制限に変更せんとするの意嚮あり。既に成案を有する趣なるが右は實現の可能性相當濃厚なり。

四、日亞貿易概況

過去六年間に於ける日亞貿易の推移左の如し。（單位千圓）

年度	日本より輸出	亞國よりの輸入	バランス
昭和四年	八、五七九	三、三三五	(十) 五、三四四
昭和五年	四、四四八	二、八三三	(十) 一、六六六
昭和六年	四、七〇〇	二、九〇一	(十) 一、七九九
			昭和七年 七、五五三
			昭和八年 二、二六二
			昭和九年 一、〇〇三

日亞貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品（單位千圓）

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
絹織物	二、三三	二、五〇三	一、三六九
絹製手巾	九	五	七
帽	九	一三	六
鈕釦	二六九	二九	四八七
同 (其の他)	一、九元	四、一五	九、九七



品目	(ロ) 智利よりの主要輸入品 (單位千圓)		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年
陶磁器	一五〇	三九五	六六
玩具	五	二五	一九
セルロイド			六
電球			六六
皮類			三三
獸骨			七〇
阿仙藥其の他の タンニン越幾斯			六七
羊毛	四八二	二、四七〇	七、五三
亞麻子	九	八七	一、五八
鳥獸肉類	三五	一五	一四
カゼイン			六九

### 三五、伯刺西爾

#### 一、金本位

金本位離脱せざるも一九二九年以降伯貨は下落し居れり。

#### 二、關稅改正

一九三二年九月伯國政府は同國產業保護の目的を以て關稅改正の方針を定め、全般的關稅改正案を作成し居たるが、一九三四年六月十二日公布せられたり。右改正の目的は關稅徵收の簡易化にあり、金貨建關稅額を紙幣建に改むると共に、複雑なる附加稅を廢して一建一割を賦課すること、したるが、本邦關係品にして多少引上を見たるものにボタン、陶磁器、電球等あり。

#### 三、爲替管理

一九三一年以來爲替管理を實施し伯刺西爾銀行に依りて爲替取引を統制せり。伯國品輸出者は輸出代金を外國爲替を以て受取り之を伯刺西爾銀行に提出し、外國品輸入に必要な爲替は右銀行より賣渡を受くるを要すること、なり居たり。

然るに爲替賣買の弊害甚だしき爲最近爲替管理を緩和するに至り、一九三四年五月十九日附法令を以て輸出爲替とそれ以外の爲替とを區別し、後者を伯刺西爾銀行獨占より解放し市場の自由賣買を許し、更に六月二十日の法令を以て一部輸出品に付爲替の自由賣買を許し、其の結果獸爪、獸骨、雲母、水昌等の輸出爲替は解放せらるゝこと、なれり。

更に又、同年九月十日の法令に依り、(一) 珈琲以外一切の輸出品に對する爲替取引を自由とし、(二) 通關手續完了済の輸入品及び當該カバー請求手續済の輸入品に對するカバーは公定相場に依り供給し、(三) 今後の輸入品に付ては六割に對し公定相場に依るカバーを供給し、殘四割を自由取引となせり。

一九三五年二月十一日爲替取引に關し、(一) 輸出に對する一切の手形は爲替業務を認可せられたる銀行に對し自由相場を以て賣却すること、(二) 右賣却を確證したる輸出業者に對してのみ輸出許可證を交付すること、(三) 右銀行は當該買上手形の三割五分を政府及び伯刺西爾銀行の債務支拂充當の爲伯刺西爾銀行に提供すること等を決定し實施せり。

#### 四、日伯貿易概況

過去六年間に於ける日伯貿易の推移左の如し。(單位千圓)



年度	日本より輸出	伯國よりの輸入	バランス
昭和四年	一、五七三	三六〇	(+) 一、二一三
昭和五年	九六五	三〇六	(+) 六五八
昭和六年	六四三	四五一	(+) 一九二

日伯貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
セルロイド	二	二	101
電球	一九	一九	五六
玩具	三	三	二〇
貝製鈕釦	一四	二〇	一八
陶磁器	二八	三〇	五五
機械及同部分品	三	一〇	一〇

(ロ) 伯國よりの主要輸入品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
線綿	一	一	一
礦物及同製品	一七	二四	一

三六、ウルグアイ

一、金本位停止 (一九二九年十二月)

二、輸入及爲替管理制度

一九三四年十一月十六日官報を以て輸入爲替管理法を公布したるが、同法に依れば輸入に付ては豫め輸入爲替委員會の許可を要し、右許可無き貨物は通關を禁止せらるゝこととなり、且輸入爲替委員會はウ國産品の買付額の七割五分を下らざる額の輸入許可を與ふることとなり、本年一月一日以降實施せられたり。

三、日ウ貿易

最近三ヶ年間の日ウ貿易の推移左の如し。(單位千圓)

昭和七年	日本より輸出	日本へ輸入	バランス
四三	一五	(+) 二四九	昭和八年 二、四二
一五	(+) 二四九	昭和九年 六、九六	三、七
二五	(+) 二四九	(+) 四、三三	

主要輸出入品左の如し。

(イ) 本邦よりの主要輸出品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
人絹織物	四	四	九六
絹手巾	三	三	九六
貝製鈕釦	三	三	九六
陶磁器	二〇	二〇	二〇
電球	二	二	二

(ロ) ウルグアイより本邦への主要輸入品 (單位千圓)

一二五



	昭和七年	昭和八年	昭和九年		昭和七年	昭和八年	昭和九年
鳥獸肉類 (罐、燻、鹽詰)	三	二六	—	獸	元	二〇	—
牛皮及水牛皮	七	一三	—	羊	元	二〇	—
				毛	元	二〇	—

三七、コロンビア

- 一、金本位停止（一九三一年九月二十一日）
- 二、爲替管理

一九三一年九月二十一日以降爲替管理を行ひ居れり。

- 三、日コ通商條約廢棄

日コ貿易が我國に有利なる片貿易なる爲、新に求償主義に依る條約締結を目的としてコ國政府は一九三四年十月三十日附を以て日コ通商條約の廢棄を通告し來れり。依て右條約は本年四月三十日限り失効すべきこととなりたるが、コ國側は我方に對しコ國産品購入方を要望し居るを以て目下我方は新條約締結方交渉すると共にコ國産品の調査を進め居れり。

因にコ國輸出品の主なるもの及其の輸出額左の如し。(單位百萬金ペソ)

	一九三二年	一九三三年		一九三二年	一九三三年
珈琲	四、九二	四、九六	石	一六、三	九、九二
右の外牛皮、白金、バナマ帽、煙草等あり。			バナナ	六、〇一	四、九一
			油		

四、日コ貿易

(附) 日南米諸國(其他)貿易

我統計に於てはコロンビアは昭和八年迄は「其の他の南米諸國」の中に含まれ居るを以て、此等を一括掲記すれば左の如し。

日本對南米諸國(其他)貿易(單位千圓)

	日本より輸出			日本へ輸入		
	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
コロンビア	九、〇〇	—	—	四	—	—
ヴェネズエラ	一、九六	—	—	三	—	—
英領ギアナ	五、七	—	—	九	—	—
其他	五、五四	—	—	五三	—	—
合計	一七、〇四	七、五五	二、六九	六八	一、元	二、三〇

三八、エクアドル

- 一、金本位停止（一九三二年二月九日）
- 二、輸入禁止

一九三四年五月二日大統領令を以て奢侈品及國內生産品約百種に付暫定的に輸入を禁止したるが、本邦



關係品左の如し。

小麥粉、硫黃、紙及厚紙、絹布（百平方米の目方八疋以上のもの）、生地綿布（七疋以上のもの）、敷布、薄團、絹又は人絹と綿又は他の纖維との交織物、メリヤス製品、婦人用の絹又は人絹衣服、靴、護謨製印章、ラヂオ器具（六十弗以上のもの）、角骨製櫛等。

### 三、貿易狀況

エ國統計に依れば本邦の對エ輸出は一九三三年度約十六萬九千九百九十九米弗にして、エ國の對本邦輸出は皆無なり。

因にエ國輸出品は石油、ココア、珈琲、バナマ帽、砂糖、アイヴオリ・ナット等なり。

## 第五章 亞細亞

### 三九、滿洲國

一、滿洲國は昭和七年九月、日滿兩國間に調印せられたる日滿議定書に依り從來支那が日本國との間に有したる條約上の義務を其の儘繼承すること、なりたる結果、日滿間の通商關係も亦日支通商條約其の他日支間に締結せられたる諸條約に依り律せらるること、なれり。然るに日滿兩國の關係は滿洲國建國の精神並に其の經緯等に鑑みるも甚だ密接なるものありて、自然兩國の經濟通商關係も共存共榮の原則に従ひ相互に相手國の利益増進に努むべき間柄にあること周知の通りにして、之を具體的問題に付觀察するときは、滿洲國は昭和七年六月同國內に於ける支那稅關を接收せる際當時の支那の關稅率を其の儘踏襲したる爲（右稅率は元來支那が關稅自主權回復直後主として日本品壓迫を目標として制定したるものなり）、其の稅率中には日滿兩國の通商の障害と認めらるるもの多數存在し、之が改正の必要痛感せられたるを以て、滿洲國財政部に於ては其の關稅率の根本的に改正を行はんが爲目下折角調査研究を進め居る趣なり。乍然之が實現には今後尙相當の日時を要すべきを以て、不取敢暫行的措置として昭和八年七月及同九年十一月の兩度に亘り部分的關稅改正を實施する所ありたり。

#### （イ）第一次關稅改正

昭和八年七月實施せられたる第一次關稅改正に於ては、（イ）著しく排日的色彩ありと認めらるるもの



(ロ)特に高率なる爲め輸入阻止の状態にありと認めらるゝもの(ハ)分類の著しく不合理なるもの等三十五品目に亘り改正を實施せり。即輸入税に於ては屑棉、屑糸、棉胎等に對し日滿經濟統制の見地より若干引上をなしたる外は毛織物、釘、農業用機械及同部分品、採鑛用選鑛用精鍊用機械器具、電氣材料、棉實、硫黃、ペイント、セメント、瓦、建築材料等に對し税率を引下げ又は之を免除せり。更に輸出税に於ては棉實糟、棉實、飼料(生乾草)に對し若干税率の引上をなすと、もに、棉花、棉胎、ウッド・バルブ、バラフィンワックス等に付滿洲國産業獎勵の見地より無税と改めたり。

(四)第二次關稅改正

客年十一月の第二次關稅改正は主として(イ)從量、從價兩稅の負擔の均衡(ロ)税率高きに失して輸入阻害の惧ありと認めらるゝもの、是正(ハ)滿洲國內の或種産業の保護の爲の税率の引上等を目的として實施せられたり。即輸入税に於ては綿糸布類の殆んど全般に亘り税率の調整を行ひたる外、清酒、扇、傘、ゴム靴、綿製ゴム底靴、新聞用紙、メリヤス製衣類(起毛せるもの)、浴布、綿毛布地、食卓用罐詰、果實、屑黃麻、屑鐵等に對し税率の引下又は免除を行ふと共に、從來輸入後に於て内國消費税を課せられ居たるセメント、卷煙草、綿絲、小麥粉、酒類、苦汁及芒硝等に付き其の輸入後に於ける内國税を廢止すると共に、その内國税の八掛を關稅中に織込みたり。又輸出税に於ては木材、石炭、牛肉、毛製品、其他畜産品並に農産品等二十三品目に亘り税率の引下又は免除を實施せり。

尙輸出入税の改正と同時に滿洲國は松花江に於ける轉口税並に同江々運輸入貨物に對し輸入税納付済證を必要とする制度の廢止及賑災附加稅法の改正を實施する等、凡そ通商の障害となる惧あるものに付

ては之が改廢に努め居れり。

二、昭和七年以降の日滿貿易概況

(註)關東州に於ける我輸出の大部分は滿洲及北支方面へ再輸出せらるるものなり。

對滿貿易(單位千圓)		對關東州貿易(單位千圓)	
輸出	輸入	輸出	輸入
昭和七年 二五、四七	五、五九	二〇、五三	六、七〇
昭和八年 二五、五三	五、五九	二〇、五三	六、七〇
昭和九年 二七、二五	一四、二〇	二五、八六	二七、三三

尙日滿貿易の主要輸出入品は左の通なり。

日本より滿洲國への主要輸出品(單位千圓)

品目	昭和八年		昭和七年	
	滿洲國	關東州	滿洲國	關東州
小麥粉	九、〇八	二、八〇	四、七六	九、四四
水産物	三〇七	二、二六	三三	一、九七
罐詰食品	三五五	一、四七	三四	九四二
麥酒	九二二	二、一四〇	三三	一、五〇
綿織絲	三、六三	六四	九五	六七〇
未晒綿布	一〇、二四	六、二五	七六	五、一七
其他綿布	二、〇一〇	一〇、八五	二、三九	九、七三
毛織物	一、五九	五、四四	一七	二、九五



品名	滿洲國より日本への主要輸入品 (單位千圓)	關稅引上	支那
絹 布	四〇三	二、六七	一〇九
人 絹 布	七六	七、五三	五五
メリヤス製品	八九九	一、〇四	一、〇三
セメント	一六	四、一九	二〇五
陶 磁 器	一、三六	一、七六	五二
鐵 製 品	一、八二	一〇、一〇七	一、四八
ゴムタイヤ	一〇七	一、〇三	一、八三
木 材	二、三五	四、一四	七九
製帽用眞田	一、〇三	四、五	七四
ランプ及部分品	三六	一、一五	二五
豆 類	四七、〇九	一	四、三二
石 炭	三〇、五五	一	二四、一五
鐵	一八、九〇	一	一八、一〇

四〇、支 那

一、關稅引上

國民政府は昭和八年五月十五日、日支關稅協定の滿期失効を契機として同月二十二日突如改訂輸入稅率表を發表し即日之を實施したるが、右改訂は稅率表の殆ど全般に亘りて行はれ殊に本邦對支重要貿易品の大部分に付極端なる稅率の引上を見たり。(即ち綿布、海產物等が舊稅率に比し十割乃至六十割の引上を見たる外、從來無稅の小麥粉に對し新に擔當〇・二五金單位の課稅をなし、其の外石炭、セメント、人絹織物、雜貨類に對し三割乃至十割の引上を見たるに對し、工業原料品機械類等主として外國よりの輸入品に對する稅率が大體に於て引下又は据置となれり)。其の後客年七月支那政府は更に改訂輸入稅率を公布し機械、金屬類、食料品等に對し稅率を引上げたるも、綿布、海產物、紙類等に對しては多少稅率を引下げ本邦主要輸出品に關する限り幾分の緩和を見たる次第なるが、一面我國の特殊輸出品たる縫針、建築用陶磁器材料等の如きは從來稅率に比し六五%乃至七五%に達する高率引上をなし自國産業の保護政策をとり居れり。

二、廣東方面に於ける輸出入禁止制限

廣東、廣西兩省其他西南政務委員會に隸屬する地方に於ては輸出入禁止制限に關し往々中央と異りたる措置を執ることあり。即ち昭和八年六月滿洲產の農產、畜產、海產品等の輸入を禁止し、(但し浦潮經由の輸入大豆に付ては同地駐在中國領事の證明書を有する限り之を土貨と認め轉口稅を徵收す)、同時に石油原油並にセメントの輸移入に付許可制度を實施し、特にセメントに付ては同七月「外國洋灰密輸處罰章程」及「密輸洋灰處理及獎懲章程」を制定して其の輸入防遏手段を講じ、又同年九月には「外國農產品專稅徵收局」を設立して外國より輸入の米穀其他農產品に對する特別稅を賦課すること、せり。



右の外廣東省政府に於ては從來外國產及内國產を問はず糖類捐を賦課徴收し居りたるが、客年五月財政廳直營の製糖工廠を新設と同時に土糖捐を廢止し、外國糖に對してのみ課税すること、し以て省内糖の保護政策をとり居れり。

三、日貨排斥運動

本邦品の對支輸出に不尠打撃を與ふるものに日貨排斥運動あり、元來支那に於ける同運動は愛國を標榜せる一部民衆の職業的運動として政府當局と無關係に行はれたる時代ありたるも、國民政府樹立後黨部が民衆運動を指導するに至りてより漸次擴大組織的となり、殊に滿洲事變發生以來は對日經濟絶交、仇貨抵制、國貨獎勵等の旗幟の下に各種排日會、抗日救國會等の活躍となり、爲に從來の日貨取扱商工業者も黨部又は抗日會等の壓迫に依り或は營利的立場より之に参加するに至り同運動は執拗なる全國的運動と化するに至れり。此間日支關係の惡化と共に此種運動に對する政府並に地方官憲の取締に誠意を欠き中には官憲等に於て陰に之を庇護せるが如きことすらあり、最近日支關係の幾分接近せるに加へ我方の嚴重なる抗議と支那側の自覺とに依り漸次緩和の兆あるが如く見受けらるゝも、尙杭州、寧波、梧州、鄭州等辟地に於ては排日會類似のもの現在し日貨排斥運動に従事するもの、如く、又南京に於ける首都各界提唱國貨委員會の活動、漢口に於ける國貨市場の新設等も傳へられ同運動の前途も遽かに樂觀を許さず今後尙充分注意の要あり。

四、日支貿易概況

昭和四年以降の日支貿易の推移左の如し。(尙大藏省統計に於ては昭和六年迄は滿洲國を含み且關東州

に對する我輸出は大部分北支及滿洲國に再輸出せらるゝを以て參考の爲此等のものを併せ掲げたり)。

品目	對支那貿易		對滿洲貿易		對關東州貿易		對支、滿、關東州貿易合計	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和四年	三六六、六三三	二〇九、九七五	—	—	二四、四六六	一六六、三三三	四七一、二六六	三七六、二九七
昭和五年	二六〇、八五五	一六一、七〇〇	(支那の中に含まる)	—	八六、八四四	二二、三四五	三三七、六三九	二八三、一〇五
昭和六年	一五五、七五〇	一四五、六九七	—	—	五、四六一	九〇、一五五	三三、二九一	二三五、八六二
昭和七年	二九、四六六	七、一七五	二五、九四七	五、五九九	三〇、五三三	七、七〇〇	二七六、〇〇八	二〇五、四六四
昭和八年	一〇八、二二二	一三、三三七	八三、〇七一	一四七、八七七	三三、〇六八	二〇、一六一	四二一、三九二	二八、四四五
昭和九年	一一七、〇六二	一九、五三二	一〇七、五二二	一四、二〇九	二五、八六八	二七、三三三	五〇〇、〇八一	三〇、九三三

日支貿易主要輸出入品左の如し。  
(イ) 日本よりの主要輸出品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
小 麥	六、二五三	三、三〇〇	一〇九
精 糖	二、六五五	六、一五九	六、九九九
水 産 物	二、五三二	二、二七九	四、四三三
罐 頭 詰 食 料 品	二、三三三	一、〇五五	四、三三三
麥 酒	一、一七一	七、七七一	五、七七一
石 鹼	六	一八〇	三、四三三
綿 織 物 (生地)	二、五三二	—	一、三三三
綿 織 物 (晒)	四、八一〇	—	五、一〇一
綿 織 物 (其他)	二、八七五	—	六、七五五
毛 織 物	四、三〇〇	—	一、六六七
帽 子	一、四四	—	五、〇七七
鈕 釦	二、六二二	—	四、〇七七
紙 類	五、三三三	—	四、七八五
			六、一五二



石	炭	三、七九二	四、四四五	二、〇一四	機械及同部分品	三、八四八	四、四五一	九、六九一
陶磁器		五八	九九一	一、三六七	木材	二、三六一	二、七〇四	二、七〇四
硝子及同製品		八〇九	一、〇四七	一、一九二	ラムプ及同部分品	六三七	六三五	四、五
鐵		一、六七六	二、六八八	四、九七七	玩具	一四二	四、五三	六、四
眞鍮		四七四	九七四	一、一五	硬化油	二六四	五三	—
鐵製品		一、四九	一、六四	二、〇二二	コールドール染料	一、三三七	一、九〇五	—
ゴムタイヤ		一、三六〇	一、七七	一、八七五	毛絲	六七九	一、〇九七	—

(ロ) 支那よりの主要輸入品 (單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	錫	九八	一、七六	二、七三
豆類	二、九〇四	二、九二	二、六三	麵	五、一九〇	六、〇二六	八、七二
採油用原料	六、八七三	九、四七七	二、二二五	油槽	三、一〇五	五、九八	六、二三六
生肉	二、五八	三、九六	五、〇〇九	鹽	一、三二二	一、五八	—
皮類	二、三五〇	四、九〇〇	五、四七二	葉煙草	九三九	一、三三五	—
實綿及繰綿	一八、八八五	二四、三四七	一五、六九三	豚毛	一、〇〇二	三、〇二	—
植物纖維	五、八九六	六、九三	一〇、一六九	獸骨	八五	九六	—
羊毛	六	二八	三四一	貝殼	七四	九七	—
石炭	二、七九	四、一〇四	六、八七	綿織絲	一、八七六	八、〇四	—
鑛	四、五八〇	四、三〇〇	六、八〇四	山羊及駱駝毛	七六	一、三三	—

四一、香港

一、香港は自由港なるを以て輸入防遏措置なし。  
二、日本香港貿易の概況

過去六年間に於ける日香港貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	香港よりの輸入	バランス
昭和四年	六、〇六五	六七	(+) 六、〇四八
昭和五年	五、六六	五八	(+) 五、一〇八
昭和六年	三、七五	四九	(+) 三、二五九
昭和七年	一八、〇四一	九七	(+) 一七、〇四
昭和八年	二二、四一九	二、〇九三	(+) 二二、三三六
昭和九年	三、四九七	一、四八一	(+) 三、〇一六

日香港貿易主要輸出入品

(イ) 主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	燐寸	三	一、四	九、四
水産物	五七四	一、三三七	二、七七一	綿織絲	一、三六	二九二	一、三三
罐詰食料品	三	一、二三	一、五	綿織物(生地)	一、二六	一、二五	一、六四
麥酒	一、〇	四	一、〇三	綿織物(晒)	六五	九六	一、三三七

屑及故纖維	一、七三	三、五三	—	安知母尼及硫化安知母尼	五四	八六五	—
屑織絲及屑絲	九〇五	一、三三	—	骨粉	一、一〇五	一、二六七	—



品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(其の他)	一、八六五	三、四九五	四、三六六	眞鍮	一三八	一五〇	一、〇一五
絹織物	三二	三九	四五	鐵製品	三五	二六	五八
人絹織物	三七	四〇	三九	機械及同部分品	一〇七	二九	一五
綿ブランケット	四二	一三三	一八二	木材	三五	四九	二四
綿タオル	七〇	五〇	三三	ランプ及同部分品	四六	三六	二七
メリヤス製品	三三	一五	四七	玩具	九	二六	二四
帽子	五	一〇五	二七	椎茸	三三	四七	一
紙類	五四	六九	一、二五	除蟲菊	一〇三	二五	一
石炭	四、四七	五、三六	三、六六	足袋	一	一八〇	一
セメント	二、〇七	一、二四	六六	履物	元	三三	一
陶磁器	一四	二七	三〇	絹製きもの	二四	二九	一
硝子及同製品	二六	二三	三八	絶縁電線	一〇	二四	一
鐵	一四	六	二九	ゴム製品	九	一六	一
錫	六三	一、七六	一、二八〇	鑛	一	一七	一
				アルミニウム	一	一	一

尙此等輸出品は大部分南支、南洋諸地方へ再輸出せらるゝものなり。

(ロ) 主要輸入品左の如し。(單位千圓)

### 四二、英領印度

一、金本位停止(一九三一年九月二十一日)

二、關稅引上

一九三三年一月オタワ英帝國經濟會議の結果に基く關稅改正を實施せるが、右は數十品目に付英國品に對し關稅上從價一割の特惠を新に設けたるものにして、之が爲關稅の引上を見たる本邦主要關係品左の如し。

陶磁器、電球、玩具、セメント、麥酒、帽子、紙、刷子、鐵製品、瑠璃鐵器等。

一九三三年三月一日人絹織物(從價五割又は平方碼に付四安)及同年六月七日綿織物(從價七割五分又は一封度に付六安四分の三)の關稅を引上たり。但し右綿織物に對する關稅は日印交渉の結果として一九三四年一月八日より從價五割又は一封度に付六安四分の一に引下げられたり。

一九三三年十二月絹又は人絹交織の一部、メリヤス、毛メリヤス、瑠璃鐵器、陶磁器、硬化油、鉛筆、化粧石鹼、洗濯石鹼、洋傘、ゴム底靴、氷砂糖、鉛圓(ペンキ)、鑄鐵管、明礬、硫酸、マグネシウム、ランプ、ホヤ、鹽化マグネシウム、等の雜品に付高率なる從量稅適用せらるゝこと、なれり(十二月二十二日公布二十三日より實施)。但し右の中陶磁器に付ては一九三四年二月に至り幾分引上率を緩和すること、なれり。



一九三四年二月五日纖維工業保護關稅改正案を提出し四月十六日議會を通過せしめたるが、本法に依れば生糸、絹糸、絹布各種交織物、人造絹糸、雙人綿布、綿糸等の關稅を引上ぐること、なれる處前年十二月引上げたる綿メリヤス關稅に付ては本法に依り多少關稅率を引下ぐること、なれり。

一九三四年七月二十五日印度製鐵業保護の爲、鐵及鐵製品保護關稅法案議會に提出せられ、九月議會を通過し、十一月一日より實施せられたり。本法に依り鋼棒、プレート、ブラック・シート、ガルバナイズド・シート、鑄鐵管、針金、ステイール・インゴットの關稅増徴せられ英國品に對しては特惠を與へらるゝこと、なれり。

一九三五年一月十日英印通商協定締結せられ、印度側に於ては英國に對し英國品に對する特惠附與を確認し、英國側に於ては印棉買増の努力を續け印度銑鐵の無稅輸入、英國植民地及保護領に於ける印度綿製品に對する恩惠附與を約したり。

尤も本年春季印度議會は同協定の批准を否決したるを以て印度政府は之が善後策に付目下考慮中の趣なり。

### 三、印度産業保護法

一九三三年四月印度議會を通過せる印度産業保護法は印度産業の存立を危くするが如き低廉なる價格に於て外國品が輸入せられ、又は印度に於て販賣せらるゝ場合總督は官報告示を以て當該品に對し適宜關稅の増徴をなし得る旨を規定し居る處、右は主として廉價なる本邦品に備ふる目的なりしを以て日印通商條約の失効後は本法に依り如何なる課稅をなすやは豫斷を許さざる状態に在りたり。然るに日印新通

商條約交渉の結果相互に最惠國待遇を保障することに妥結を見たるを以て本法に依り本邦品に對して差別的高率關稅を課せらるゝが如き事態を阻止し得たり。

### 四、日印交渉と日印新通商條約の締結

舊日印通商條約は關稅に付最惠國待遇を約すものなりしが、印度政府は英本國政府を通じ一九三三年四月十日日本邦に對し同條約の廢棄を通告し來れるを以て右は同年十月十日を以て失効の筈なりしが、一九三三年九月二十三日より開催せられたる日印會商に於て交渉の結果不取敢一ヶ月間有効期間延長せられたり。然るに同年十一月十日より日印間の通商關係は無條約状態に陥れるが、幸にして一九三四年一月五日に至り日印會商は大綱上妥結を見、更に細目事項に付協議を重ね、四月十九日日印双方の代表者に依り新通商條約案の假調印行はれたり。其の後七月十二日に至り同條約は倫敦に於て正式調印せられ九月十四日より之が實施を見たり。

右新條約に依れば本邦綿布輸出は棉花の輸入と關聯せらるゝこと、なり、棉花百萬俵に對する綿布三億二千五百萬碼を基準とし、棉花輸入量が右基準量より一萬俵増加する毎に綿布の輸出量も百五十萬碼宛を増加し得ることに規定せられたり。但し綿布最高輸出數量は四億碼に限定せられ又品種別及季節別割當の制限あり。

爾來本條約圓滑に運用せられ日印相互間の貿易は順調なる經過を辿り居れり。

### 五、日印貿易概況

昭和四年以降の日印貿易の推移左の如し。(單位千圓)



第二編 諸外國の貿易制限措置及本邦との貿易關係

日本より輸出		印度よりの輸入		バランス	
昭和四年	一六,〇五五	二八,二一九	(一) 九〇,〇三三	昭和七年	一五,二四二
昭和五年	二九,二六二	一八〇,四四四	(一) 五,一六二	昭和八年	二〇,一五五
昭和六年	一〇,三三六	一三,一五五	(一) 三,七九八	昭和九年	三六,三三〇
				(セイロン……一九,七九〇)	二,二八八

(註) 昭和八年迄はセイロンを含む。

重要輸出入品概況左の如し。(單位千圓)

(イ) 本邦よりの重要輸出品

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(生地)	四,六五四	二五,八八四	三〇,三九三
綿織物(晒)	一八,六三三	一六,八九九	一〇,一〇三
綿織物(其他)	二七,四四五	二六,六四九	二六,三七七
綿織物(其他)	(セイロン……二,二二六)	(セイロン……四,七二六)	
綿織物(其他)	一四,四三三	七,六〇五	二,二二二
人絹織物	三三,五三三	一七,六三三	三三,四三三
人造絹絲	一,五五六	一,三三四	—
絹織物	一〇,四〇一	一五,二九九	一〇,〇八六
毛織物	五九	一,四七七	八,三一九
綿ブランケット	三四	三四	三四
綿タオル	八七	一,〇〇五	一,一〇〇
絹ハンカチ	三三	六九	一,三六九
メリヤス製品	六,六六六	九,六六六	八,四四九
帽子	八九	一,一八一	一,五八六
鈕釦	六五	六五	一,三〇三
身邊裝飾品	二,〇四二	二,四三二	三,二六六
紙類	一,一六〇	八四三	七五〇
セメント	一,三三七	九四九	四八
陶磁器	三,四三三	三,九六五	三,一〇〇
ランプ及同部分品	九〇九	一,一三三	一,二一九
玩具	一,四六五	三,八〇九	三,〇三三
樟腦	九三	一,二八八	一,一三六
履物	三,五五六	三,八四三	—
銅	一,二九五	一,六三三	—
自轉車及部分品	二,〇五〇	二,七六六	—
鉄	三,〇七	五,八〇二	七,二五二
鉛	一,八六六	二,〇二二	三,〇四八
油	二,〇四八	一,八八四	一,〇三二
ゴム及樹脂	一,四四五	二,〇五〇	—
(生)ゴム	二九三	三六四	四七八

(ロ) 印度よりの重要輸入品

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
硝子及同製品	四,一〇六	五,五〇六	五,四七三
鐵	二五二	八一九	一,三二八
眞鍮	二,九八九	三,八八五	四,九一九
鐵製品	三,三三三	五,一五一	四,九四四
機械及同部分品	九〇〇	二,一〇四	二,二七二
木材	一,五五元	一,八八四	一,〇八〇
實綿及線綿	九,七四六	一六,七六六	二五,二四四
其の他の植物纖維	三,六六九	五,四〇〇	四,八八三
豆類	一,〇〇〇	一,四四四	一,三三〇
革類	一,四八三	一,九五六	二,七六二
鑛	一,一〇七	一,六二二	二,三三三

四三、錫 蘭

一、關稅引上

鶏卵、生乾野菜、畜獸製半酪油、野菜製半酪油、生乾生姜(砂糖漬を除く)、檳榔葉に付従價稅を從量



税に改正（一九三四年七月二十八日）。

尙七月二十五日麥酒輸入税を引上げたるが之が爲本邦の受くる打撃甚大なるを以て交渉の結果八月三十一日新税實施を中止せり。

二、割當制度

英本國主唱に係る綿布及人絹布に對する割當令を七月三十一日公布し五月七日に溯り實施せり。又近年我セメントの輸入増加し英國品を壓倒するに至れる爲英國製造家側より割當制度採用方の策動あり。

三、日錫貿易

本邦統計に於ては昭和八年迄は印度の内に含まれ居れり。（印度の項參照）錫蘭統計に依れば對日輸出入額左の如し。（單位千萬留比）

一九三二年		日本より輸出	日本へ輸出	一九三三年	
一三三		三	三	三六	
本邦よりの輸入品及輸入額（一九三三年）左の如し。（單位千萬留比）					
染 綿 布	三・四	人 絹 布	九・五	生 綿 布	二・九
絹布及繻子	一七・〇	洋 灰	四・四	其の他綿製品	二・二
晒 綿 布	三・六	綿製パニアン	三・五		
茶 箱	九・六	洋 傘	二・九		

四四、英領馬來（海峽殖民地、馬來聯邦及非聯邦州）

一、金本位停止（一九三一年九月二十一日）

二、關稅引上

一九三二年十一月オタワ會議の結果に基く關稅改正を實施し絹、人絹布、綿布、ゴム靴、コンデンスマルク、其の他に付英國品に對し關稅上從價一割の特惠を設け、更に一九三三年四月ゴム靴、コンデンスマルク、人絹布、綿布等の一般關稅引上又は英特惠稅率の撤去（無稅）に依り是等品目に關する英國品の特惠を擴大せり。一九三三年四月煉乳、豆及落花生油、胡麻油、落花生の關稅を引上げ一般稅率及英特惠稅率間の開きを增大せり。

一九三三年六月綿布、麻、人絹、其の他交織物に對する關稅に付き一封度に付五仙の從量稅を設定したる爲英國品は依然從價一割の關稅なるに反し、安値なる本邦品は總て從量稅の適用を受け從價に換算すれば三割乃至八割見當の關稅を賦課せらるゝことゝなれり。（舊稅率英特惠從價一割、一般稅率從價二割）。

一九三四年五月二十五日馬來聯邦政府は從來從價二割（特惠一割）の自轉車輸入稅を一臺に付四弗五十仙（特惠一弗五十仙）に改正し、自轉車部分品も從量稅に改めたり。右改正は聯邦四州のみにして非聯邦五州及海峽殖民地には關係なし。



一九三四年七月二十七日馬來聯邦政府は砂糖輸入税を改正即日實施せり。  
 六月一日海峽殖民地、馬來聯邦州及ジョホール護謨制限法實施せられたるが、海峽殖民地政府は右制限法の規定に基き同殖民地産護謨の販賣又は輸出に對し一封度に付一仙を課税する旨六月一日官報を以て公布せり。

一九三四年十一月二日馬來聯邦政府は錫其の他の礦物に對する輸出税を改正し十五日より實施の旨公布せり。

三、日本海峽殖民地貿易

英領馬來に對する我貿易は海峽殖民地を經由するを以て過去六年間に於ける日海峽貿易の推移を見るに左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	海殖よりの輸入	バランス
昭和四年	二七,六六	四,六四	(一) 二三,〇二
昭和五年	二六,九〇	二六,九八	(一) 一,〇八
昭和六年	一九,二九	三,八七	(一) 二,七六

日海峽殖民地貿易主要輸出入品

(イ) 主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
水産物	一五	八三	二,四〇
寒天	一九	三	二四
寸	二九	一五	四〇

綿織物(生地)	七五	一,二七	一,四一	陶磁器	三五	九〇	一,二九
綿織物(晒)	三,〇六	三,九一	三,三九	硝子及同製品	二〇	六七	一,〇一
綿織物(其他)	七,三七	三,五六	三,四三	鐵製品	四	三七	六八
絹織物	四	一,二六	三,三五	鐵製品	四五	一,八六	二,四五
人絹織物	二,一四	三,二四	三,五二	ゴムタイヤ	三三	六四	一,〇一
綿ブランケット	一九	二五	三三	木材	二四	七三	一,〇〇
綿タオル	二四五	三九	四六	ランプ及同部分品	二	四〇	四九
メリヤス製品	二二三	七一	一,三〇	玩具	四五	四〇	四一
紙類	二三六	二〇六	二九	コンデンスミルク	四	三六	一
石炭	二,四二	二,八三	二,五三	鑛	五	一,〇四	一
セメント	八三	五七	七四				

(ロ) 海峽殖民地よりの主要輸入品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
生ゴム	一〇,〇〇	二〇,四九	三〇,八八
鑛	七,二四	八,八〇	八,七三
錫	三,七三	五,三三	一〇,六二
阿仙藥其の他のタンニン越幾斯鐵屑及故鐵籐	二六	三三	三九

四五、英領ボルネオ



一、關稅引上

一九三三年十月十日オタワ協定に基く對英特惠賦與の爲織物其の他多數品目に亘り英國品特惠關稅を設  
定する改正輸入稅率を公布せり。右の内本邦輸出品に關係あるものにして特惠稅率の設定ありたるもの  
左の如し。

建築材料、織物、同材料、絹物、絲及撚絲、一切の着用品(小間物及靴類を含む)、刃物、化學製品、  
陶磁器、機械、各種金屬、香水及香油、罐詰、煉乳、バター、菓子、自動車及自轉車用タイヤー及チ  
ユープ、自動車以外の車輛等。

尙右各品の特惠マーヂンは多く從價二分五厘乃至七分五厘なり。

二、日英領ボルネオ貿易の概況

過去六年間に於ける日英領ボ貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	ボよりの輸入	バランス
昭和四年	—	—	—
昭和五年	三、四、〇〇	(一) 四、〇八	—
昭和六年	三、三〇六	(一) 三、〇三	—
昭和七年	—	—	五二
昭和八年	—	—	三七
昭和九年	—	—	二九
昭和七年	—	—	三、六三
昭和八年	—	—	五、七一
昭和九年	—	—	七、三〇三
昭和七年	—	—	(一) 三、五二
昭和八年	—	—	(一) 五、六四
昭和九年	—	—	(一) 七、〇〇四

日英領ボルネオ貿易主要輸出入品

(イ) 主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
精米	—	—	—

礦油	三	七	—	箱及樽板	四	三	—
石炭	—	七	—	鐵製品	一	六	—

(ロ) 主要輸入品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
阿仙藥其の他の タンニン越幾斯 護謨及樹脂	—	—	—
礦油	三、二四	四、六四	—
木材	二、六九	七、六	—
コブラ	—	—	—
阿仙藥其の他の タンニン越幾斯 護謨及樹脂	—	—	—
礦油	—	—	—
木材	—	—	—
コブラ	—	—	—

四六、蘭領印度

一、關稅引上

一九三三年九月十五日歳入増加を目的とする一般關稅改正法案蘭印參議會を通過し一九三四年一月より  
實施せられたり。

右法律は關稅定率表の品目を増加し從來無稅、從價六分、一割、一割二分と分類せられ居たるを(イ)  
奢侈品を從價二割に(ロ)同原料を從價一割二分に(ハ)若干消費用品を從價一割二分に引上げたるも  
のにして本邦關係品としては絹及人絹織物、絹糸、メリヤス肌着、靴下、ワイシャツ、瑛瑠鐵器、化粧  
品、窓硝子及コップ、自動車部分品(以上從價二割)、綿糸、晒、未晒糸染絹布(以上從價一割二分)等  
あり。

二、輸入制限



一九三三年九月五日「非常時輸入制限令」蘭印國民參議會を通過し政府に對し必要な場合商品別に一定量又は一定價額以上の輸入を政府令を以て禁止し得る權限を賦與せり、而して蘭印に於て輸入制限を行ひたるもの左の如し。

(イ) セメント輸入制限令

本邦セメントの進出顯著なる爲蘭印セメント業窮境に陥りたる爲一九三三年二月より彼我當業者間の私的協定に依りボーナス制度實施せられたるが、同年九月更に兩者間の會商に依り互に出荷數量を定めたる協定成立せり。蘭印政府は右協定成立前に見越輸入阻止の目的を以て同年六月二十八日以降三ヶ月を限りてセメント輸入制限令を公布したるが、更に同年九月二十六日當業者間の協定に則りたるセメント輸入制限令を公布せり。

右制限令は其の後數次に亘り輸入許可數量の改正及期間の延長をなし現在（客年十月二十八日より本年二月二十七日の四ヶ月間に對するもの）に及べり。（尙本政府令の期間は近く満了となるを以て蘭印政府に於ては本年二月中旬之が輸入制限繼續の爲新條例案を國民參議會に提出せるが、同條例案に於ては右に基き公布せらるべき政府令の施行期間を其の都度一ヶ年とせること従前の制限令と異なる點なり）。

因に本令には輸入の許可を受け得るものは前記ボーナス協定に参加し且右に依る義務を完全に履行したるものに限る旨を規定し居る爲、事實上本邦品以外のセメントは輸入禁止せられ居る状態なり。

(ロ) 麥酒輸入制限令

本邦麥酒の進出著しきものありて蘭印醸造業を壓迫するに至れりとの理由に依り蘭印政府は一九三三

年十二月十二日麥酒輸入割當制度に關する命令を公布し翌十三日より實施せるが、同令は輸入總量を定めて其の範圍内に於て一九三二年の蘭印輸入比率を基礎として各國品の輸入を許可すること、なしたる爲、一九三三年度に入り急激の進出を爲したる本邦麥酒は大打撃を蒙るに至れり。

尙右制限令は短期間のものにて其の後順次更新せられ、現在に於ては一九三四年十月九日國民參議會を通過せる「麥酒輸入制限に關する條例」に基き新に公布せられたる政府令に依り同年十月十三日より本年四月十二日の期間に對し右制限を實施せり。

(ハ) 非常時織物制限令

近年本邦よりの綿織物の輸入増加し和蘭品の需要激減したるを以て一九三四年二月十三日非常時織物輸入制限令を發布し、サロン、縞綿布類の輸入に對し輸入許可總量を定め蘭本國に對しては特定の割當を許可し、他國品に對しては自由競争に委すること、し、加之輸入許可制を採用し一九三〇年度に定期的に輸入を行へる商社に限り許可證を與ふること、し同年二月十四日より實施せり。

右制限令は短期間のものなりしが順次更新せられたり、尤も客年十二月十三日新に發布せられたるサロンの輸入制限に關する條例及右新條例に基き公布せられたる現行サロン輸入制限令（客年十二月十四日より本年六月十三日迄の期間に對するもの）に於ては我方の主張を參酌し本令發布當時に設けられたるが如き前記「一九三〇年の輸入業者に對して本品輸入の許可證を與ふる」の規定を改正し、單に「蘭領印度に住居を有し經濟長官が本品の輸入業者と認めたるものに對し専門委員會と協議の上各輸入業者の利益に對し妥當なる割合なりと判斷する數量を許可す」ること、し、且邦商の取扱比率は輸入許可總量



の二割五分（但し一九三三年の輸入実績二割五分以下なりし場合は其の実績とす）となすこととせり。従て右改正の結果邦商の取扱數量は従前の制限令に依る場合に比し相當多量の増加となる次第なり。

(二) 晒綿布輸入制限令

蘭印政府は一九三四年二月二十八日晒綿布輸入制限令を發布し三月一日より實施したるが、右に依り晒綿布六種に對し夫々輸入許可數量を規定し、蘭本國に對しては相當多量の輸入優先權を賦與し、尙輸入者に付ても許可制を採用すると共に特定の資格即ち一九三四年一月一日現在に於て蘭領印度に在る經濟長官の認むる歐洲人商業組合又は同様機關の一定數の組合員たるを否とに依り輸入取扱量を區別したる爲、在蘭印邦商中前記商業組合の組合員たるものは僅に一二商社に過ぎざるを以て右以外の邦商の蒙る打撃尠からず、依て我方は會商中屢々此等人爲的方法に依る制限規定の改正方に付交渉したる結果、先方に於ても我方の主張を容れ現行晒綿布輸入制限令（本年一月一日より向ふ十二ヶ月間の期間に對するもの）に於ては輸入業者に對する前記特定資格に依る差別待遇は之を改正し、現行サロン輸入制限令と同様の規定として、且邦商の取扱比率もサロンの場合と同様總輸入許可量の二割五分又は一九三三年の実績が二割五分以下なりし時は其の実績とせり。

尙現行晒綿布輸入制限令に於てはキャンブリツクの代用品たる一部の未晒綿布をも包含し居れり。

(ホ) 陶磁器輸入制限令

一九三四年七月二十五日陶磁器制限令發布せられたるが、日蘭會商開催中なりしかば我方より交渉の結果先方に於て之を停止することとなり、同年八月三十日停止令の發布を見、翌三十一日より右制限令は

廢止せられたり。

(ハ) 鑄鐵製フライ鍋輸入制限令

一九三四年十月二十五日鑄鐵製フライ鍋輸入制限令發布せられ翌二十六日より實施せられたるが、之が輸入制限繼續の爲更に客年十二月三十一日附を以て本年一月一日より同七月三十一日迄の期間に對する輸入制限令の公布を見るに至りたり。

因に舊制限令に於ては輸入業者に對する資格に付特定の指定を設け其の取扱量に差別待遇をなし居たるが、現行制限令に於ては之を改正し現行サロン輸入制限令と同様の規定となれり。

(ト) 未晒綿布輸入制限令

本年一月二十一日未晒綿布輸入制限令を公布し翌二十二日より實施せるが、同令は本年一月一日より（従て一月一日より本令實施の日迄に輸入済の數量は輸入許可量より控除せらる）四月三十日迄の期間に對する未晒綿布の輸入許可量を定め之を國別割當とせず全部自由競争に委するものなり。

尙同令に於ては輸入業者の資格に付ては歐洲人商業組合加入に依る特定條件を附せず、現行サロン輸入制限令と同様の規定とし且邦商の取扱量も亦大體輸入許可總數量の二割五分（但し一九三三年の輸入実績二割五分以下なりし場合は同年度の実績とす）を附與することとせり。

(チ) 硝子製品、瑠璃鐵器、自轉車及同部分品輸入制限令

本年一月二十一日硝子類（窓硝子、コップ、封度瓶、ランプの火屋）、瑠璃鐵器類（鍋、辨當入、洗面器、湯沸し、皿手洗、コップ、スプーン及特記せられざる臺所及食卓用具）、自轉車及同部分品の輸入制限



令を公布し一月二十二日より向ふ十ヶ月間實施すること、なれるが、此等制限令は從來の例に徴し何れも期間滿了後延長せらるゝこと、思考せらる。

(リ) 過燐酸及其の他肥料輸入制限令

本年二月二十八日過燐酸及重過燐酸並に其の他の肥料(但し智利硝石、鳥糞、加里、プーナク、硫酸を除く)の輸入制限令を公布し三月一日より向ふ五ヶ月間實施すること、なれり。

尙前記各輸入制限令の外蘭印に於ては齒刷子、刃物類及各種ランプ類に對しても亦輸入制限令發布の意嚮を有するやに傳へらる。

三、營業制限

曩に蘭印政府に於ては外國商人の活動を封じて蘭商の窮狀を打開せんと腐心し居たるが、最近蘭印に於て外國資本に依る種々の大企業企圖せられたるを以て、蘭印經濟の現状維持の爲一九三四年十月二十三日營業制限條例を發布せり。右條例は新企業の設定及企業擴張を制限するものにして、企業の変更又は停止せられたる企業の再開に當りても經濟長官の免許を必要とすべきことを規定し居れり。尙日蘭會商中我方に於ては本條例が在蘭印本邦人の既得權を侵害するが如きものとならざる様蘭印側に交渉したる結果、先方に於ても何等既存營業殊に日本人の小企業を破壊し又は之に不利益を加ふることを企つるものに非ざる旨表明せるに付、右の趣旨を文書に依り明確にせしめ置きたり。

四、輸入禁止(但し許可制度)

蘭印政府は從來より米の輸入を禁止し居たるが、更に一九三四年二月領内甘蔗耕作地に於ける大豆生産保護の爲大豆、醬油及味噌の輸入禁止令を國民參議會に提出し二十四日通過を見たり。然るに我方より同令緩和方種々交渉の結果既約品の輸入は許可せらるゝこと、なり、又日本産醬油及味噌に付ては特例を設け其の輸入を許可すること、なれるも、大豆に付ては既約品以外其の目的を貫徹するに至らざりき。

五、輸出制限

一九三三年九月十六日「非常時輸出制限令」蘭印國民參議會を通過し、政府に對し必要な場合住民の需要を満たすの必要上、又は蘭印の生産に係る種苗の好ましからざる輸出を豫防する爲、特定商品の輸移出を政府令を以て禁止又は制限し得るの權限を賦與せり。而して蘭印に於て現在行ひ居れる輸出禁止及制限の主要なるもの左の如し。

(イ) 甘蔗種苗輸出禁止令

一九三四年八月二十八日「甘蔗種苗輸出禁止令」を公布し翌二十九日より實施せり、同令は甘蔗及甘蔗の増殖を何等かの方法にて可能ならしむる甘蔗の一切の部分(種子をも含む)の輸出を禁止せるものにして、其の後期間滿了となりたるを以て之を更新し、本年二月二十五日より更に延長實施すること、せり。

(ロ) カボック樹及同種子輸出禁止令

一九三四年九月四日「カボック樹及同種子輸出禁止令」を公布し翌五日より實施せり、同令に依りカボック樹及同種子の輸出は禁止せられたるが、種子の輸出は一時に五萬疋以上の數量なる場合に限り特に許可するの除外例を設け居れり。



## (八) 規那輸出制限令

蘭印に於ける規那栽培業者は各國のキニーネ製造業者と組合を組織し國際的に生産及價格の統制を行ひ居りたるが、蘭印政府は右組合の利益を保護する爲一九三四年二月二十八日「規那輸出制限令」を公布し、同年三月一日より一九三七年三月一日迄之を實施すること、せり。同令に於ては規那皮の輸出を一定量に制限すると共に規那種子及規那樹材料（接穂及之に類するものを指す）の輸出を禁止し居れり。

## 六、日蘭會商

蘭印政府は近年に於ける和蘭本國及蘭領印度の貿易不況に對處する爲、一九三三年秋以來貿易バランスの不均衡を調節せんと欲して外國品輸入制限政策を採用し、前記の通り外國品に對し諸種の制限令を發布せるが、右制限令は本來本邦品のみを目標とせるものに非ざることは勿論なるも、實際に於て最も大なる打撃を蒙むるものは近年蘭印への輸出激増しつつある本邦品なるを以て、帝國政府に於ては之が緩和交渉するの必要を感じ居りたる折柄、和蘭政府に於ても我對蘭印貿易の激増に鑑み日蘭印間片貿易調整の目的を以て兩政府間に會商を開き度き希望を表明し、且つ一九三四年一月八日に至り正式に一九二二年（明治四十五年）の現行日蘭間通商航海條約を補足すべき何等かの協定を締結し、以て日蘭印間貿易改善の可能性を考慮する爲バタヴィアに日蘭兩政府代表者の會商を開催したき旨申出たり。

依て帝國政府は和蘭側の目的精神を諒とし且蘭印に於ける各種制限措置の緩和を計るを目的とし、「本會商の結果を見る迄は蘭領印度に於て現行制限以上に本邦の利益に影響を及すが如き一切の新措置を執らざること」を條件として右申出に應じ代表を派遣することとし、客年六月八日以來バタヴィアに於て本會商を開始せり。

然るに會商當初より諸種の原則問題に付彼我代表間に意見の懸隔あり、又海運問題其の他の派生的問題發生し之が處理の爲會商本來の進行を妨げたるが、我代表部は六ヶ月有餘に亘り輸入業者の輸入品取扱比率問題、許可制度の下に置かるべき輸入品の種類及數量問題、蘭印よりの砂糖輸出問題等日蘭兩國貿易の全般に亘り之が調整を計らんが爲、或は首席代表間の私的懇談に、或は彼我専門委員間の討議に終始公正妥當なる主張を續け、先方提案にして妥當なるものに對しては充分考慮を加へ會商の妥結に努力したるが、何分にも問題が複雑且多岐なる爲と先方の主張に到底我方の受諾し得ざるものある爲未だ具體的妥結の運びに達せず現實の交渉は一時休止の状態なり。然れども本會商は双方代表の努力に依り日本及蘭領印度の通商上の立場を明にし、且諸種の誤解を除くことに効果ありたるのみならず、今後の交渉上重要な基礎を完成せるものと思考せらる。

又和蘭側に於ては我方の主張を考慮に入れ最近各種制限令の内容を緩和して輸入業者の資格に付ては「一定數の歐洲人商業組合又は同種機關に参加云々」の如き人爲的條件を廢止し、邦商の取扱比率に付ても我方の主張を參酌し且許可商品の輸入數量に付ては原則として國別割當に依らず自由競争に委ぬることとなりたる爲本邦商品の輸出に對する影響は些迄大ならざるべし。因に昭和九年の對蘭印本邦貿易は九千四百九十八萬圓の出超を示し又輸出のみに付前年と比較すれば約九十六萬圓の増加となり居れり。

尙本邦當業者側に於ては日蘭會商開始前及會商の進行中蘭印側の希望をも斟酌し自發的に左記對蘭印



重要輸出品の輸出統制を實行するに至れり。

(イ) 麥酒 昭和九年九月十三日、本邦醸造業者及輸出業者を網羅せる帝國麥酒輸出組合設立せられ同年十月より輸出價格統制を實施せり。

(ロ) セメント 昭和八年九月、本邦セメント生産業者は蘭領印度向セメント輸出協會を設立し對蘭印輸出セメントの統制を實行せり。

(ハ) 陶磁器 神戸、大阪、名古屋の各陶磁器輸出組合及東日本陶磁器輸出組合を網羅せる大日本陶磁器輸出組合聯合會に於て食器、臺所用品、裝飾品及硬質陶器、タイルの蘭印向輸出(會商中蘭印に於て公布せる陶磁器輸入制限令に對抗して一時蘭印向陶磁器の積出停止をも敢行せり)に付數量統制を實行せり。

(ニ) サロン 昭和九年三月二十八日、サロン輸出業者の大部分を網羅して日本糸染サロン輸出同盟會組織せられ、日本綿織物工業組合聯合會と提携して蘭印向サロンの輸出(會商中蘭印に於けるサロン輸入制限令を改正せしむる爲一時同地向サロンの積止をも敢行せり)統制を實行せり。

(ホ) 綿織物 昭和九年九月十八日、日本綿織物對蘭印輸出組合設立せられ、未晒金巾其他綿織物の對蘭印輸出(未晒金巾に付ては會商中其の圓滑なる進捗に資せんが爲、一時蘭印向の受渡及積出を停止せり)統制を實行せり。

七、日蘭印貿易の概況

過去六年間に於ける日蘭印貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	蘭印よりの輸入	バランス
昭和四年	七、二五	七、三三	(十) 九、六〇
昭和五年	六、四七	五、九三	(十) 六、〇四
昭和六年	三、四〇	四、〇〇	(十) 一七、七〇
昭和七年	一〇、二五	四〇、四九	(十) 五九、八四二
昭和八年	一五、四七	五、七〇	(十) 一〇、七六
昭和九年	一五、四五	三、四四	(十) 四、九六

日蘭印貿易輸出入品の概要左の如し。

(イ) 日本よりの主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
寒天	四八	四六	六七
麥酒	五五	一、六元	三四
石鹼	一九	四六	三六
綿織物(生地)	一、四五	一、三六	一、六五
綿織物(晒)	八、〇〇	八、五七	一、二五八
綿織物(其他)	九、七二	三三、三三	一八、二五
絹織物	三、四五	四六、三三	五、三〇
人絹織物	七三	九五	一、〇四
綿ブランケット	一三、六三	一四、九三	一三、〇七
綿タオル	三六	六二	八三
メリヤス製品	二、五四	四、三四	四、三六
帽子	七六	一、三〇	九三
鈕釦	二六	四六	四三
紙類	六三	一、〇二	五四
玩具	八三	一、九四	一、〇四五
機械及同部分品	二、三	三二	四六
セメント	二、〇〇	一、三六	六七
陶磁器	二、四四	三、七六	三、一六
硝子及同製品	一、〇〇	二、〇六	一、九三
鐵製品	二、五四	四、三五	五、〇五
ゴムタイヤ	一、三三	二、四九	三、三三
木材	八四	一、二四	一、〇七一



第二編 諸外國の貿易制限措置及本邦との貿易關係

ランプ及同部分品	七、六六	一、七〇六	一、三三六	一六〇	一、七〇六	一、三三六	一
綿手巾	四、七二	七、七	—	二、七六	七、九	—	—

(ロ) 蘭印よりの主要輸入品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	錫	木	鐵	カッサバルト	木	錫
採油用原料	二、三三六	二、四九	二、〇七五	二、六五	六、一	一、〇六九	二、二五	—	—
砂糖	三、一三三	二、六〇〇	九、六七	六、五	七、三	—	—	—	—
鑛油	一四、八四	一五、八三〇	一八、七六	四、五	一、〇六一	—	—	—	—
生ゴム	四、九五	七、二六	一四、三三	七、四	九、三	—	—	—	—
實綿及線綿	二、五七	二、九	五、七	三、四	五、四	—	—	—	—

四七、佛領印度支那

一、關稅引上

關稅制度は原則として佛本國と同一制度の下に置かれ特殊產品のみに付特殊稅率あり。

一九三二年五月十三日日本印度支那關稅協定調印せられ、其の結果本邦品は多數品目に付關稅輕減を受けたるが、其の後協定品目をも含み多數品目に付幾多の關稅引上實施せられ協定の效果を減殺せられたるもの尠からず。

一九三四年一月以降關稅引上實施せられたるもの左の如し。

ビスケット、バター、繪具、顏料、硝子小細工品、寫眞印畫紙、アルバム、醫療用電氣器具、各種計器、玩具、時計及時計機械、乳糖、寫眞機、自動車用警笛、鐵製品及機械類の一部、茶。

尙佛本國と同様爲替差額補償附加稅を賦課し居り、本邦品の一部にも適用せらる。

二、割當制度

佛本國と同様割當制度を採用し居り、本邦綿糸及綿布等右制度を適用せられ居れり。

三、許可制度

一九三四年十一月十七日外國產磷酸及加里肥料輸入取締に關する一九三四年四月二十八日附佛大統領令並右關係命令を公布し、磷酸及加里肥料の輸入は總督の發給すべき輸入許可證を提出するに非ざれば之を許さざることとせり。

四、日佛印貿易概況

過去六年間に於ける日佛印貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	佛印よりの輸入	バランス	昭和七年	昭和八年	昭和九年
昭和四年	二、六九五	九、五九〇	(一)	二、三三三	三、六八〇	二、六五四
昭和五年	二、四三三	七、八八七	(一)	五、六九一	九、九〇九	一〇、六〇〇
昭和六年	一、七〇九	六、三六〇	(一)	五、六九一	九、九〇九	一〇、六〇〇

日佛印貿易輸出入品

(イ) 主要輸出品左の如し。(單位千圓)



品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年			
絹織物	七九	八六	三六	コルタール及ビツチ	三三	二〇三
石炭	一五	一〇元	一六	人絹織物	四	一七
陶磁器	三	一四	一四	木材	二二	一四
(ロ) 主要輸入品左の如し。(單位千圓)						
品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年	鹽	一	七
米及粃	元	毛	三三	護謨及樹脂	三三	一、三
實綿及線綿	二七	一〇	一六	亞鉛	一	三
石炭	四、二五	六、〇七	七、一五			

四八、比 律 賓

一、金本位停止(弗爲替本位なるを以て米國に追隨す)  
 二、爲替關稅法

一九三三年二月以降從價稅を以て定められたる關稅の算出に付商品の輸出國貨に依る價格を純分比價を基礎とする公定相場に依り比貨に換算し右に對し徵稅することとせり。

三、關稅引上

一九三三年二月以降綿毛布、タオル、下着、靴下、人絹製品、靴類、セルロイド製品、馬鈴薯、玉葱、貝

釧、玩具等の關稅を引上げたり。

四、關稅引上法案

一九三四年比島獨立立法案の受諾に伴ひ比島產業保護及對米貿易の促進の爲、一九〇九年關稅法を改正して高率保護關稅を設定せんとする機運高まり總督府に於て原案を作成し八月關稅審議會の審議に附せらるるに至れり。右草案は比島產業の保護の強化、比島に於ける米國品の競争品に對する禁止的關稅賦課並に政府に對し關稅伸縮の權限の賦與を目的とし、米國輸入品の大宗たる織物、鐵鋼製品、畜產品、食料品に對し現行稅率を二倍乃至二倍半に引上ぐると共に一種の復稅制度を採り、輸出超過國に對しては現行稅率を適用するも輸入超過國に對しては改正稅率を適用することとし、總督に對し事情に依り高低何れかの稅率を適用せしむる裁定權を賦與せんとしたるものなる趣なり。右關稅改正案は八月二十五日關稅審議會の議を了したるが、其の後米國政府の意嚮を問合せたる處米國政府の反對ありたる趣にて十月九日總督より米國品保護の爲にする關稅引上を放棄し比島產業保護の爲にする關稅引上のみ止むる旨の聲明を發したり。次で十二月二十五日總督は比島產業保護を目的とする關稅引上案(陶磁器、漁網、絹布及人絹布、綿布、メリヤスシャツ、魚類罐詰、ゴム靴、麥酒、玩具等最高一〇〇%最低三五%見當の引上を企圖す)を下院に送附したるが、反對論多く結局十一月六日下院議長及歳入委員長より今期議會に於ては關稅改正に手を觸れざる旨を聲明し、關稅改正問題は一應打切となれり。

五、外國人小賣業禁止法案

一九三四年九月十五日比島憲法會議通商委員會は共和政府樹立後五年以後は比島及合衆國市民又は此等



市民に株式又は資本の七五%以上が保有せらるる商社に非れば小賣業を営むことを得ざることとする外國人小賣業禁止法案採擇せられ、九月二十五日憲法起草委員會に於て大多數の賛成を得、次で十一月六日下院を通過したるが、右法案は營業に付内國民待遇を規定する日米通商條約其他諸外國との條約に違反するものなるを以て假令議會を通過するも總督は之を拒否するものと見られ居たる處結局上院に回付せられずして止みたり。

六、日比貿易概況

過去六年間に於ける日比貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	比律賓よりの輸入	バランス
昭和四年	三、五六	一八、〇四	(十) 三、五三
昭和五年	二、三九	一〇、七五	(十) 一七、三六
昭和六年	二、四五	八、九七	(十) 一、四二
昭和七年	三、三二	九、七四	(十) 三、五九
昭和八年	二、〇五	一四、一五	(十) 九、八五
昭和九年	三、四〇	一八、八九	(十) 一七、五〇

日比貿易輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(晒)	一八〇	一八〇	二、三九
綿織物(其他)	二、四九	五、五二	九、九八
絹織物	三〇九	八六	一三五
人絹織物	一、六一	九〇	一、九六

メリヤス製品	三、七四	二、五〇	三、四三
身邊粧飾用品	二七	二〇六	三三
紙類	一五	二五	二五
石炭	一、五八	一、五一	一、四七
陶磁器	三三	三九	五八
硝子及同製品	五三	八〇	八二

鐵製品	四九	九三	九七
ランプ及同部分品	二〇	四四	三五
玩具	三九	三九	二六
馬鈴薯	五九	五八	—
硬化油	一五	三〇	—
車輛及同部分品	四六	四五	—

(ロ) 比律賓よりの主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
植物纖維(棉花以外)	七、〇六	九、六六	一〇、九三
葉煙草	五〇	五四	—
貝殻	五	三	—
コブラ	三三	七六	—
木材	一、六〇	二、五二	—

四九、暹羅

一、金本位停止(一九三二年五月十一日)

二、輸入防遏措置

別段顯著なる本邦品輸入防遏措置なし。

尤も本邦側に於て昭和八年末暹羅米の輸入を許可せざることとなしたる爲、昭和九年に於ては暹羅の對日輸出の九割を占むる米の對日輸出皆無となり、貿易バランスは著しく均衡を失するに至りたる爲暹



羅政府は本邦に對し右事態改善方要求し居れり。

三、日暹貿易の概況

過去六年間に於ける日暹貿易の推移左の如し。(單位千圓)

年度	日本より輸出	暹羅よりの輸入	バランス
昭和四年	10,633	20,821	(一) 10,188
昭和五年	9,476	18,833	(一) 9,357
昭和六年	4,722	6,722	(一) 2,000
昭和七年			8,321
昭和八年			18,234
昭和九年			26,048

日暹貿易主要輸出入品

(イ) 日本よりの主要輸出品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
綿織物(生地)	104	147	274
綿織物(晒)	43	60	93
綿織物(其他)	1,088	2,271	3,600
綿ブランケット	305	45	1,275
綿タオル	268	505	45
硝子及同製品	131	39	57
ランプ及同部分品			106
錫			14
麥酒			26
絹織物			100
人絹織物(交織を含む)			166
帽			27
履物			20
紙類			45
錫			151
麥酒			205
絹織物			240
人絹織物(交織を含む)			103
帽			87
履物			40
紙類			30
			30
			49

(ロ) 暹羅よりの主要輸入品左の如し。(單位千圓)

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
鐵	101	36	—
車輛及同部分品	3	36	—
玩具			5
木			99
皮類			3
木			123
皮類			5
材			1,031

五〇、波斯

一、通商獨占法に依る貿易獨占

波斯政府は一九三〇年三月二十二日附を以て外國爲替管理法を發布し、一九三一年二月二十五日附を以て通商獨占法を發布したるが、一九三二年二月十四日外國爲替管理法を廢止し、次で同年七月十日前記法律を修補して新通商獨占法を公布せり。

同法に依れば政府は個人又は商事會社に輸出及輸入を特許し之に従事せしむるも、原則として外國産品の輸入には波斯産品の輸出を以て絶對條件とし、輸入せんと欲する者は波斯産品の輸出の際税關の發給すべき輸出證明書(有効期間六ヶ月、轉賣を許す)と共に輸入すべき商品の名稱、價格、數量、原産國等を明記する請願書を提出し輸入許可證を受くるを要することとし、又毎年政府は個人又は商事會社に輸入を特許すべき商品の名稱及許可すべき數量を記載したるコンタンジャン表を公表し、右表に記載なき商品の輸入は絶對に之を許さず、同表に記載すべき商品は原則として國産品を以て充足し得ざるも



のに限る旨を規定せり。

尙前記新通商獨占法は爲替管理に關する規定を含み、輸出者は其の輸出より得たる外貨を必ず中央銀行に公定價格を以て賣渡すべき旨の義務を負ふこととなり居たるが、一九三三年六月右義務を免除し外國爲替は自由に賣買することを得るものと變更せり。

然るに波斯商品輸出者は輸出證明書を受領し右輸出證明書に依り外國品の輸入を爲し得るを以て右證明書は有價證券となり市場に於て賣買せらるることとなりたるが、種々の原因より證明書の價格の高低を招來し制度運用上危険を生ぜしむるに至りたる爲、右缺陷を除去し政府の企圖する本來の目的たる貿易均衡を達せむが爲一九三四年七月二十五日法律を以て輸出證明書の購入及賣却を政府の獨占とせり。

二、日波貿易

波斯統計に依れば日波輸出入額左の如し。(單位百萬リアル)

一九三二年	日本より輸入	日本へ輸出	一九三三年	日本より輸入	日本へ輸出
	二四・九 (三七・七%)	六・〇		五二・三 (八〇%)	四・七

(註)括弧内の數字は波斯總輸入額に對する割合を示し、一九三三年に於ては我國は露西亞、英國、印度、獨逸、米國に次ぎ六位を占め居れり。

我國より波斯への輸入品は一九三三年度に於ては綿布(三二・九百萬リアル)、綿絲(一七・〇)、硝子器(〇・七)、小間物、玩具及金物(〇・六)、陶磁器(〇・二)、家具(〇・一)等にして、對日輸出品は阿片(三・五)、アドラガンダ護謨(〇・九)、原棉(〇・一)等なり。

五一、シリア (佛國委任統治地)

- 一、一九三四年十一月十六日綿絲、綿布、絹及人絹布、其の他加工品に對し關稅引上を實施せり。
- 二、シリアは複關稅制度を採り聯盟國及特別協定ある國(例へば米國)に對しては最低稅率を、非聯盟國に對しては最低稅率の約二倍に相當する最高稅率を課することとなり居るに付、本年三月帝國の聯盟國退後は本邦品は最高稅率を課せらるる虞ある處、帝國は委任統治設定に付ては平聯盟國と異り重要な地位を有するに鑑み、聯盟國退後と雖も不利なる待遇を受くべき理由なきを以て、佛國政府へ申入れ聯盟國並みの待遇確保方交渉中なり。
- 三、日シリア貿易

本邦統計に於ては日シリア貿易は昭和八年迄はパレスタイン、イラク、其の他を一括せられ居るに依り之を摘記せば左の如し。(單位千圓)

	日本より輸出	日本へ輸入
昭和九年	昭和八年	昭和七年
シ	二、六九	六
パ	六、四二	一
イ	一七、一五	二六
其	三、三六	九、五七



合計 四七,九七三 三三,七三三 一〇,五九九

九,六六一 二,六五二

五〇一

シリヤ統計に依れば日シ貿易額左の如し。(單位シリヤ磅)

一九三二年	日本より輸入	日本へ輸出	一九三三年	二,八七、五八
	二,七〇、七六	統計に現はれず	一九三四年上半期	一,三九二、四

(註)シリヤ磅は法定二〇佛法なり。

### 五二、パレスタイン (英國委任統治地)

#### 一、關稅引上

一九三四年八月二十七日絹及人絹織物の關稅引上を爲したるが右は本邦よりの主要輸出品にして主として本邦品を目的としたるものなり。

#### 二、輸入統制問題

近年本邦品の輸入激増し注意を惹き居る處、昨年ジャファに於て開催されたる國內主要實業家を網羅する會合に於て外國品輸入統制問題が重要議題の一として討議せられたる結果、各國より同國に對する輸入額はパレスタインより當該國向輸出額の三倍迄に限るべき旨の決議を爲したる趣なり。

#### 三、日パレスタイン貿易

昭和九年度我國よりの輸出額六百四十一萬一千圓、輸入額一千圓に達したり。(シリアの項參照) 因にパレスタイン統計に依れば一九三二年及一九三三年度貿易額左の如し。(單位パレスタイン磅)

一九三二年	日本より輸入	日本へ輸出	一九三三年	三、四九、八五
	一、七六、一七	—		—

尙一九三三年度の數字は時價換算約六百三十萬圓に當る。

### 五三、イラク

#### 一、日伊通商交渉

一九三三年倫敦世界經濟會議の際イラク代表は我方に對し日伊貿易が我に有利なる片貿易なるに鑑み同國品殊に棗の購入方を希望し來りたるを機とし通商條約締結方交渉を進め來れるが、最近益々我國よりの對伊輸出増加し居るに依り、イラク國側より條約締結上の先決問題として重ねて同國品購入方を希望し來りたるを以て、目下我方に於ては之が對策考究中なり。

因に日伊貿易は昭和九年度に於て我方より輸出一千七百十六萬圓なるに對し、イラクよりの輸入は二萬六千圓なり。(尙シリアの項參照)

#### 二、日伊貿易

イラク側統計に依る日伊貿易額左の如し。(單位千デナル)

一九三二年	日本より輸入	日本へ輸出	一九三三年	二、三〇
	一、九三、二	—		—



### 第六章 阿弗利加

#### 五四、埃 及

一、金本位停止（一九三一年九月二十一日）

二、關稅引上

一九三四年八月六日コップ及瑠璃鐵器に付關稅引上を實施せり。

三、綿布關稅引上問題

最近本邦綿布輸入阻止を目的とする綿布關稅引上の機運濃厚となりたるに付、我方に於て右機運緩和の爲埃及綿買付増加を計ることとしたるが、昨年度の我埃及綿輸入は三千九百萬圓餘（前年度一千九百萬圓）に上りたるに付我方努力の次第を埃及政府に申入れ關稅引上を差控へしめる様努力し居れり。

四、日埃貿易概況

過去六年間に於ける日埃貿易の推移左の如し。（單位千圓）

年 度	日本より輸出 埃及よりの輸入	バランス
昭和四年	三、三三	二五、八四（十）五、五六
昭和五年	二六、九七	一六、三三（十）三、七五
昭和六年	三三、八元	一三、五七（十）九、二二
昭和七年		四、八七
昭和八年		五、六七
昭和九年		七、九八
昭和七年		一九、五七（十）三、〇八九
昭和八年		二六、四五（十）九、一五
昭和九年		四、二五九（十）二六、七九

#### 日埃貿易輸出入品

(イ)日本よりの主要輸出品（單位千圓）

品 目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
葉 煙 草	六九五	八四二	
硬 化 油	七	二六〇	
綿 織 絲	三五	二五九	三六
綿織物(生地)	一〇、九六	一一、四一	九、四九
綿織物(晒)	二、八七五	五、三三三	六、五九
綿織物(其他)	一三、三三	二、七六	三〇、五五
絹 織 物	三、四七	三、三六	三、六一
人絹織物	五、七六	四、三六	八、〇七六
(ロ)埃及よりの主要輸出品（單位千圓）			
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五
メリヤス靴下			七一
鈕 釦			八〇
陶 磁 器			四〇一
履 物			四八
玩 具			三五
鐵 製 品			三三
アラビヤゴム			二二三
線 綿			一五、三〇〇
鱗 礦 石			三、六四
鐵 製 品			一六
玩 具			三九
陶 磁 器			四八
履 物			一八七
メリヤス靴下			七二
鈕 釦			六
綿メリヤスシャツ			一、〇三
綿 タ オ ル			一五</



一九三三年六月人絹布、綿布、メリヤス製品、自轉車、綿毛布等に對し從來徴收し來れる從價關稅の外に新に從量稅を設け其の何れか高き方に依り課稅せらるゝことゝなりたる爲、安價なる本邦品は從量稅の適用を受け従前の二倍乃至四、五倍の高稅を課せらるゝに至れり。

一九三四年十月二十四日生地綿布、加工綿布、人絹布、綿毛布、綿製シャツ、ブルオーバ、ジャーシ、カーデイガン、自轉車及部分品、革靴に付關稅引上を行へり。就中我國より輸出多き自轉車部分品は殆ど禁止的高率關稅を賦課せらるゝこととなれり。

二、コンゴ盆地條約廢棄論

本條約の存する限り本邦品に對し差別的高率關稅を課す能はざるを以て之を廢棄すべしとの議論擡頭し居り其の形成樂觀を許さず。

三、日本對東阿三州貿易

先方側統計に依れば本邦對東阿貿易額左の如し。(單位千磅)

	一九三三年	一九三三年 一月— 九月	一九三四年 一月— 九月
本邦へ輸出	二四	四五〇	五五
本邦より輸入	五六	三三	五三
合計			
本邦へ輸出		一	九
本邦より輸入			
合計			
本邦へ輸出			八四
本邦より輸入			一、〇五〇
合計			一、〇〇五

我方に於ては日本品に對する關稅引上論、又はコンゴ盆地條約廢棄論に對する對策として東阿産品買付に依り輿論を有利に導くべく努力し居れる處、東阿よりの主なる對日輸出品及我國に對する輸出額左の如し。(單位千磅)

	一九三三年	一九三四年
棉	三四	七四(一月—九月概算)
花	三三	七四(一月—九月概算)
曹	達 二〇	七三(一月—十月)
ワットルバーグ		不明
肩		不明
鐵		六・六(一月—十月)

(參考)本邦統計中の關係部分左の如し。(單位千圓)

	本邦より輸出	本邦へ輸入
ケニヤ、ウガンダ及タンガニイカ	昭和九年 三三、三六	昭和九年 一五、一八
佛領ソマリランド	四、〇九〇	五
蘭領東阿	八、八三	一、二一六
其の他の東阿	二、二三三	四、九二五
合計	三七、四五三	二二、三〇四
	昭和八年 一三、一七四	昭和八年 一四、三五六
	昭和七年 一五、七六〇	昭和七年 三、四一四

五六、葡領東阿弗利加(モザンビク)

一、關稅引上

一九三四年五月二十八日葡國大統領令に依り葡領東阿弗利加(モザンビク)輸入關稅の改正を行ひたるが



右改正に依れば關稅表に特掲なき外國製の綿製品、毛織製品、機械製靴等に付關稅引上となり、就中本邦よりのゴム靴及キャンバス靴の如きは數十割の禁止的稅率を課せらるゝこととなるを以て緩和方葡本國と交渉中なり。

### 二、日本葡領モザンビク貿易

葡國統計に依れば日本及葡領モザンビク貿易額左の如し。

日本より輸入		日本への輸出	
一九三二年	七、三三、四〇〇 <small>(エスクード)</small>	一九三二年	九、三〇九 <small>(エスクード)</small>
一九三三年	八、四七、八四八	一九三三年	九、三〇九
	<small>(約一、三五六、四四圓)</small>		<small>(約一、四八九圓)</small>
日本より輸出		日本へ輸入	
一九三四年	八、八三、五五四	一九三四年	一、二六、三三三

(尙左記は大藏省統計に依る)

我國より葡領モザンビク宛輸出品は綿製品、絹製品、鼈甲細工、革製靴、木箱、護謨製品、陶磁器、硝子器、帽子、靴、珧瑯鐵器、鐵製品、自轉車及部分品、セルロイド製品等にして

葡領モザンビクより本邦への輸入品は石絨及同製品(昭和九年六四九、七〇七圓)、鐵及屑鐵(同三五八、四七六圓)なり。

### 五七、南阿聯邦

#### 一、金本位停止(一九三二年十二月二十八日)

#### 二、關稅改正

南阿聯邦現行關稅は一九二五年の改正關稅法に基き普通稅率、サスペンデッド・デューテイ及ダンピング・デューテイの三部より成る。

一九三二年十月十三日オタワ協定に基き魚類罐詰、護謨靴等の特惠を増加し、又綿布、人絹布、衣類等に從量稅を新設せり。

一九三四年六月七日魚膏、メリヤス衣類、男子用フェルト帽子、毛皮帽子、キャンバス靴に付關稅引上を實施せり。

#### 三、爲替ダンピング稅

一九三一年末以來一九二五年關稅法第十五條に依り爲替下落國よりの輸入品にして、南阿産業に不利なる影響を與ふべき商品に對し該商品の輸出國 F、O、B、價格を時價相場に依り南阿貨に換算せる額と公定換算相場(邦貨一圓に付南阿貨二三・三五片換)に依り南阿貨に換算したる額との差に等しき爲替ダンピング稅を課すること、せるが、一九三二年二月二十日附大藏省告示を以て本邦よりの輸入品に付ても之を賦課し、其の後屢次本稅賦課品目を加除したるが一九三四年十月十二日附官報を以て本稅賦課を受くる本邦製品のリストを發表せり、即左の如し。

ビスケット、植物若は動物油、菓子(チョコレート、砂糖菓子、ボンボン、クラツカー等)粟、林檎、ジャム、豌豆、ブランケット、椰子蓆、服、メリヤス、衣類、古着、帽子、靴下、ネクタイ、綿カンヴァス布、蒲團、綱及索繩、二子絲、釘及針金、軌條、鋤、電池、シヨベル、鬼針金、金網、燻及壺、セメント、護謨、タイル、油、ベイント及繪具、磨材料、石鹼、硫酸アルミニウム、過燐酸、硫酸マグネシウム、硫酸銅、長靴及短靴、護謨製水管、革製品、護謨製床







第二編 諸外國の貿易制限措置及本邦との貿易關係

		一八〇		
綿手巾	五	二九	二九	二九
絹手巾	二〇	八二	八六	八六
蒲團	一四〇	七三		
敷布	三〇〇	二四三		
メリヤス製品	一、三四	二、五五	一、八四	
帽子	一〇三	天四		
履物	四五	四七		
衣類及部分品	五六	八三		
(ロ)南阿よりの主要輸入品(單位千圓)				
昭和七年	昭和八年	昭和九年		
牛皮及水牛皮	二	一五		
タンニン材料及エキス	七五	一、〇八		
羊毛	一、〇三	二、五九	五、七八〇	
鐵屑	七	二九		
石絨及同製品	二五	一三		
陶磁器	三六	九八		
硝子及同製品	一五	四〇		
鐵製品(主として琺瑯鐵器)	六	三〇		
自轉車及部分品	六	二五九		
木材	二九	八八		
ランプ及部分品	六	二〇		
玩具	二六	三九		
			八五	

五八、モロツコ

一、佛國政府はモロツコに關稅引上及割當制度採用を計畫し、アルヘジラス條約關係國の諒解を取付くる爲商議を進め居る趣なるに付、我方に於ては特に本邦を不利なる地位に置くことなき様佛國政府の注意を喚起すると共に成行を注視し居る次第なり。

二、日モロツコ貿易

モロツコ側統計に依れば日モ貿易は左の如し。(單位百萬法)

年次	日本より輸出	日本へ輸入
一九三三年	六五・二	二・七
一九三四年	一九・〇七五	五〇五

因に本邦統計に依れば一九三四年全年度分左の如し。(單位千圓)

尙我國よりの輸入品は左の如し。(單位千法)

年次	人絹布	緑茶
一九三二年	一九三三年	一九三三年
綿織物 七、四三〇 (一、八七噸)	二七、八〇〇 (三、五六噸)	七、五〇〇 (九五噸)
		二、五二〇 (四二噸)

因に一九三四年度に付ては不明なるも各品共前年に比し三割乃至五割方増加し居る趣なり。モロツコより本邦への輸出品左の如し。(單位千法)

年次	一九三二年	一九三三年
磷 鑛	三、七五〇 (三五、九五噸)	二、六〇〇 (三、一五噸)

因に一九三四年度に於ては前年に比し二、三割減少の由。右の内綿布及人絹布の國別輸入狀況を示せば左の如し。(單位千法)

總額	一九三二年		一九三三年	
	内 英國	伊 太 利	内 英國	伊 太 利
	一、四、五〇〇	一、〇、一五〇	六、一四〇	四、五、三〇〇
	一、四、五〇〇	一、〇、一五〇	三、七六〇	一、六、〇〇〇